

大河原町地域防災計画

総 則 編
風水害等災害対策編

令和4年3月

大河原町防災会議

〔目 次〕

第1編 総則編	1
第1章 総則	3
第1節 計画の目的及び構成	5
第2節 防災の基本方針（防災ビジョン）	10
第3節 防災に関する組織と実施責任	11
第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱	13
第5節 大河原町の地勢と災害要因、災害記録	21
第6節 対象とする地震	28
第7節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進	29
第2編 風水害等災害対策編	31
第1章 災害予防対策	33
第1節 風水害に強いまちづくり	35
第2節 建築物等の予防対策	42
第3節 ライフライン施設等の予防対策	44
第4節 防災知識の普及	47
第5節 防災訓練の実施	54
第6節 地域における防災体制	58
第7節 ボランティアのコーディネート	61
第8節 企業等の防災対策の推進	63
第9節 情報通信連絡網の整備	66
第10節 職員の配備体制	68
第11節 防災拠点等の整備・充実	72
第12節 相互応援体制の整備	73
第13節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	78
第14節 緊急輸送体制の整備	81
第15節 避難対策	83
第16節 避難受入れ対策	92
第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保	98
第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	100
第19節 複合災害対策	106
第20節 災害廃棄物対策	108
第21節 災害種別毎予防対策	110
第2章 災害応急対策	117
第1節 防災気象情報の伝達	119
第2節 災害情報の収集・伝達体制	139
第3節 通信施設の確保	144
第4節 災害広報活動	147

第5節	防災活動体制	151
第6節	警戒活動	158
第7節	相互応援活動	163
第8節	災害救助法の適用	166
第9節	自衛隊の災害派遣	169
第10節	救急・救助活動	174
第11節	医療救護活動	176
第12節	交通・輸送活動	178
第13節	ヘリコプターの活動	184
第14節	避難活動	186
第15節	応急仮設住宅等の確保	200
第16節	相談活動	204
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	205
第18節	愛玩動物の収容対策	210
第19節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	211
第20節	防疫・保健衛生活動	217
第21節	遺体等の捜索・処理・埋葬	220
第22節	災害廃棄物の処理活動	224
第23節	社会秩序の維持活動	226
第24節	応急教育活動	227
第25節	防災資機材及び労働力の確保	232
第26節	公共土木施設等の応急対策	236
第27節	ライフライン施設等の応急復旧	238
第28節	農林業の応急対策	244
第29節	二次災害・複合災害防止対策	248
第30節	応急公用負担等の実施	250
第31節	ボランティア活動	252
第32節	災害種別毎応急対策	255

第3章 特殊災害対策 267

第1節	原子力災害対策	269
第2節	火山・降灰対策	273

第4章 災害復旧・復興対策 275

第1節	災害復旧・復興計画	277
第2節	生活再建支援	281
第3節	住宅復旧支援	286
第4節	産業復興支援	288
第5節	都市基盤の復興対策	289
第6節	義援金の受入れ、配分	291
第7節	激甚災害の指定	292
第8節	災害対応の検証	295

第 1 編 総則編

第 1 章 総則

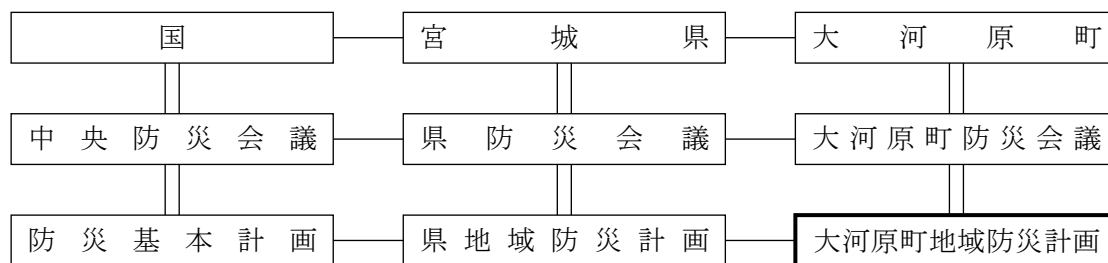
第 1 節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

【国、県及び大河原町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく「大河原町地域防災計画」として、大河原町防災会議が策定する計画であり、本町の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき各種災害の防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

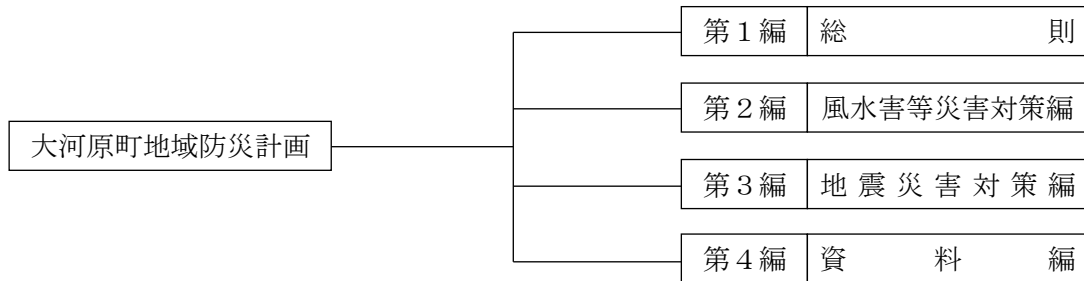
町では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、防災対策を推進する。

さらに、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう必要な措置を講ずる。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害等災害対策編、第3編を地震災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策等を定めた。

また、第4編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町的情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

〈今回の修正においては、平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）、令和元年（2019年）東日本台風（以下「東日本台風」という。）の教訓や、令和3年2月に改訂された県地域防災計画の内容、令和3年5月に公布された改正災害対策基本法や関連する法制度等を盛り込んで修正したものである。〉

5 基本方針

大規模災害は、ときとして人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも町・県・国・その他関係機関等が総力を結集して、地域の復興とさらなる発展を目指す。

(1) 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災をはじめ、これまでに町内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓を踏まえ、大規模災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、各種のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底等、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図

る。

(2) 災害発生時の迅速な初動体制の確立

町は、大雨・洪水、大雪、土砂災害、地震等の自然災害への対処として、災害対策本部条例及び災害対策本部運営要綱に基づき、迅速な初動体制とする「警戒配備」、「特別警戒配備」、「非常配備」等の体制を整えるものとする。

また、「保健センター」を災害対策本部の健康危機対策の拠点と位置づけ、「保健師等の派遣」並びに「炊き出し機能を活用する食糧配布」等の保健衛生及び栄養管理等の拠点ステーションとする。

(3) 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難情報等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、指定緊急避難場所や指定避難所・避難路の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。

(4) 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災をはじめ、これまでに町内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における災害時相互援助協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

(5) 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、災害の状況（風水害や地震等の被害）、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

(6) 自助・共助による取組みの強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、県、国及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自ら

が守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

(7) 二次災害の防止

大規模災害の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、災害・地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための町土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

(8) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するために建築物の堅牢化・耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する必要がある。

(9) 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立地域での二次災害、指定避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

(10) 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して、広く普及している携帯電話で避難情報等を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどICTの防災施策への積極的な活用が必要である。

(11) 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる必要

がある。

(12) 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、町は、男女共同参画の視点から、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

(13) 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

6 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

7 計画の運用・習熟

町及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針（防災ビジョン）

本町は、自然条件からみて台風、洪水、地震等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、さらにはDX（デジタルトランスフォーメーション）の進行による業務構造の変革に対応できるよう、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

1 風水害

台風や集中豪雨による災害の規模は、昭和61年8月5日の台風第10号や令和元年10月12日の台風第19号等による被害の大きさを立証済みであり、この教訓を生かしてまず災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画の検討をはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。

2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防、思想の高揚に努める。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化に努める。

3 震災

宮城県及びその周辺の地震は、過去の記録から見ると、宮城県沖、福島県沖、県の内陸部で発生する地震が多くなっている。最近では、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」が記憶に新しく、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東日本の広範囲にわたり甚大な被害を及ぼしている。

同震災により、本町では行方不明及び負傷者はなかったものの死者（関連死）2名となり、住家については全壊10棟、大規模半壊21棟、半壊125棟、一部損壊1,333棟の被害が発生している。また、震災による被害総額は道路、上下水道施設等の関係で約23億を超える状況となった。（いずれも平成24年3月調査時点）

そして、これらの状況は、本町がこれまで経験した昭和53年6月12日の「宮城県沖地震」の死者、被害額を大きく上回る事となった。

今後、県では東日本大震災を教訓に、新たな被害想定を予定している。この結果を参考に、考え得る地震被害規模の最大値を把握し、将来発生する地震に備えるとともに、地震発生時に的確な対応ができるよう体制を整備するものとする。

4 要配慮者への配慮

全ての災害に対して、要配慮者である高齢者や障がい者等、あるいは旅行者への万全の安全対策を講ずる。町は防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。

第3節 防災に関する組織と実施責任

1 防災組織

(1) 防災会議

大河原町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく大河原町防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする（資料1-1～1-4参照）。

(2) 災害対策本部

大河原町の地域内において、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく大河原町災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。（災害発生の可能性、災害の状況などに応じ、必要と認めるときは災害対策警戒配備を設置する。）

大河原町災害対策本部の組織及び運営については、大河原町災害対策本部条例及び大河原町災害対策本部運営要綱の定めるところによる（資料1-5・1-6参照）。

2 実施責任

(1) 大河原町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるように協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、自ら行う防災対策業務を通して、町その他の防災関係機関が行う応急活動に協力する。

(6) 仙南地域広域行政事務組合

仙南地域広域行政事務組合は、自ら防災活動を実施するとともに、大河原町地域防災計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

(7) 地域住民

住民一人ひとりには、「自らの命は自ら守る」ということを基本に、風水害災害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的な取組みに努める。

また、3日分以上の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力等、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

さらに、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

(8) 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等に加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）の策定・運用及び事業継続マネジメント（BCM）の構築等に努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

本節は、大河原町、宮城県、並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 大河原町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また、災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 大河原町防災会議に関する事務
(2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導
(3) 防災に関する施設・設備の整備
(4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
(5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
(6) 避難情報等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令及び指定避難所の開設
(7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
(8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
(9) 水、食料その他物資の備蓄確保
(10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施
(11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策
(12) 災害時における学校教育・保育の維持・継続等、公立小・中学校の応急教育対策、公立保育所の応急保育対策
(13) ボランティアによる防災活動の環境整備
(14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務
(15) 被災宅地危険度判定業務に関する事務
(16) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 大河原町教育委員会

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 町立学校施設の災害対策に関すること。
(2) 町立学校の応急教育対策に関すること。
(3) 町立学校児童、生徒の安全対策に関すること。
(4) 社会教育施設等所管施設の災害対策に関すること。
(5) 文化財の災害対策に関すること。

3 仙南地域広域行政事務組合

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 火災、災害警戒防衛活動に関すること。 (2) 警戒、警報等の広報及び伝達に関すること。 (3) 災害時における人命又は財産保護のための救助活動及び救急・救護活動に関すること。 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 (5) し尿の処理に関すること。

4 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮城県	(1) 宮城県防災会議の事務 (2) 宮城県災害対策本部の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 (13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
大河原地方振興事務所	(1) 支部運営の総合調整に関すること。 (2) 災害情報の収集・報告等に関すること。 (3) 被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関すること。 (4) 高圧ガス等に関すること。 (5) 県民相談に関すること。 (6) 商工業・観光施設に係る被害情報の収集及び伝達に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 食料供給対策に関する事。 (8) 商工業対策に関する事。 (9) 農林業対策に関する事。 (10) 農業農村基盤整備に関する事。
大河原県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税の措置に関する事。 (2) 要請を受けた住宅被害認定調査に係る市町村への調査支援に関する事。
大河原土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防対策に関する事。 (2) 住宅対策に関する事。 (3) 交通施設、障害物の除去対策に関する事。 (4) その他土木、建築関係対策に関する事。
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法に基づく救助事務に関する事。 (2) 医療救護対策に関する事。 (3) 防疫対策に関する事。 (4) 給水対策に関する事。 (5) 被災した愛玩動物の収容対策に関する事。 (6) その他保健福祉、衛生対策に関する事。
大河原教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文教対策に関する事。 (2) 文化財の保護対策に関する事。

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 (3) 関係職員の派遣に関する事。 (4) 関係機関との連絡調整に関する事。
東北財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関する事。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関する事。 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関する事。
東北厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。 (2) 関係職員の派遣に関する事。 (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
東北農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導に関する事。

	<p>(2) 農地・農業用施設，農地海岸保全施設，共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導に関すること。</p> <p>(3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導に関すること。</p> <p>(4) 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導に関すること。</p> <p>(5) 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸し付け及び指導に関すること。</p> <p>(6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</p>
東北森林管理局 仙台森林管理署 白石森林事務所	<p>(1) 山火事防止対策に関すること。</p> <p>(2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。</p> <p>(3) 林道の適正な管理に関すること。</p>
東北経済産業局	<p>(1) 工業用水道の応急復旧に関すること。</p> <p>(2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策に関すること。</p> <p>(3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</p>
東北運輸局	<p>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</p> <p>(2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</p>
東北地方整備局仙台河川国道事務所	<p>(1) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理に関すること。</p> <p>(2) 直轄道路の災害応急工事の実施に関すること。</p> <p>(3) 直轄道路の交通の確保に関すること。</p>
国土地理院 東北地方測量部	<p>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</p> <p>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</p>
仙台管区气象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>

宮城労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導に関すること。 (2) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導に関すること。 (3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏洩の事故の確認に関すること。 (4) 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払いに関すること。 (5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導に関すること。
東北防衛局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する速報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。

6 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。 (3) 災害時における応急医療・救護活動に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社東北支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱いに関すること。
東日本電信電話株式会社 (宮城事業部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 (2) 電気通信システムの信頼性向上に関すること。 (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事。 (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携に関する事。
<p>KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関する事。 (2) 災害時における通信の確保に関する事。 (3) 電気通信設備の復旧に関する事。
<p>東北電力ネットワーク株式会社宮城支社（白石電力センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給施設の防災対策に関する事。 (2) 災害時における電力供給の確保に関する事。
<p>東日本旅客鉄道株式会社（仙台支社）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設の整備保全に関する事。 (2) 災害復旧工事の実施に関する事。 (3) 全列車の運転中止手配措置に関する事。 (4) 人命救助に関する事。 (5) 被災箇所の調査、把握に関する事。 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保に関する事。 (7) 旅客の給食確保に関する事。 (8) 通信網の確保に関する事。 (9) 鉄道施設の復旧保全に関する事。 (10) 救援物資及び輸送の確保に関する事。 (11) 列車運行の広報活動に関する事。
<p>日本放送協会 （仙台放送局）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象予報・警報、災害情報等の放送に関する事。
<p>日本赤十字社（宮城県支部大河原町分区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護に関する事。 (2) 救援物資の備蓄及び配分に関する事。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (4) 義援金の募集及び配分に関する事。 (5) その他災害救護に必要な業務に関する事。
<p>日本通運株式会社（仙台支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保に関する事。 (2) 災害時の応急輸送対策に関する事。

株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 株式会社セブン-イレ ブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマ ート 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	(1) 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給
日本貨物鉄道株式会社 (東北支社)	(1) 災害対策に必要な物資の輸送対策に関する事 こと。 (2) 災害時の応急輸送対策に関する事 こと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮城交通株式会社 (村田 出張所)	(1) 災害時における緊急避難輸送に関する事 こと。 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達に関する こと。 (3) 災害時における無線通信による情報の伝達
公益社団法人宮城県トラ ック協会 (仙南支部)	(1) 災害時における緊急物資等のトラック輸送確保に関する事 こと。
公益社団法人宮城県バス 協会	(1) 災害時における緊急避難輸送確保に関する事 こと。 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達に関する事 こと。
一般社団法人宮城県L Pガス協会	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給 確保に関する事 こと。
公益社団法人宮城県医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関する事 こと。
一般社団法人宮城県建 設業協会	(1) 災害時における公共施設の応急対策への協力に関する事 こと。
一般社団法人宮城県歯 科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動に関する事 こと。 (2) 行方不明者の身元確認に関する事 こと。
民間放送各社	(1) 地震情報、災害情報等の放送に関する事 こと。

9 警察機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
大河原警察署	(1) 災害情報の収集・伝達に関する事 こと。 (2) 人命救助及び避難誘導・避難場所の警戒に関する事 こと。 (3) 行方不明者の捜索、死体の検視・見分に関する事 こと。 (4) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持に関する こと。 (5) 危険箇所の警戒に関する事 こと。

	(6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関する事。 (7) 災害警備に関する広報活動に関する事。
--	--

10 その他公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人宮城県薬剤師会	(1) 医療救護所で使用する医薬品等の確保等に関する事。
公益社団法人宮城県獣医師会	(1) 被災地域における動物の保護に関する事。 (2) 避難所における動物の適正な飼育に関する事。
みやぎ仙南農業協同組合	(1) 農作物等の被害調査並びに営農指導に関する事。 (2) 災害に伴う営農資金の貸し付け並びにあっせんに関する事。
県南農業共済組合	(1) 災害時における農作物の被害調査に関する事。
柴田町土地改良区及び黒沢尻用水路土地改良区	(1) 農地の保全又は排水施設等必要な施設の防災管理及び災害応急対策に関する事。
大河原町社会福祉協議会	(1) ボランティアによる防災活動の環境整備 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事。
医療機関	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する事。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事。 (3) 被災負傷患者等の収容保護に関する事。 (4) 災害時における医療、助産等の救助に関する事。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事。
社会福祉施設	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する事。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関する事。
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
建設業協会 大河原町建設職組合	(1) 災害時における建設物復旧応援に関する事。
大河原町水道公認店組合	(1) 災害時における水道施設復旧応援に関する事。
大河原町商工会	(1) 災害時における商店の被害調査に関する事。 (2) 被災者の生活を確保するための物資のあっせんに関する事。 (3) 中小企業者等の災害復興資金の確保援助に関する事。

第5節 大河原町の地勢と災害要因、災害記録

1 位置及び地勢

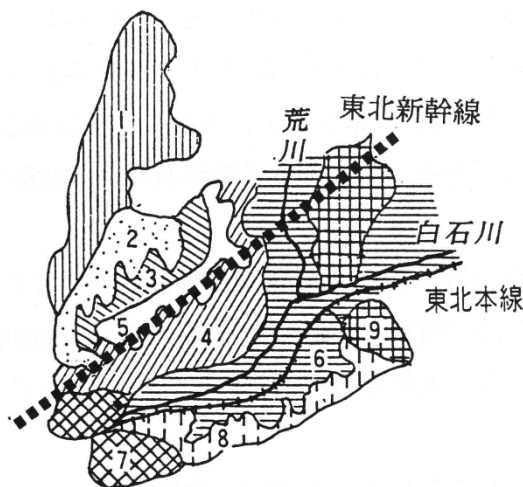
本町は、宮城県南部のやや中央に位置し、東西 6,620m、南北は 5,820m、面積は 24.99 km² で、地形はたまご型に近い円形をしている。東部より南部にかけて、館山を主峰としこれに連なる柴田・伊具郡界及び白石市白川にまたがる諸丘陵があり、西部は蔵王町との境界をなす丘陵によって囲まれ、北方の村田盆地に続く典型的な盆地である。この間を西部より南部を経て白石川が東流し、その支流荒川は村田町より南流して葦神山東方で合流する。盆地底は往古白石川の堆積作用によってもたらされた礫・土砂の堆積物によって覆われている。

2 地盤の状況

宮城県地震地盤図（昭和 63 年度県作成）によれば、本町の地盤の特徴は次のとおりである。

- (1) 表層地盤の特徴をみると、平地部では砂及び粘土を主とする沖積層であり、山地部では新第三系中新統の岩盤地帯となっている。
- (2) 白石川沿いは砂地盤で、沖積層の堆積は30mに達する地域があるが、その他は10m以下が多い。
- (3) 東北新幹線沿いには腐植土層が分布しているのが注目される。

大河原の地層図



	表示	地盤	構成		表示	地盤	構成
1		白沢層	花崗閃緑岩・凝灰岩	6		沖積地堆積物 沖積世	礫・砂・粘土
2		沼田層	安山岩・シルト岩	7		花崗岩緑岩	片状花崗閃緑石
3		段丘堆積物	砂礫	8		槻木層	粗粒砂岩・凝灰岩
4		第四紀更新統 洪積世	礫・砂・粘土・ シルト	9		高館火山岩	黒雲母花崗岩
5		金ヶ瀬層	凝灰質細粒砂岩				

3 自然的要因

(1) 気 候

本町に最も近い気象観測地点である白石（アメダス）における令和3年の観測データは、次のとおりである。

年平均気温	12.8℃	年最高気温	35.2℃（8月2日）
年降水量	1,147.0mm	年最低気温	-9.9℃（1月9日）

本町は、県内では最南部で、しかも海から20km足らずの所なので、温和にして適潤の恵まれた風土である。

平年の初霜11月上旬、初雪12月上旬、終霜4月下旬、終雪3月中旬、風速2～3mという気候である。降雪は昔のようではなくなり、積雪深は令和3年には9cmにとどまっている。

雨は6月から9月までの夏雨型で、1年の降水の半分はこの4か月間に降る。夏の気温の高いのは7月から9月の3か月で、県内でも最も高温の地域に入っている。

(2) 活断層

活断層は、地震の震源となる可能性のある断層であり、防災上重視しなければならないものである。

県内の主な活断層の概要は、次のとおりであるが、本町の位置する県南部には活断層が数多く見られるため、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

ア 長町―利府線

宮城郡利府町大日向付近から仙台市太白区长町を経て太白区富田付近までの長さ約21kmの活断層で、北東―南西方向の走向を持つ北西に傾斜した北西上がりの逆断層からなり、断層崖及び低断層崖がみられる。長町―利府断層の北西側は断層上盤側で、仙台市宮城野区鶴ヶ谷付近から榴ヶ岡を経て太白区の大年寺南西方へと連なる隆起帯を形成しており、丘陵帯南東翼部の鮮新統は最大約45°、青葉山段丘は約22°南東方に傾斜している。これらの撓曲崖の基部及び基部に位置する主断層面は、沖積層に覆われている。

イ 大年寺山断層

仙台市宮城野区東仙台付近から太白区富田付近にかけての長さ8.5kmの活断層で、北東―南西方向の走向を持つ南東に傾斜した南東上がりの逆断層からなり、逆向き低断層崖及び断層露頭がみられる。大年寺山南東側の二ツ沢において、本断層の露頭がみられる。

ウ 鹿落坂断層

仙台市太白区向山の鹿落坂付近から太白区金剛沢付近にかけての長さ約4.2kmの活断層で、北東―南西方向の走向を持つ南東に傾斜した南東上がりの逆断層からなり、逆向き低断層崖及び断層露頭がみられる。広瀬川霊屋橋付近の崖（鹿落坂）において、本断層の露頭がみられる。本断層は、見かけの変位量が大きい（約30m）のが特徴である。

エ 坪沼断層

名取市中沢付近から仙台市太白区根添付近にかけての長さ約5～6kmの活断層である。北西側の隆起小起伏面と南東で低地となっている坪沼の小盆地とが、北西側隆起の地形的境界を形成し断層崖となっている。仙台市坪沼北方の大八山共同牧場に至る道路切り割り

で本断層の副断層露頭がみられ、中期更新世に降下した越路火山灰と前期中新世に噴出した高館層が逆断層で接している。また、名取市中沢付近で本断層の断層露頭が確認されている。

オ 円田断層

村田町菅生宮前付近から村田ダム付近にかけての長さ約7kmの活断層で、北西側の隆起小起伏面と南東側で低地となっている菅生等の小盆地とが北西側隆起の地形的境界を形成し、高度不連続面となっている。村田町足立北方で、本断層の断層露頭が認められている。

カ 愛子断層

仙台市青葉区芋沢北東方の長さ約2kmの活断層で、断層崖、地塁状高まり及び低断層崖などがみられる。

キ 作並一屋敷平断層

仙台市青葉区旧仙台ハイランド付近から川崎町今宿付近にかけての長さ約9kmの活断層で、高度不連続・地塁状高まり及び断層露頭がみられる。本断層は、第四紀に活動しているが、最近の活動は不活発と思われる。

ク 白石断層

白石市西方の平地縁辺にみられる長さ約2.5kmの活断層で、断層崖及び低断層崖がみられる。この断層に沿って、1731年及び1956年の二つの被害地震(マグニチュード6.0～6.5)が生じている。

ケ 越河(こすごう)断層

白石市西方の平地縁辺から越河を経て国見にかけてみられる長さ約15kmの活断層で、断層崖及び低断層崖がみられる。この断層に沿って、1731年及び1956年の二つの被害地震が生じている。

大河原町は、自然条件からみて台風、洪水、地震等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

活断層位置図



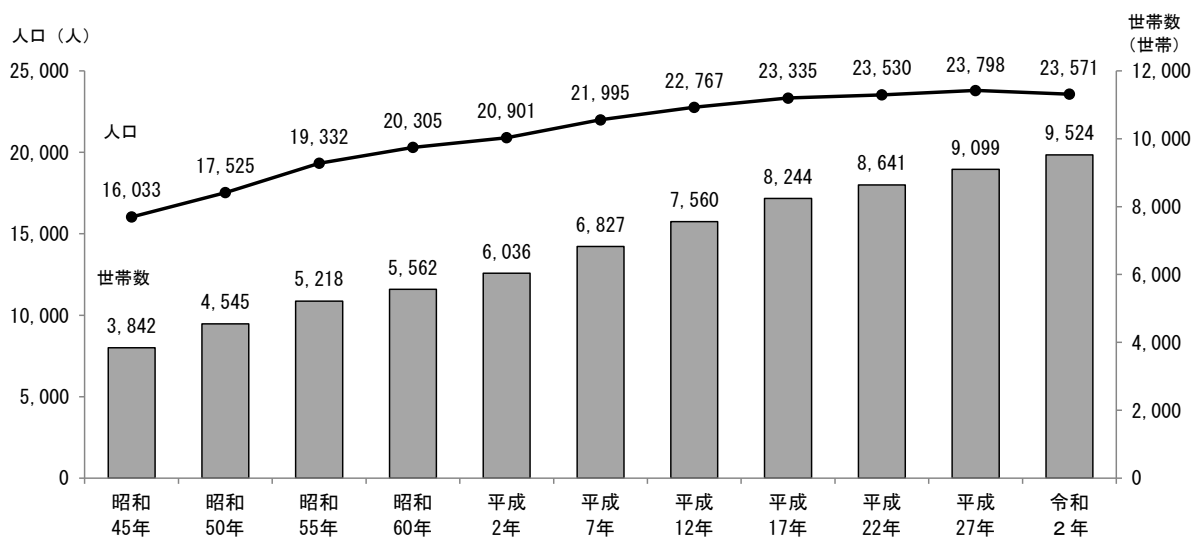
4 社会的要因

(1) 人口

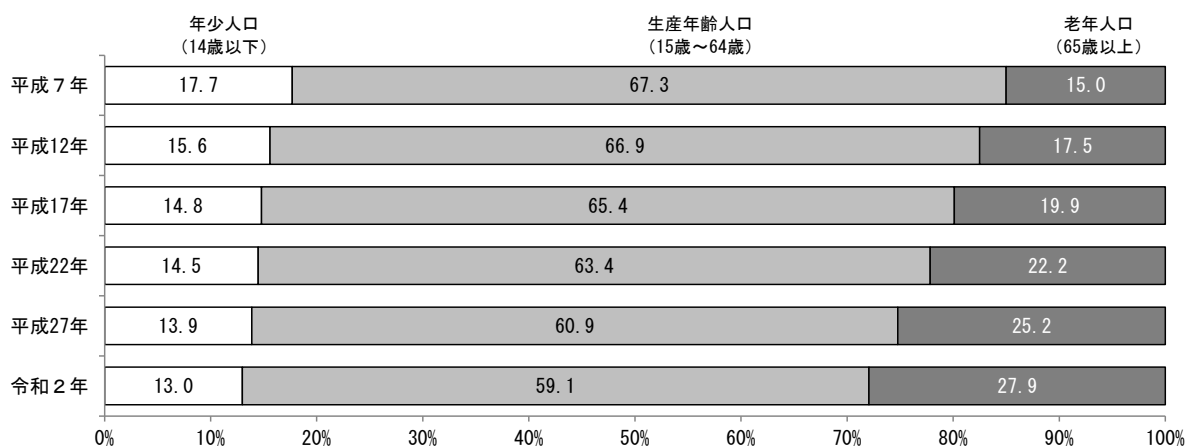
本町の総人口は、平成27年の23,798人まで増加が続いていたが、令和2年には減少し、23,571人となっている。

また、人口密度は943.2人/㎢である。

人口及び世帯数



年齢3階層別人口



なお、図表から分かるとおり、人口の停滞や出生率の低下による年少人口の減少と高齢化が着実に進んでおり、地域の防災を担う人材の不足、要配慮者の増加が懸念されるなど、防災力の面からも重要な課題である。

(2) 産 業

農業は地域特性を生かし、水稲を中心にしながら新たな農作物への転換を推進し、生産性の向上を図ってきたが、農業就業人口は年々減少している。また、町土の30%近くを林野面積が占めているが、そのほとんどは私有林地である。植林面積も減少の一途をたどっているため、防災面からも保安林の整備、治山事業の推進を図っていく必要がある。

商工業は年々伸びており、仙南の商都としての長い蓄積を生かし、駅前地区、本町・中町地区、一般国道4号沿道地区それぞれが立地環境を生かした活動ができるよう総合的なまちづくりを進めている。交通上至便なため流通条件にも恵まれている。このことは防災上も重要であり、さらに整備を推進する必要がある。

産業別就業者の推移

(国勢調査)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	736	686	506	433	304	370	290	292
第2次産業	3,338	3,722	4,133	4,308	4,805	3,787	3,664	3,626
第3次産業	5,368	5,487	5,783	6,646	6,927	7,223	7,184	7,158
計	9,442	9,895	10,422	11,387	12,036	11,409	11,228	11,200

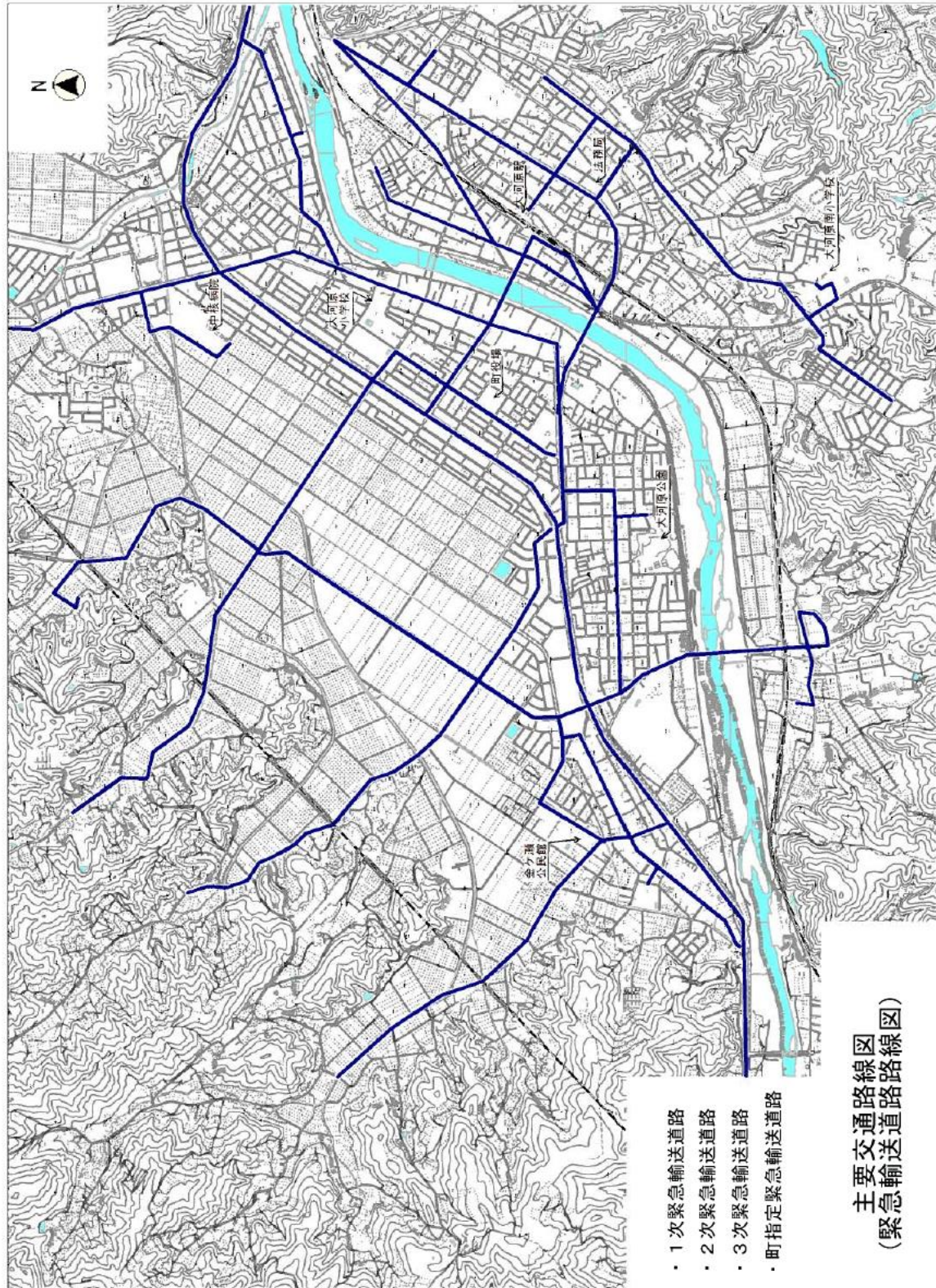
(3) 交 通

本町の道路は一般国道4号を中軸として県道5路線と、これに接続する町道によって交通網が形成されている。県道は本町を要として5路線が放射線状に発達し、総延長のうち、令和元年度現在で改良率72.5%、舗装率100.0%となっている。町道については総延長のうち、改良率59.3%、舗装率81.6%である。

町の問題点として、集落と市街地及び集落相互間の道路整備が緊要である。また、西側に隣接する町を東北自動車道が走っており仙南東部地区の交通網の要となっている。

さらに、本町にはJR東日本東北本線の大河原駅があり、東北新幹線も通過している。

防災面からみると、避難・救助救急・被災地への物資の輸送などに有効であるため、総合的な交通網の整備をさらに推進していく（町指定緊急輸送道路は資料8-5参照）。



5 過去における災害の概要

本町の過去における災害をみると、風水害等の自然災害が多く、人為的災害としては、火災のみである。なお、これらの災害は、資料 22-1・22-2 のとおりである。

第6節 対象とする地震

本町では、これまで、宮城県が実施した被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東北地方太平洋沖地震では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、本町のみならず、県全域で甚大な被害が発生した。

このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。

1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定することとしている。また、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、県は、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定することとしている。

町は、県による被害想定や減災目標を基に、減災に向けた施策を策定し、その推進に努める。

なお、施策の立案・推進に際して、東北地方太平洋沖地震による被害状況を参考に、地域による地盤・地質の状況の差異に留意しながら進めていくものとする。

2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと、また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

3 地震被害想定について

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、3度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。

被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本等が毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

第7節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

町は、地震による著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、宮城県が策定する地震防災緊急事業5箇年計画(以下「5箇年計画」という。)に反映させる。

1 対象地区

想定地震に基づき、大河原町全域とする。

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) (6)から(9)までに掲げるもののほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (11) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係わる保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (12) 地震災害が発生したときにおいて災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (13) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要なデジタル防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (17) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策(狭隘な道路の整備等)
- (18) その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等

第2編 風水害等災害対策編

第 1 章 災害予防対策

第1節 風水害に強いまちづくり

(総務課・農政課・地域整備課・上下水道課)

町は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

1 水害予防対策

(1) 豪雨・洪水、治山・地すべり・砂防・河川施設等の共通的な災害予防

町は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

ア 水害予防体制等の整備

町は、水害予防対策等に際し次の事項について緊急な措置を行う。

- (ア) 水防活動組織（消防団）及び活動体制の確立
- (イ) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- (ウ) 水防施設及び水防資機材の整備
- (エ) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (オ) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (カ) 水防活動従事者の安全確保
- (キ) その他水害を予防するための措置

イ 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、町は日頃から備蓄に努めるとともに、大災害に備えて関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

ウ 情報管理手法の確立

町は、国、県の協力を得て治山・地すべり・砂防・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

エ 災害危険地区の調査及び住民への周知

町は、山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水等による危険地域等を定期的に調査し、広報誌等により災害危険箇所について住民へ周知する。

オ 水防活性団体及び水防協力団体の活用

町は、消防団への加入促進と活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

カ 浸水想定区域の対策の推進

町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として大河原町工場立地法地域準則条例で定める用途及び規模に該当する

ものをいう。以下同じ。)の所有者又は管理者から申し出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があると認める場合には、これらの施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は各施設の所有者又は管理者等に対し、FAX又は電話で連絡を行うものとする。

上記において定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、近隣住民等に周知するため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

(2) 山地災害危険地対策

町は、国及び県の協力を得て次により山地災害予防対策を講じる。

ア 治山対策

(ア) 危険地区等の調査

県が指定した山地災害危険地区について、県と連携して調査等を行うとともに、荒廃山地などの治山対策を推進する。

(イ) 啓発活動

町は、把握した危険地区に含まれる住民に対して、危険性の内容、状況等を周知し、危険性を察知したときは自主的に避難するよう啓発する。

イ 林道施設の整備

町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。

(3) 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講じる。

ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

(4) 市街地等の雨水排水整備計画

町は、排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

(5) 農業用かんがい用排水施設の整備

ため池の老朽化、市街地の進展等によりため池、水路等に起因する災害が発生しており、また、今後発生するおそれがあるので、町はため池、頭首工などの農業用施設の整備を図る。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池（資料7-2参照）等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設につ

いて早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

2 土砂災害予防対策

(1) 土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害危険箇所の調査把握（資料19参照）

(ア) 県、町及び防災関係機関は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を把握して基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

(イ) 町は、県が土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表したときは、関連地域の住民に対して速やかに情報を提供する。

(ウ) 町は、県が土砂災害特別警戒区域として指定した区域における以下の措置について、実施状況を把握するとともに、当該地域の住民に対して、必要に応じて支援を行う。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の特定開発行為に関する許可
- b 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制
- c 土砂災害時に土砂災害特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのあるときの移転等の勧告
- d 勧告による移転者への土地の取得のあっせん

(エ) 町は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講じるものとする。

- a 円滑な警戒避難が行われるよう必要な事項を本計画に記載（本編第2章第14節「避難活動」参照）
- b 要配慮者関連施設がある場合には、情報伝達体制の整備
- c ハザードマップの作成と周辺住民への配布
- d 土砂災害時の、要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報等の情報の伝達方法及び在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

イ 土砂災害防止のための啓発活動

(ア) 土砂災害警戒区域等の周知

土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。

また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を町や住民、国・県等の関係機関に周知・広報・告知し、災害時に町が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。

町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を本計画（資料19参照）に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、継続的に地区住民に対し周知徹底を図る。さらに避難情報等の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り円滑な警戒避難が行われるよう努める。

(イ) 土砂災害防止月間及び崖崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日～7日は、崖崩れ防災週間となっている。

町は、県の協力を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。

- a ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施
- b 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- c 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

(2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

町は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

町は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(4) 土石流危険渓流の防災措置

町は関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について砂防指定地としての指定推進に努める。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

町は、崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の住民に危険が予想される地域については、地区住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として県の指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の危険区域と併せて、地区住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

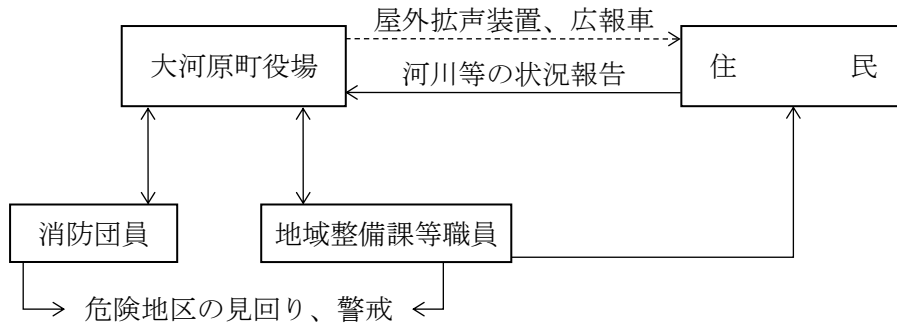
(6) 雨量観測体制の整備

町は、危険区域の住民等に対し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進するとともに、大河原土木事務所及び仙南地域広域行政事務組合消防本部で、町内における雨量観測を実施する。

(7) 土砂災害に関する避難体制の整備

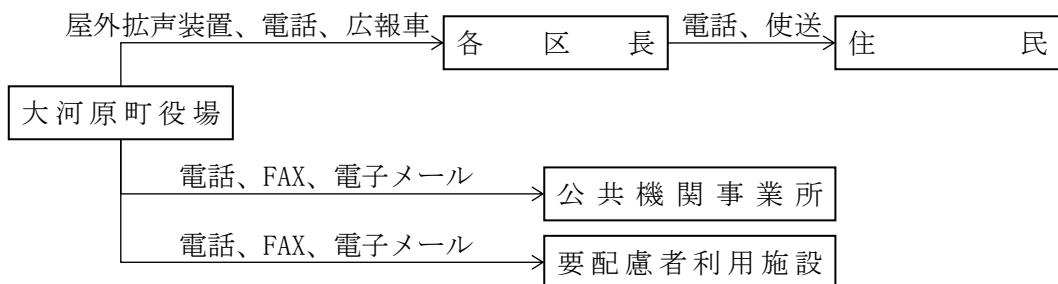
町は、避難情報等の発令対象区域・発令基準の整備、関係住民に対する避難方法、避難経路、避難場所等の警戒避難体制、指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法等についての整備を図る。警報発表時・避難指示発令時の連絡系統等は以下のとおりである。なお、避難行動が速やかに行えるよう、対象地域の住民を対象に、定期的な避難訓練を行うものとする。

ア 気象警報が発表されたとき（警戒体制）



イ 避難情報等を発令したとき（避難体制）

(ア) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 誘導分担

機 関 名	分 担 区 域	
大 河 原 消 防 署	町 内 全 域	
大河原町消防団	第 1 分 団	町 内 全 域
	第 2 分 団	橋本、小山田、福田、新開、新寺
	第 3 分 団	中町、本町1・2、上川原、上町1・2、小島、新田町、桜町1・2・3
	第 4 分 団	尾形丁1・2、西原、末広、保料西原
	第 5 分 団	上大谷、上谷1・2・3、中島、幸、錦、住吉、稗田、原前、南原前
	第 6 分 団	金ヶ瀬1~6、丑越、緑団地、湯尻、堤1・2

(8) 土砂災害発生情報の収集及び伝達体制の整備

町は、土砂災害の危険性や発生状況の把握・収集のため、地域住民からの情報伝達方法の整備を図る。また、収集した情報を速やかに関連地域の住民や関係機関等に伝達する方法の整備を図る。

(9) 土砂災害発生が予想される地域内の要配慮者利用施設に対する施策

ア ハザードマップの公開や更新、研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図る。

イ 要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携し、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

ウ 当日及び前日までの降水等の気象状況等から、災害の発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、土砂災害発生が予想される地域内の要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て、避難誘導等を実施する。

エ 施設管理者に対して、積極的に気象情報等の収集を行う等、自主的な防災活動の実施を促す。

オ 当該施設への情報伝達は、電話等にて行う。また、防災行政無線やＬアラートを介しNHK、民間放送等のメディアへの情報配信を行い、近隣住民を含めて災害発生の危険性を周知する。

3 風雪害予防対策

本町の年間の積雪量はさほど多くなく大規模な雪害は予測されにくいですが、豪雪があった場合に対処するため、町は、県と連携をとりながらとるべき具体的計画を定めて、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する必要がある。

(1) 雪害に強いまちづくり

雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

(2) 道路交通の確保計画

町は、あらかじめ除雪を優先する幹線道を定め、積雪時における道路機能の確保を図る。

(3) 住 民

住民は、町が実施する除雪作業が円滑に行われるよう協力するとともに、住宅周辺については、地域ぐるみでの除雪に努める。また、除雪への活用が可能な資機材を所有する住民は、連携して地域の除雪を行えるよう、あらかじめ資機材の種類、除雪の手順等の確認を行う。

4 農林業災害予防対策

(1) 農地・農業用施設の災害の防止

各施設の管理者は、次の予防対策を行い、災害の防止に努める。

ア 洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、県が指定する「防災重点農業用ため池」（資料7-2参照）を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を付加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

イ 緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池の整備を図る。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、防火活動拠点となる公園、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、施設の管理者は、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

ア 避難路や避難地等の確保

(ア) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

(イ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

(ウ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

イ 消防用施設の確保

(ア) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(イ) 防火水槽整備

ウ 集落の防災施設整備

(ア) 集落防災施設整備

老朽のため池の改修、地すべり防止工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

(イ) 公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備

エ 災害情報の伝達施設の確保

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うための整備に努める。

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務について、町は、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、迅速な災害予報と適切な技術対策を広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 町は農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 町は防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

町はJ Aと協力し、稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

5 市街地の防災対策

町は、これまで整備してきた市街地の安全・安心・快適性等に配慮された質の高い防災対策に努めるとともに、難路、避難場所、延焼遮断帯及び防災活動拠点としての機能を有する都市公園の整備促進に努める。なお、都市公園の整備の際は、食料や医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。

第2節 建築物等の予防対策

(地域整備課・教育総務課・生涯学習課)

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、町は、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等

町は、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 防災基幹施設

町役場庁舎、消防・警察等の防災関係機関の施設、医療機関等の防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることから、町及び防災関係機関は、施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢化及び安全性の確保を図る。

2 浸水等風水害対策

(1) 町は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、早急に浸水等風水害に対する安全性の確保を講じる。

(2) 町は、防水扉及び防水板の整備など、建物を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じる。

(3) 町は、要配慮者が居住・利用する施設については2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう施設の管理者等に対し呼びかけるものとする。

3 一般建築物対策

(1) 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、独立行政法人住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、改修等の促進を図る。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ 崖地近接等危険住宅移転事業

崖地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転する必要性を啓発することにより災害を未然に防止する。

ウ 建築物密集地帯の対策

建築物密集地帯は、火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難施設の整備、不燃材料の使用促進等、防災上の指導が必要である。

(2) 特殊建築物等の安全化

町は、消防署等の協力を得て、特殊建築物等の安全化を図る。

ア 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

イ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

ウ 防火対象物の状況

町内の防火対象物は資料6-3のとおりである。

4 文化財の防災対策

町は、県及び国とともに、文化財保護のための防災対策に努める。

第3節 ライフライン施設等の予防対策

(総務課・上下水道課・東北電力ネットワーク(株)白石電力センター
・東日本電信電話(株)宮城事業部・(一社)宮城県LPガス協会)

上下水道、ガス、電力、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、ライフライン施設関係機関は、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設

(1) 水道施設の安全性強化等

ア 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

イ 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

ウ 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

エ 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。

(2) 復旧用資機材等の確保

町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

(3) 管路図・台帳等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から最新の管路図・台帳等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

(4) 危機管理体制の確立

ア 町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルの作成に努める。

イ 町は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針の作成に努める。

2 下水道施設

町は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機

能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に努めるとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

(1) 下水道施設計画

町は、浄化センターの機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良・更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

(2) 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

(3) 下水道防災体制

町は、民間事業者等との協定締結などを進め、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

3 ガス施設

町は、L P ガスの爆発を未然に防止するための、ガス事業者等及び消防機関による予防措置に協力する。

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

ア 消費者全戸への安全器具（ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

イ 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）

ウ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消

エ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

(2) (一社)宮城県L P ガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電装置、衛星通信設備、L P ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充填所の整備に努める。

4 電力施設

町は、東北電力ネットワーク(株)が行う予防措置等について、必要に応じて協力する。

東北電力ネットワーク(株)は、計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すと同時に、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し、各種対策を実施する。

5 電気通信施設

町は、電気通信事業者が行う予防措置等について、必要に応じて協力する。

(1) 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みの推進に努める。

(2) 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

(3) 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

(4) 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じるよう努める。

第4節 防災知識の普及

(総務課・教育総務課・生涯学習課)

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時及び発災が予想されるときには自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが必要である。

このため、町及び防災関係機関は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を継続的に設け、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災知識の普及・徹底を図る。

その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者・避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に十分配慮するよう努める。

1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、町は地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会、防災訓練等を通じ継続的に教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 大河原町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度町職員に対し、十分に周知する。

また、各課局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について所属職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や水害・土砂災害のリスク、過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- (2) 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避す

る力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

(3) 児童生徒及び教職員に対する防災教育

ア 児童生徒に対する防災教育

(ア) 学校においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

(イ) 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。

(ウ) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設・運営訓練への参加等を通じ「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の実践的な学習の充実に努める。

イ 教職員に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、教職員への防災教育を行い、資質向上を図る。

(4) 町及び教育委員会は、町内の学校に県から安全担当主幹教諭を配置された場合は、地域の実情に合った、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に協力する。

(5) 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

(6) 町及び教育委員会は、各学校等において防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒への防災に対する意識づけや校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

3 住民に対する防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

ア 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

イ 防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災

害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。また、ハザードマップ等の配布や回覧、ホームページ上での公開に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 教育委員会、社会教育機関による防災意識の普及啓発

教育委員会及び社会教育関係機関は、生涯学習教育事業及び町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民への防災意識の啓発・普及を図る。また、自主防災組織の協力のもと、防災マップを作成するなど、自ら危険性を認識する意識の向上に努める。

(5) 普及・啓発の実施

町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、DVD等の製作・貸し出し、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

ア 災害危険性に関する情報

- (ア) 気象予警報及び災害情報の種類と内容
- (イ) 各地域における避難対象地区
- (ウ) 孤立する可能性のある地域内集落
- (エ) 土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識 など
- (オ) 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 など

イ 避難行動に関する知識

- (ア) 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
- (ウ) 各地域における災害種別ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (エ) 各地域における避難情報等の伝達方法 など

ウ 家庭内での予防・安全対策

- (ア) 過去の災害の概要及び地震、風水害、大火等災害時における心構え
- (イ) 「自らの家族、地域は自らで守る」という防災の基本的意識

- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (エ) 非常持出品（救急箱、マスク、手指消毒液、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (オ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (キ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - (ク) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (ケ) 出火防止等の対策の内容
 - (コ) 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など
- エ 災害時にとるべき行動
- (ア) 近隣の人々と協力して行う救助活動（初期消火、応急救護など）
 - (イ) 自動車運行の自粛
 - (ウ) 警報等発表時や避難情報等の発令時にとるべき行動
 - (エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など
- オ その他
- (ア) 大河原町地域防災計画の概要
 - (イ) 正確な情報入手の方法
 - (ウ) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - (エ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保
 - (オ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など
- (6) 要配慮者及び観光客等への配慮
- ア 要配慮者への配慮
- 町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に十分配慮する。
- イ 観光客等への対応
- 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。
- (7) 災害時の連絡方法の普及
- ア 災害時通信手段の利用推進
- 東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、町及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。
- イ 災害時通信方法の普及促進
- 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(8) 相談窓口の設置

町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(9) 地域での防災知識の普及

ア ハザードマップの整備

(ア) ハザードマップの作成・周知

町は、土砂災害警戒区域等を踏まえて指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

(イ) ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

イ 日常生活の中での情報揭示

町及び県は、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路の位置等を町の至る所に示すことや、蓄光塗料やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

ウ 観光客等の一時滞在者への周知

町は、観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

(10) ドライバーへの啓発

ア 徒歩による避難の原則の徹底

町及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

イ 運転中における発災時の対応の周知

町及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすることや、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

(11) 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用を努める。

4 住民の取組み

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」、「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、初期消火や近隣の負傷者の救助、避難行動要支援者の支援などの、防災活動への寄与に努める。

(1) 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

(2) 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

(3) 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板(web171)や災害用伝言ダイヤル(171)、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

(4) 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加によって、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

(5) 防災関連設備等の整備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

5 防災リーダーの養成

町は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者を養成するための補助制度の創設、講習等を開設し、修了者を防災リーダーとして位置づけ、その活動の推進を図ることを検討する。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

(1) 目的

町内会、自主防災組織のリーダーなど、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実践的な知識・技術を習得する。

(2) 主な補助制度、講座内容

ア 補助制度

(ア) 大河原町防災士資格取得支援事業補助金

(イ) 大河原町防災介助士支援事業補助金

イ 講座内容

災害に関する基礎知識、防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、事業継続計画関連等。

(3) 受講者の推薦

各行政区、自主防災組織等からの推薦により、地域別に養成する。

6 災害教訓の伝承

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を生かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

(1) 資料の収集及び公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、大規模災害の記録を作成・整理して適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

(2) 伝承機会の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、住民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

(3) 伝承の取組み

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第5節 防災訓練の実施

(総務課)

町は、災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、現地において計画的に防災訓練を実施する。

1 訓練の実施・参加及びフィードバック

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- (3) 防災訓練は、定期的実施するものとし、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導するとともに、住民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等を習得させ、災害に備える。
- (4) 防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にしたうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。
この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (5) 町は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (6) 町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映（フィードバック）させるよう努める。

2 訓練の種類及び目的

町は、突発的災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

町は、毎年、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点での配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

さらに、町は、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

- ア 災害対策本部運用訓練
- イ 職員招集訓練
- ウ 通信情報伝達訓練
- エ 広報訓練
- オ 火災防御訓練
- カ 緊急輸送訓練
- キ 公共施設復旧訓練
- ク 避難訓練
- ケ 救出救護訓練
- コ 警備、交通規制訓練
- サ 炊き出し、給水訓練
- シ 自衛隊災害派遣要請等訓練
- ス 避難所運営訓練
- セ その他

(2) 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電話、無線伝達）
- (ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
- (オ) 工法訓練（各水防工法）
- (カ) 水門等操作訓練
- (キ) 避難訓練（危険区域居住者の避難）
- (ク) その他必要な訓練

イ 訓練実施時期

訓練の実施は、おおむね年1回とし、6月から8月までの間とする。

ウ 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所で行う。

(3) 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防御、林野火災防御等を年1回時期を選定して実施する。

(4) 避難訓練

ア 水防訓練、消防訓練等と併せて実施するものとし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。

イ 町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。

ウ 教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

エ 町は、社会福祉施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者

に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

(5) 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(6) 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

3 訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で最も効果的な方法で行う。

4 訓練結果の評価・総括

町は、訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

5 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

6 学校等の防災訓練

- (1) 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- (2) 校内外活動（自然体験学習、野外活動を含む。）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- (3) 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- (4) 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

7 企業の防災訓練

- (1) 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定された場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、町及び各町内会、地域住民の方々並びに各企業名・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ本計画において、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害に関する避難確保計画に基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- (5) 浸水想定区域内に位置し、本計画において、名称及び所在地を定められた大規模工場等の

所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- ア 避難訓練（避難誘導等）
- イ 消火訓練
- ウ 浸水防止訓練
- エ 救急救命訓練
- オ 災害発生時の安否確認方法
- カ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- キ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- ク 災害救助訓練
- ケ 町・町内会・他企業との合同防災訓練
- コ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第6節 地域における防災体制

(総務課)

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、町は、地域住民等による自主防災組織等の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

1 消防団、水防団の活動（資料6-1参照）

- (1) 消防団、水防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。
- (2) 町は、消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有効なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力の環境づくりを推進するとともに、施設・設備の充実に努める。

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

(1) 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

(2) 自主防災組織の活動に当たって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの地域は自ら守る」という意識のもとに行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

3 自主防災組織の育成・指導

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置づけられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

また、町は、自主防災組織の日常化、訓練の実施を促す際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 町は、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 町は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

- (3) 町は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について配慮する。
- (4) 町は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、各地区自主防災組織との有機的連携を図る。

4 自主防災組織の役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

(1) 平常時

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練の実施
 - (ア) 情報の収集・伝達訓練
 - (イ) 消火訓練
 - (ウ) 避難訓練
 - (エ) 救出・救護訓練
 - (オ) 避難所開設・運営訓練

ウ 地域内の安全点検

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、町から交付されている防災用資機材（トランジスタメガホン、ブルーシート、ロープ、金てこ、ポリタンク、ヘルメット等）及びその他必要な防災用資機材の整備・点検に努める。

オ 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を保つため特に支援を必要とする者（避難行動要支援者）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町は、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

(2) 災害発生時

ア 情報の収集・伝達

被害状況を町へ報告し、各種情報を住民に知らせるため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (ア) 地域内の被害情報の収集方法
- (イ) 連絡をとる防災関係機関
- (ウ) 防災関係機関との連絡のための手段
- (エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火

ウ 救出・救護活動の実施

エ 避難誘導

(ア) 避難誘導責任者の安全確認事項

- a 市街地……………冠水、火災、落下物、危険物
- b 山間部、起伏の多いところ……………土石流、崖崩れ、地すべり
- c 河川……………決壊、氾濫、浸水
- d 代替避難路の検討

(イ) 携帯品のチェック

(ウ) 要配慮者への配慮、避難行動要支援者への避難支援

オ 給食・救援物資の配布及び町の給水・救護物資配布活動への協力

カ 避難所開設・運営への主体的参画

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び町内に事業所を有する事業者は、居住地域又は設置地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等への避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

第7節 ボランティアのコーディネート

(福祉課)

東日本大震災や近年の各種災害において、ボランティアは非常に大きな役割を果たした。このため、町では地域団体やNPO・ボランティア等の受入れ体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの定義と位置づけ

ボランティアは、自らの意思により、無償で様々な活動を行うものであり、町としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、町の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等が全ての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

2 ボランティアの役割

ボランティアに期待される主な役割は次のとおりである。

(1) 生活支援に関する業務

- ア 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資等の仕分け、輸送
- エ 高齢者、障がい者等の介護補助
- オ 清掃活動
- カ その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護、保健予防
- イ 外国人のための通訳
- ウ 被災者へのメンタルヘルスケア
- エ 高齢者、障がい者等への介護
- オ アマチュア無線等を活用した情報通信手段
- カ 公共土木施設の調査等
- キ IT機器を利用した情報の受発信
- ク その他専門的な技術、知識が必要な業務

3 ボランティア関係団体との連携強化

(1) ボランティアの育成等

現在、町内のボランティア団体は、「大河原町ボランティア連絡会加入団体」、「大河原町婦人防火クラブ」、「大河原町各種婦人団体連絡協議会」などがある。

災害時には、これらの団体と町内及び町外から応援に来てくれるボランティア、県のボランティア機関及び町、防災関係機関等がそれぞれ協力し合い、円滑な応急活動を行う必要がある。

そこで、町社会福祉協議会内に設ける「大河原町災害ボランティア」において、県のボラ

ンティア関係団体及び町との連携体制の確立、災害時のボランティアの育成、災害時のボランティアの受付、作業の分担などを行う。

町は、社会福祉協議会内の「大河原町災害ボランティアセンター」の組織の強化、災害ボランティアの育成及び災害ボランティアの活動拠点の確保等を支援する。

(2) 専門的なボランティアの育成及び活用

町は、災害時の応急活動に必要な専門的な知識、技術を持った専門的なボランティアの育成については町内のボランティア団体などと協力し、専門の教室、講座などを開催し、育成に努めるとともに、災害時に活動できるように登録しておく。

(3) 専門機関への応援要請

町は、災害発生時にアマチュア無線や柴田郡医師会、建設業協会等に対する応援要請など、必要な応急体制の整備を図る。また、県の指導のもと、各団体等との間で災害時の応援協定の締結に努める。

(4) ボランティア保険

町は、防災ボランティアに登録した者が、安全で積極的な活動ができるように災害対応ボランティア保険に加入する。

4 ボランティアのコーディネート体制

(1) 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

「大河原町災害ボランティアセンター」は、ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

また、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行い、町はそれらの支援を行う。

(2) 災害ボランティア関係機関とのネットワーク整備

災害ボランティア活動コーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

(3) コーディネート体制の支援

町は、ボランティアに対するニーズと活動のマッチングについて、あらかじめ社会福祉協議会と災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容、設置場所等について協議を行う。

第8節 企業等の防災対策の推進

(総務課)

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

1 企業等の役割

(1) 企業等の活動

ア 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模な災害の発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 事業継続上の取組みの実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

ウ 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じるよう努める。

エ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に

関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

オ 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内に位置し、本計画において名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（浸水防止計画）の作成及び浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

(2) 町、県及び防災関係機関の役割

ア 防災に関するアドバイスの実施

町、県及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

イ 企業防災の取組み支援

町及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。また、町は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

ウ 企業の防災力向上対策

町、県及び各業界の民間団体は、企業防災の取組みに資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

エ 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について積極的に支援を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設に対して必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう確かな防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第9節 情報通信連絡網の整備

(総務課・企画財政課)

大規模災害時に備え、町は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

また、県及び防災関係機関の協力を得て、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

また、防災行政無線のデジタル化を推進し、消防庁により伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災気象情報を受信する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

2 町デジタル防災行政無線の活用

町は、平成24年度に整備を行った「デジタル防災行政無線」（資料3-1参照）により大規模災害時における住民等への区長を通じた情報提供、被害状況等の情報伝達手段として活用する。また、デジタル防災行政無線の定期的な点検並びに操作使用等に係る研修を行う。

3 職員参集等防災システムの整備

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、県で整備した総合防災情報システム（M I D O R I）等を利用し、職員が緊急時に自主参集できるシステムの構築を図るとともに、初動時において情報収集連絡体制の確立に努める。

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、デジタル防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、デジタル防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民放等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、データ放送、SNS及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町デジタル防災行政無線に関しては、屋外スピーカーへの受信が可能となるように機能整備に努める。

(3) 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送や緊急速報メール、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

5 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、町デジタル防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

6 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努めるほか、自家発電設備の活用体制の整備に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水の危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

7 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第10節 職員の配備体制

(総務課)

町は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、その機能の全てをあげて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期すものとする。このため、町及び防災関係機関は、平常時から各組織ごとの配備・動員計画等の体制や業務継続計画（BCP）を整備しておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

1 職員の配備体制

(1) 警戒配備

大雨、洪水、大雪、暴風（強風）等の注意報、警報が発表され、災害の発生が予想され、又は災害が発生したとき、町は、「災害対策配備要領」に基づき、関係各課の必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

(2) 警戒本部

大雨、洪水、大雪、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生した場合、若しくはその他特に総務課長が必要と認めたとき、町は、「災害対策配備要領」に基づき、警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。

本部長は総務課長、副本部長は地域整備課長とする。

(3) 特別警戒本部

大雨、洪水、大雪、暴風等の警報が発表され、相当規模の災害発生のおそれがある場合、又は被害が発生した場合、若しくはその他特に副町長が必要と認めたとき、町は、「災害対策配備要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。

本部長は副町長、副本部長は総務課長とする。

(4) 災害対策本部

ア 組織概要

大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めた場合に設置する。

災害対策本部の組織は、「大河原町災害対策本部条例（資料1－5参照）」、「大河原町災害対策本部運営要綱（資料1－6参照）」に基づく。設置基準は要綱中「別表第3 非常配備基準」のとおりとする。

イ 本部長・副本部長

本部長は町長、副本部長は副町長とする。

ウ 本部長不在時の対応

本部長が不在のときは、副本部長（副町長）、事務局長（総務課長）の順に指揮をとる。

エ 本部の運営

(ア) 本部員会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害対策に関する重要事項を協議決定し、実施する。

本部員は、会計管理者、教育長、各課長、及び局（所）長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(イ) 部

部は、災害対策の活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害対策活動を行う。部は、「大河原町災害対策本部運営要綱」別表第1、別表第2（資料1-6）を参照のこと。

部には、部長、副部長を置く。

(ウ) 本部事務局

本部事務局は、気象予警報の受理伝達、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理などの、災害対策本部の運営に関する事務を行う。

事務局長は総務課長、次長は総務課長補佐、職員は総務課職員と各部の本部連絡員をもって充てる。

オ 非常配備体制

本部長は、本部を設置した場合は、「大河原町災害対策本部運営要綱」別表第3（資料1-6参照）に定める基準により職員の非常配備を指令する。

カ 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消したとき、又は災害が発生した場合の応急対策がおおむね完了したときに本部長が指令し廃止する。

(5) 水防本部

水防本部は、水防法第33条の規定に基づき、町が定めた大河原町水防計画により、洪水等の水災を警戒し、防ぎよするために設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

2 職員の動員体制

(1) 参集体制

ア 平常執務時の伝達方法

総務課長は、災害が発生したとき、又は発生するおそれのある情報を受けたときは、前記1の配備基準に基づき、町長、副町長と協議のうえ警戒配備、特別警戒配備、又は災害対策本部の設置を行う。この連絡は、庁内の関係課等へは庁内放送により伝達し、それ以外については電話により行う。

イ 夜間・休日など執務時間外の伝達方法

警備員は、気象情報を確認したときは、総務課消防防災係長に連絡する。消防防災係長は総務課長の指示を仰ぎ、配備体制に応じた範囲の関係課長等に連絡する。

警戒本部、特別警戒本部を設置する場合は、総務課長が関係課長に連絡し、各課長は課長補佐、係長を通じて職員に連絡する。

連絡は電話を使用する。

(2) 職員の心構えについて

全職員は、配備基準、配備編成計画、及び自己の任務を十分に習熟しておかなければならない。そのため、町は災害時における各職員の動き方等をまとめた行動マニュアルを作成する。

なお、夜間・休日など執務時間外における参集については、次の点に十分留意する。

- ア 職員は、災害が発生するおそれのあるときは、ラジオ、テレビ、インターネットの聴視、所属課長や総務課等への電話照会、その他自ら工夫して、災害の状況並びに防災指令等を把握するように努めなければならない。
- イ 特に、各自が配備される一段階前の状況になったと予想されるときは、所属課長等へ自ら連絡をとり、自分の配備指令に備える。
- ウ 職員は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれが高いときは、防災指令、その他配備命令がない場合であっても、状況によっては所属長と連絡をとって、進んでその指揮下に入るように努め、家族の安全確保を確認したうえで、自らの判断で速やかに部署に参集する。そのため、日頃から家族内での安全対策について話し合っておくように努める。
- エ 大規模災害時における参集手段は、できるだけ自動車を避け、オートバイ、自転車、徒歩等とする。
- オ 家族の被災等により災害対策本部まで行けないときは、速やかに所属長に連絡する。また、途中まで行ける場合は、最寄りの公共施設等で所属長の指示を待つ。
- カ 職員が参集できない状況になったときは、各部長は他の部等へ応援を依頼し、職員の再配置等を速やかに判断し、実行する。
- キ 参集途上では極力現地の情報収集に努め、参集後、部長に報告する。
- ク 参集時に住民等から救助の要請などを受けたときには、消防機関や警察署等へ通報するとともに、人命救助などの適切な措置を講じてから参集する。
- ケ 職員が参集するときは、災害の状況に応じて1日分くらいの食料、飲料水等を持参する。

(3) 防災体制の強化について

- ア 防災体制の強化に向けて、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について、検討する。
- イ 災害発生後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に協力を要請できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、行政職経験者（国や県等の機関の経験者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備に努める。
- ウ 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の定期的な見直しや訓練等を行う。また、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な物資の継続的な確保、定期的な職員への教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこと

となることから、業務継続計画の見直しに当たっては、首長不在時の代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について、最新の情報を反映しながら定めるものとする。

エ 職員の災害への対応が長期にわたる可能性があることから、職員のメンタルチェックをきめ細かく行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

3 情報連絡体制の充実

町は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関と平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備を図っておく。

また、通信に必要な燃料・電源や資機材の確保に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町は、防災関係機関と相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備を図っておく。

(3) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

4 大規模災害発生時の県からの職員派遣

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び災害対策支援のため、県から以下の職員が派遣される場合がある。当該職員の派遣・受入れについて、事前に連絡体制や受入れ体制の構築を図るものとする。

(1) 初動派遣職員

本町から県への情報が途絶した場合、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る現状及び要望等）を収集し、持参した衛星携帯電話により、県地方支部及び地域部等に報告する。

(2) 災害対策本部会議連絡員の派遣

本町において災害対策本部が設置された場合、町本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。

(3) 災害応援従事職員の派遣

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に基づき、町長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する。

第11節 防災拠点等の整備・充実

(総務課)

町は、災害時における防災対策を推進するうえで重要となる防災拠点等について、早急に整備・充実を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努めるものとする。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図るものとする。

1 防災拠点の整備及び連携

(1) 町は、庁舎における災害対策本部等の機能充実を図るため太陽光発電及び蓄電池等の整備に努めるとともに、保健センターについても避難所等への保健師の派遣並びに炊き出し食糧の配布など保健衛生及び栄養管理等の拠点とするため庁舎と同様に太陽光発電及び蓄電池等の整備に努める。

(2) 町及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、医薬品等の適切な備蓄及び調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常通信手段の確保や非常用発電機の燃料確保に努める。

(3) 町は、町役場庁舎被災時における災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、行政区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実に努める。

また、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

2 防災用資機材等の整備

(1) 防災用資機材

町は、応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売事業者と燃料の優先供給についての協定の締結に向けて調整するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(2) 水防用資機材

町は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

3 臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保

町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う（資料8-1・8-2参照）。

第 12 節 相互応援体制の整備

(総務課)

大規模災害時には、町限りでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、町は、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

1 相互応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結等

防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。また、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

ア 連絡体制の確保

(ア) 災害時における連絡担当課等の選定

(イ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

(2) 協定の締結状況

町は、災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、次のとおり協定を締結しているが、今後さらに強化を図る。

特に、大規模災害発生時の同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

ア 国機関、地方公共団体との相互応援協定（資料 9-1）

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
1	災害時における宮城県市町村相互応援協定書	宮城県及び宮城県内の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・物資・資機材の提供に関する応援 ・職員の派遣に関する応援 ・その他、特に要請のあった事項に係る応援
2	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏、置賜広域行政圏で構成する市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供 ・応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供 ・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣 ・その他、特に要請のあった事項
3	宮城県広域消防相互応援協定書	宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を	<ul style="list-style-type: none"> ・応援隊等の派遣による人命救助及び被害の軽減を目的とした活動

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
		含む一部事務組合	
4	仙南2市6町消防相互応援協定書	白石市、角田市、柴田町、村田町、川崎町、蔵王町、丸森町、七ヶ宿町	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防御のための応援隊の派遣 ・その他の災害防御のための応援隊の派遣 ・その他災害に際し必要と認めた事項
5	大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供 ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん ・災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん ・災害応急活動に必要な職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん ・前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項
6	災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省 東北地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報交換

イ 民間法人・団体等との協定（資料9-2）

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
1	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資の供給
2	災害時における緊急通信及び旅客運送等の協力に関する協定書	(株)仙南観光タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確保 ・傷病者搬送の確保
3	災害時における大河原町内郵便局、大河原町間の協力に関する覚書	大河原郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便、貯金、保険金等の災害特別事務取扱い及び援護対策 ・施設の提供
4	災害時における隊友会の協力に関する協定書	宮城県隊友会 大河原支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の収集及び伝達
5	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	みやぎ生活協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資供給
6	災害時における上水道施設応急復旧業務等の応援に関する協定書	大河原町水道工事協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の上下水道施設復旧の協力
7	災害時等における物資調達に関する協定書	東北カートン(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活物資供給（段ボール製品）
8	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)宮城事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報伝達手段の確保

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
9	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸（株） 宮城主管支部	・災害時の物資輸送等に関する確保
10	緊急物資の輸送に関する協定書	（公社）宮城県トラック協会仙南支部	・災害時の物資輸送手段の確保
11	災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書	有限会社中央タクシー	・応急対策のための人員・物資・要配慮者の輸送
12	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	仙南地域広域行政事務組合	・災害時の避難施設（仙南芸術文化センター）の提供
13	電子広告媒体を活用した防災情報の提供に関する協定書	ダイードリッコ（株）東北第一営業部	・災害時における情報発信
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	（社福）白石陽光園	・災害時における要配慮者の避難施設（さくらの風）の提供
15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	（社福）常盤福祉会	・災害時における要配慮者の避難施設（桜寿苑）の提供
16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団清山会	・災害時における要配慮者の避難施設（さくらの杜）の提供
17	災害時等における施設利用の協力に関する協定	日本基督教団大河原教会	・災害時における避難施設（大河原教会）の提供
18	災害時等における施設利用の協力に関する協定	宗教法人安浄寺	・災害時における避難施設（安浄寺）の提供
19	災害時等における施設利用の協力に関する協定	みやぎ仙南農業協同組合	・災害時における避難施設（ララ・さくら）の提供
20	災害時における宮城県柴田農林高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	柴田農林高等学校	・災害時における避難施設（柴田農林高等学校）の提供
21	災害時における宮城県大河原商業高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	大河原商業高等学校	・災害時における避難施設（大河原商業高等学校）の提供
22	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	宮城県教育委員会	・災害時における避難施設（町内県立高校）の提供
23	災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書	（株）ワカキ	・災害時における帰宅困難者の受入れ（グリーンホテル大河原）
24	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	仙南第二LPガス協議会・（一社）宮城県LPガス協会	・災害時におけるLPガスの供給及び資機材の提供
25	大河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	大河原郵便局・金ヶ瀬郵便局・大河原幸町郵便局・大河原桜町郵便局	・郵便局ネットワークを活用した広報活動、郵便業務に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策を含む包括的協定

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
26	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	みやぎ仙南農業協同組合・(株)ジェイエイ仙南サービス	・災害時における避難施設（ララ・さくら）の提供
27	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)仙南建設会館	・災害時における避難施設（仙南建設会館）の提供
28	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)八重樫工務店	・災害時における避難施設（KYビル）の提供
29	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)ヒルズ	・災害時における避難施設（天然温泉いい湯・もちぶた館駐車場）の提供
30	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)福重企画	・災害時における避難施設（さくらショッピングセンター駐車場）の提供
31	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク(株)白石電力センター	・停電状況等の情報提供 ・災害対策本部へのリエゾン（情報収集、共有のための橋渡し役）の派遣 ・重要施設への優先的な復旧
32	災害時における民間施設の使用に関する覚書	(株)ケイホク	・災害時における災害対応従事者用臨時駐車場（パーラービッグウェーブⅡ駐車場）の提供
33	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	(一財)宮城県不動産鑑定士協会	・不動産鑑定士による住家被害の認定調査、罹災証明書作成の相談対応、研修会への講師派遣
34	大河原町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	(社福)大河原町社会福祉協議会	・大河原町福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置

2 訓練及び情報交換の実施

町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換等を行う。

3 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

4 非常時連絡体制の確保

(1) 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるよう、非常時の通信手段を確保するよう努める。

(2) 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

(3) 受援体制の確立

「大河原町災害時受援計画」に基づき、人的受援及び物的受援それぞれの担当において、関係機関との調整、訓練等を行い、非常時の受援体制の確立を図る。

5 資機材及び施設等の相互利用

(1) 相互応援体制の強化

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 運用方法等の検討への協力

町は、県が資機材及び施設等に関する情報の共有、広域的応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災自治体への配分方法、各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討を行う場合、県の求めに応じて協力するものとする。

6 救援活動拠点の確保

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

7 関係団体との連携強化

町は、他市町村等関係機関間、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認、活動拠点に係る関係機関との情報の共有、救援物資の輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設の把握及び協力体制の構築を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

第13節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

(総務課・健康推進課・福祉課)

大規模な災害により、多数の負傷者が出るおそれがある場合で、地域の医療機関も被害を受け診療等の機能が行われなくなると予想される場合に、町は、関係機関と連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

なお、避難所等での生活が強いられる避難者等の健康管理については、新たに「保健センター」を災害対策本部の保健衛生及び栄養管理等の対策拠点とする。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

1 町の救護活動体制の整備

(1) 医療救護活動の担当部門の設置

ア 町は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

イ 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ決めておく。

ウ 町は、医療救護体制について、県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 救護所の指定

ア 町は、柴田郡医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「救護所」を指定する。また、重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

イ 町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、当該施設長と連絡のうえ、受入れ等について協議を行う。

ウ 町は、仙南保健福祉事務所に救護所の設置される場所を報告しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

町は、柴田郡医師会及び仙南歯科医師会等と医療救護及び歯科医療救護に関する協定締結を進め、傷病者に対する応急処置や医療施設への搬送等に係る体制強化に努める。

(4) 医療救護班の編成

ア 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成に当たっては柴田郡医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

イ 町で編成された医療救護班については、仙南保健所へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

(6) 町民の啓発

町は、仙南地域広域行政事務組合消防本部や県、医療機関等と連携し、以下の取組みにより町民の啓発に努める。

- ア 救急法、家庭看護知識の普及
- イ 軽度の傷病について、自分で応急手当が行える程度の医療品の備蓄
- ウ 応急手当技術の習得（応急手当の講習受講等）
- エ 慢性疾患等のための常備薬の名称の記録

2 医薬品、医療資機材の整備

町は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時からみやぎ県南中核病院をはじめとする町内の医療機関等に医薬品、医療資機材等の備蓄について協力を求めるものとする。なお、町は、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合に備えて、関係業者（資料5-3参照）、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請できるような体制を整えておく。さらに、仙南薬剤師会と発災時の医薬品提供に関する協定締結を進め、医療救護所で使用する医薬品等確保の体制強化に努める。

3 医療体制等の整備

町は、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

併せて、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療など医療機器及び薬剤治療を必要とする災害時医療について、医療機関の協力を求めるものとする。

4 心のケア体制の整備

町は、県が整備する災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、被災者や応急復旧活動を行う者等の心のケアを行うための体制整備に努める。

5 災害拠点病院との連携

町は、重篤患者など医療救護班及び町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により災害拠点病院として指定されている次の医療機関との連携体制を整える。

(1) 地域災害拠点病院：（みやぎ県南中核病院等）

- ア 被災地からの重症傷病者の受入れ
- イ 傷病者の広域搬送
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣
- エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

(2) 基幹災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構仙台医療センター

- ア 地域災害医療拠点病院をさらに強化した機能
- イ 要員の訓練、研修機能

6 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的

な連絡体制を整備する。

7 福祉支援体制の整備

- (1) 大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、町は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成）において広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、高齢者、障がい者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣体制、被災時の受入れ体制の構築に努める。

- (2) 町は、災害派遣福祉チームの役割を、避難所における「避難者の生活改善」や「生活相談」を基本とし、その状況を想定した被災者支援体制を構築し、訓練等を実施する。
- (3) 災害が発生し災害派遣福祉チームの派遣を受けたとき、町は、災害派遣福祉チームの派遣と連携し、被災者支援を実施する。

第14節 緊急輸送体制の整備

(総務課・地域整備課)

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の指定

町は、県が指定する緊急輸送道路を把握するとともに、町内の基幹道路や、町役場庁舎、臨時ヘリポート、物資集積場所等の防災拠点施設の位置等を勘案し、関係する道路管理者等と協議して、町の緊急輸送道路を指定した（資料8-5参照）。

(2) 緊急輸送道路の整備・確保

町は、緊急輸送道路として指定した道路について、次の対策を推進する。

ア 緊急輸送道路については、計画的な道路施設の点検・整備を行う。

イ 沿道の建築物の倒壊や崩壊により、道路機能が失われることのないよう、建物の安全対策の促進を図る。

ウ 障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材を確保するため、あらかじめ関係機関と協議し、協力体制を確立しておく。

エ 広域農道についても、緊急輸送道路として確保できるよう努めるものとする。

2 臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保

町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う（資料8-1・8-2参照）。

3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるような場所の検討、及び建物屋上（病院、役場、学校等）の対空表示（ヘリサイン）の整備について検討する。

4 緊急輸送体制

(1) 緊急通行車両の事前届出

町は、保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

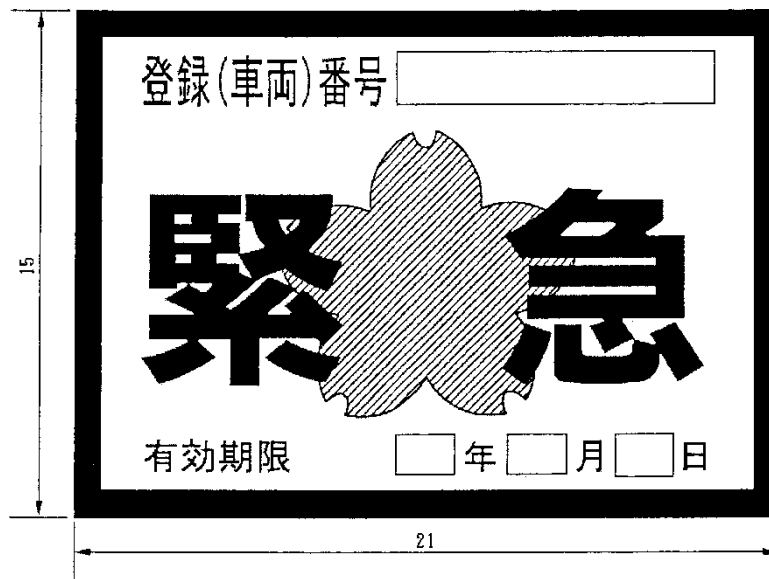
ア 大河原警察署より緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、災害が発生し、緊急通行路が指定された際に、大河原警察署から緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、関係機関との連携体制を整備する。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(4) 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報収集や発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

(5) 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

(6) 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。

また、災害時における建設事業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第 15 節 避難対策

(総務課・地域整備課・福祉課・教育総務課)

大規模災害発生時には、避難者が多数発生する可能性がある。このため、町は人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、また、災害の状況を考慮し地域の特性に応じた適切な避難場所や避難場所へ向かう避難路の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者等に対して適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

1 水害、土砂災害における避難情報等

(1) 避難情報等と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連づけるものである。

町が避難情報等を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動が分かるような避難情報等の提供に努めるものとする。

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区气象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	発令される状況	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない)	町
警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	
警戒レベル3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	
警戒レベル2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	注意報 (洪水、大雨)	仙台管区 气象台
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(警報級の可能性)※ 大雨に関するもの	

(2) 避難情報等の発令対象区域の設定

ア 水害

町は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報等の発令基準を設定する。また、避難情報等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難情報等の発令基準を策定する。また、避難情報等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくものとする。

なお、避難情報等の発令対象区域については、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、これらの取組みについて、必要に応じて国や県に助言を求める。

イ 土砂災害

町は、土砂災害の避難情報等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報等を発令することを検討する。

また、これらの取組みについて、必要に応じて国や県に助言を求める。

2 指定緊急避難場所等の指定

町は、学校、公民館、体育館等町有施設を中心に指定避難所として指定するほか、福祉施設等に要配慮者のための福祉避難所を設置することに努め、風水害発生時の町民の安全を確保する。

また、指定緊急避難場所を選定する場合は、幼児、妊産婦、高齢者等の要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するとともに、災害対策基本法施行令等の基準に沿って指定する。

(1) 指定緊急避難場所

町は、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、洪水や土砂災害など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ指定するとともに、その内容を住民に周知する。この際、災害の想定等に応じて、隣接する市町に避難した方が安全と考えられる場合は、当該市町と協議し、指定緊急避難場所を隣接市町に設置することも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所を速やかに指定するよう努める。

(2) 指定避難所

町は、災害時の発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を指定避難所としてあらかじめ指定し、その内容を住民に周知する。

(3) 福祉避難所

町は、要配慮者等の障がいの程度や心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合は、必要性の高い者から優先的に移送する二次的な避難所として福祉避難所を指定する。

(4) 広域避難所

広域避難所は、主として地震等による広域火災が延焼拡大した場など地域全体が危険になったときに地域住民の生命の安全を確保できる避難場所であり、相当の面積を有する施設とする。

3 指定緊急避難場所の指定基準

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

(2) 避難場所選定の留意事項

ア 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

イ 建物は十分な安全性を有すること。

ウ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。

エ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時へ

リポート等と重複する可能性があるため、事前に整合を確認する。

オ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること（避難場所の必要面積は、おおむね1㎡当たり1名を目安とする。）。

カ 危険物施設等が近くにないこと。

キ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

ク 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

ケ 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

コ 被害情報入手に資する情報機器（防災行政無線、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

このほか、指定緊急避難場所の確保において、国や県と協議し、国有・県有財産の有効活用を図る。

4 避難所等の確保

(1) 避難所等の選定要件

ア 「避難場所の確保」で示した条件を満たすところの施設であること（避難所の必要面積は、おおむね3.3㎡当たり2名を目安とする。）。

イ 救援、救護活動を実施することが可能であること。

ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。

エ その他被災者が生活するうえで、町が適当と認める場所であること。

(2) 避難所の管理、運営体制の整備

ア 避難所の管理責任者を町長が町職員の中から、あらかじめ定めておく。

イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

ウ 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄及び電力容量の拡大に努める。

エ 運営に必要な事項について、町では「避難所設置運営マニュアル」を作成している。今後は、国のガイドラインの改正や災害の事例等を参考に、適宜見直すものとする。

オ 学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。

カ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、避難所としての適性について当該施設の管理者等と定期的に検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

キ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。

(3) 福祉避難所の選定要件

災害時の要配慮者を一時収容、保護するために町が開設する施設であり、おおむね次により選定、整備する。

ア 原則として、耐震・耐火構造の建物を利用する。

イ 施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適している施設であること。

ウ 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、及び日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の整備・備蓄に努める。

5 避難路の確保

指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の経路を確保すること。
- (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について町は道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因の排除に努める。

6 避難路等の整備

(1) 避難路等の整備・改善

町及び県は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(2) 避難路等の安全性の向上

町及び県は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策の整備に努める。

(3) 避難誘導標識等の設置

ア 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路等の位置等を町内各所に掲示し、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みに努める。誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について周知するよう努める。

イ 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(4) 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多くあげられていたことから、町は、徒歩による避難の基本原則の徹底を図る。

なお、交差点部や橋梁部等、渋滞が発生しやすい場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行うとともに、車両の通行に支障がないと判断される場合には、車両による

避難等を容認する。

7 避難計画の整備

町は、次の事項に留意して、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たっては、福祉課と総務課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報等の発令を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

8 避難誘導體制の整備

- (1) 町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得つつ、あらかじめ、公表されている洪水浸水想定区域を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- (2) 町は、土砂災害の高齢者等避難、避難指示の発令対象区域を危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることとし、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難指示等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に高齢者等避難、避難指示を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて高齢者等避難、避難指示を発令することを検討する。
- (3) 町は、躊躇なく高齢者等避難、避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- (4) 町は、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図る。
- (5) 避難情報等を発令した場合の各地区の避難誘導は当該地区の区長、並びに自主防災組織の代表者及び消防団員が行い、避難誘導責任者は当該地区の消防団分団長とする。このため、町は、消防団と協議し、災害発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を実施する。
- (6) 町は、消防団員、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な行動ルールを定め、住民等に周知する。なお、行動ルールについては、避難訓練等の際に避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。

- (7) 町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等のコミュニティを生かし、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、避難体制を整備する。

9 避難に関する広報

- (1) 町は、施設管理者の同意を得たうえで、指定避難所等を明示した表示板の整備を実施するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等災害に関するハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布し、周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すように努めるものとする。

なお、防災マップの作成・更新に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、避難情報等のほか、避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努める。

- (2) 町は、土砂災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。
- (3) 水防管理者は、住民の水災に関する警報、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所の周知に努める。
- (4) 町は、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、デジタル防災行政無線（同報系）等の整備を推進する。

10 避難行動要支援者の支援方策

- (1) 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

- (2) 社会福祉施設等における対応

ア 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

イ 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

ウ 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間をかけない工夫を普段から行っておくよう努める。

(3) 在宅者対応

ア 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

イ 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、県の支援を受けながら情報の把握及び災害時個別支援計画の策定を支援するなど、対策強化を図る。

(4) 外国人等への対応

町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

ア 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

イ 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（意味を簡素化した図、絵文字）の活用等により分かりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

11 教育・保育機関における対応

(1) 児童生徒等の安全対策

ア 引渡しに関するルールの策定

町及び教育委員会は、学校・保育所等（以下「学校等」という。）が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

イ 安全確保対策の検討

学校等の校長又は所（園）長（以下「校長等」とする。）は、災害が発生した場合又は町が避難情報等を発令した場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

ウ 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

(2) 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町や施設との間の連絡・連携体制の構築に努める。

12 施設の管理者への指導

学校、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対して、町は、災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、従業員等に周知徹底を図るよう指導する。

第16節 避難受入れ対策

大規模災害発生時には、火災等の二次災害により、避難が長期化する可能性がある。このため、町は、事前に指定する避難所等について、発災の際に速やかに開設・運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みの整備に努める。

1 避難所の確保

(1) 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を受け入れるための指定避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。この場合、指定避難所は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐え得る施設とする（資料10-1参照）。

(2) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(3) 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

(4) 指定避難所等の指定基準

- ア 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- イ 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

(5) 避難所の管理、運営体制の整備

避難所の管理・運営に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、町は必要に応じて専門家や地域住民と定期的な情報交換に努める。

ア 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

イ 指定避難所の管理責任者を町長が指定する町職員並びに指定避難所近傍の自治会、自主防災組織の代表者とする。なお、その際には、男女両方配置するよう努める。

ウ 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。

- エ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
 - オ 被害想定を参考に、避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
 - カ 運営に必要な事項について、町では「避難所設置運営マニュアル」を作成している。今後は、国のガイドラインの改正や災害の事例等を参考に、適宜見直すものとする。
 - キ 学校等教育施設を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識のうえ、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。
 - ク 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と定期的に検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
 - ケ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
 - コ 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に指定避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
 - サ より早い段階での指定避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、指定避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。
 - シ 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に指定避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。
 - ス 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、国が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」（第三版、令和3年6月）や、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
 - セ 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (6) 福祉避難所の指定基準
- 福祉避難所は、要配慮者を一時的に受け入れ、保護するために町が開設する施設であり、おおむね次により指定、整備する。
- ア 原則として、耐震・耐火構造の建物を利用する。
 - イ 施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられた施設であること。
 - ウ 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、

及び日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の整備・備蓄に努めていること。

エ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

上記のほか、町内の福祉避難所等での受入れが困難な住宅の要配慮者や被災した施設の利用者等の受入れ可能な避難施設の確保に努める。

(7) 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

なお、これらの設備・資機材については、要配慮者に対応した物資であることが望ましく、その旨、施設管理者への働きかけに努める。

ア 通信機材（災害時公衆電話の事前設置等）

イ 放送設備・受信機器（テレビ・ラジオ等）

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材（貯水槽、井戸を含む。）

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク 仮設の小屋又はテント

ケ 防疫用資機材

コ 仮設トイレ・マンホールトイレ

サ 工具類

シ マット・簡易ベッド

ス 非常電源

セ 冷暖房機器（扇風機、ストーブを含む。）

ソ マスク、消毒薬、パーティション、非接触式体温計

タ その他（受付台帳、ビニールシート、ホワイトボード等）

2 避難の長期化対策

(1) 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

(2) 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口

の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

3 避難所における愛玩動物の対策

町は、避難所における愛玩動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における愛玩動物の同行避難者の受入れ体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を「避難所設置運営マニュアル」に記載しておく。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

4 応急仮設住宅対策

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）用の用地を把握し、（社）プレハブ建築協会や地元企業と連携を図り応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

5 帰宅困難者対策

(1) 基本原則の周知

町及び県は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

(2) 安否確認方法の周知

町及び県は、帰宅困難者とその家族間において安否確認がとり合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

(3) 企業・学校等の取組みの促進

町及び県は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒等を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

(4) 事業継続計画（BCP）、事業継続マネジメント（BCM）

県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組みを促進する。

(5) 避難対策

ア マニュアルの作成

町及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

イ 備蓄の確保

町及び県は、帰宅困難者が避難することが想定される各避難所等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

(6) 徒歩帰宅者対策

町及び県は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

(7) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、県が一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と締結している協定に基づき、帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

(8) 訓練の実施

町及び県は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

(9) 帰宅支援対策

町及び県は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

6 被災者等への情報伝達体制等の整備

(1) 情報伝達手段の確保

ア 多様な伝達手段の確保

町は、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

イ 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 役割・責任の明確化

町及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

(3) 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含めて常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(4) 居住地以外の市町村への避難者への対応

町及び県は、町外からの本町への避難者及び本町から町外への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を相互に共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

7 孤立地域対策

- (1) 町は、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域について、町との通信途絶を防止するため、デジタル防災行政無線など可能なあらゆる通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。

- (2) 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。
- また、町及び県は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (3) 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- (4) 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。
- (5) 町、国及び県は、交通途絶から地域が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- (6) 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- (7) 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保

(総務課・上下水道課)

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、町は、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行えるよう、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

1 食料及び生活物資の確保

(1) 食料・生活物資の確保

ア 町は、被害想定を参考にしながら町の非常食の目標数量を定め、クラッカー、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品で、保存期間が5年程度のものを非常用食料として計画的に備蓄する。また、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。なお、非常用食料については、アレルギー対応食、ハラール認証取得食を加え、避難者の食品アレルギーや宗教に配慮する。

イ 町は、生活必需品等について、町として備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に備蓄する。その際、分類方法の違いにおける需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

ウ 備蓄物資については、台帳等の整備を行い、定期的に保存状態を確認するとともに、食料については、期限の切れるものから順次、防災訓練等の機会に使用する。

エ 町は、備蓄物資を補完するため、商工会と協議のうえ、あらかじめ町内の関係事業者等と協定を締結するなど、災害時における米・副食及び調味料等の調達先の確保に努める。また、町は調達先との連絡方法、物資の輸送方法等についても十分調整する。

オ 備蓄物資の確保に当たっては、最大避難者数の3日分を目安に、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

(2) 食料及び生活物資の供給体制の確保

ア 町は、救援物資の集積場所及び管理体制等を定めておき、必要に応じて施設の整備等を行う。また、集積場所については、国有・県有の財産の有効活用について検討する。

イ 町は、炊き出し実施場所をあらかじめ定めておくとともに、ボランティア団体等の実施協力団体と必要に応じて協議を行い、円滑な食料供給ができるようにしておく。また、炊き出しに必要な調味料、器具、及び食器等の備蓄・調達についても検討しておく。

2 飲料水の確保

(1) 町は、最小で1日1人当たり3リットルを目標数量と定め、ペットボトル入り飲料水を計画的に備蓄する。

(2) 町は、災害時における応急給水に必要な給水用ポリ容器、給水用ポリ袋等を計画的に備蓄する。

(3) 町は、日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じて、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど、応急体制の確立を図る。

3 住民への啓発

防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき、町は、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう啓発に努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう指導するとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

また、事業所等は災害発生に備えて、社員やその家族さらには地域住民も考慮しながら3日分の食料・飲料水の備蓄に努めるよう指導する。

4 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

町は、県による各種体制の整備状況を受けて、物流拠点を整備し、物資の受入れ体制を整備する。また、県が訓練等を実施する際には、必要に応じて参加する。

5 燃料の確保

(1) 燃料の調達、供給体制の整備

ア 物流体制の整備

町は、発災後の燃料供給に係る通報・連絡体制、燃料の搬送体制、搬送された燃料の受入れ体制の整備等を検討する。

イ 燃料の確保に関する協定等

町は、発災時の石油供給について、関係団体との協定の締結に努め、緊急時の速やかな石油供給の実施体制の構築に努める。

ウ 情報連絡体制の確立

町は、県と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

(2) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町及び県は、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

(3) 普及啓発

ア 燃料管理等の普及啓発

町及び県は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

イ 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がける等、自助努力に努める。

第 18 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

(町民生活課・健康推進課・福祉課・子ども家庭課・農政課・商工観光課)

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また、団体旅行客等が被災した場合、より危険かつ困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町は、その対策について整備しておく。

1 高齢者、障がい者等への支援対策

災害時における高齢者、障がい者等要配慮者の安全を確保するため、平常時から身体機能等を考慮した各種支援対策を講じる必要がある。

このため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期すものとする。

(1) 社会福祉施設等の安全確保対策

ア 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。

特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者・利用者等最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

イ 組織体制の整備

社会福祉施設等は、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者・利用者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

ウ 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者・利用者等及び従業者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者・利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

エ 災害時の社会福祉施設等との連絡体制の確保

町は、社会福祉施設等との連絡体制について、それぞれの連絡窓口を確認しておくとともに、地域の自主防災組織等を活用した連絡体制を確立する。

オ 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、

他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(2) 在宅の要配慮者・避難行動要支援者についての全体的な考え方（全体計画）の策定

ア 要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、国、県が策定した取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(ア) 要配慮者の所在把握

a 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している福祉課及び関係各課、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

b 町は、自主防災組織や自治会、町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組みを推進する。

(イ) 所在情報の管理

a 常に最新の情報を把握し、内容を更新のうえ、関係者で共有する体制を構築する。

b 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

c 個人情報保護の観点から、データベース化などを進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

イ 避難行動要支援者の把握

(ア) 名簿の作成・更新

名簿の作成は、民生委員・児童委員、町職員等が対象となる町民の居宅を訪問し、了解を得て行う。この際、緊急時に速やかに避難支援を行えるよう、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防本部、警察への情報提供についても同意を得る。

名簿の内容は、定期的に確認・更新を行うとともに、対象者からの申告により、最新の内容に更新する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(イ) 名簿記載の対象

a 65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、認知症のいずれかの者又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる者

- b 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
 - c 身体障害の程度が1級若しくは2級の者、知的障害の程度がA若しくはBの者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - d a～cに掲げる者のほか災害時において支援が必要な者
- (ウ) 名簿の記載事項
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他連絡先
 - f 避難支援を必要とする理由（上記(1) a～fの種別及びb～dの等級・区分）
 - g 行政区
 - h その他
- (エ) 名簿の提供

町は、作成した名簿を、あらかじめ行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防本部、警察に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施に努める。

なお、名簿の情報については、情報の漏洩を行わないよう、名簿の提供時に注意を促すものとする。

ウ 個別支援計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、「誰が」「どのような」支援を行うのか、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別支援計画の策定に努める。

個別支援計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別支援計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を作成し、あらかじめ一人ひとり避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め、車両による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画の策定に努める。

なお、過去の大規模災害において、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

エ 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

オ 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

カ 町は、ひとり暮らし高齢者や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら、協力員（ボランティア等）や県等との連携による地域福祉のネットワークづくりを進める。

※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとり暮らし高齢者等に急病や事故等突発的な事故が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係者情報を表示し、救援体制を支援している。

キ 相互協力体制の整備

町は、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

ク 情報伝達手段の普及

町及び県は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、視聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、聴覚障がい者向けの緊急速報メール、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

(3) 福祉避難所の確保

ア 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の浸水や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

イ 町外への要配慮者の受入れ体制の構築

町は、町内での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町外への要配慮者の受入れに

ついて、協定の締結を推進するなど、体制の拡充に努める。

ウ 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

エ 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、町や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

(4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(5) 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

(6) 要配慮者自身の備え

町及び県は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

ア 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく

イ 防災用品をそろえる

ウ 貴重物品をまとめておく

エ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく

オ 防災訓練に参加する 等

2 外国人への支援対策

在住外国人、外国人観光客が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は県と連携して、防災意識の啓発や災害予防対策に努める。

(1) 町は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行うこと。

(2) 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルの作成・配布に努めるとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図ること。

(3) 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記することに努める。

(4) 町は、防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めること。

(5) 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、

行政と民間が連携した防災体制の整備を行うこと。

- (6) 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成すること。
- (7) 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- (8) 町は、県及び県国際化協会と協力し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

3 旅行者への支援対策

- (1) 町は、ホテル、旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。
- (2) 迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、町は県及び関係機関（(社)日本旅行業協会東北支部・(社)全国旅行業協会宮城県支部）との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。
- (3) 外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、町は「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第19節 複合災害対策

(総務課)

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

1 複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築したうえで、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施に当たっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

(1) 活動体制

ア 町は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、県や近隣市町村、応援協定締結団体等からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

イ 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

ウ 町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生したときは、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、県からの情報収集、住民への広報体制を速やかにとることを考慮する。

エ 複合災害発生時は、災害の全体像を大局的に捉え、対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、県を通じて情報の共有化ができるよう、体制整備に努める。

イ 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連

携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及びデジタル防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

ウ 県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。町は、県から収集した情報を住民に速やかに公表する。

エ 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

(3) 避難・退避体制の整備

ア 本町は、東北電力女川原子力発電所から約79kmの位置にあり、発電所で事故等が発生した場合でも、人体に影響が出ることはないと想定されている。しかし、天候によってある程度の放射性物質の影響を受ける可能性があるため、町内で通常の値を超える放射線を観測した場合は、屋内又は車両内に避難するよう広報する。

イ 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

ウ 町及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

エ 町及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

2 複合災害に関する防災活動

(1) 訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

(2) 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第20節 災害廃棄物対策

(町民生活課・上下水道課)

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

1 処理体制

- (1) 町は、災害応急対策を円滑かつ迅速に推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を災害廃棄物処理計画等に定めておく。
- (2) 町の処理能力を超える廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、町は、近隣の市町及び廃棄物処理関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 主な措置内容

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

- (1) 緊急出動体制の整備
 - ア 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の措置について廃棄物処理関係団体等と調整を図る。
 - イ 廃棄物処理施設の被害状況を仙南地域広域行政事務組合に確認するとともに、災害廃棄物及び生活ごみの処理について調整を図る。
- (2) 災害時における応急体制の確保
 - ア 町は、仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ及び仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、災害廃棄物処理計画に基づいて検討し、仙南広域行政事務組合との調整を図る。
 - イ 近隣市町等との協力・応援体制を整備する。
- (3) 避難施設の生活環境の確保
仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達を図る。

3 し尿対策

トイレ用水の確保困難、下水道施設の破損等の理由により水洗便所を使用できない場合を想定し、仮設トイレ及びバキューム車を確保するため、他地方公共団体との協力体制を整備する。

また、バキューム車による収集のほか、し尿を一時的に貯留し対応することや、下水道管路の利用（公園などでの仮設トイレ用マンホールの設置）、し尿貯留施設の設置等を検討する。

なお、トイレ用水等の確保として、協力井戸制度を構築し生活用水の確保に努める。

4 住民の取組み

- (1) 家具等の転倒対策
災害廃棄物を減らすためにも、家具や電化製品は、転倒防止器具や金具で壁に固定するな

どして倒れにくくするように努める。

(2) 不要なものの整理

災害廃棄物を減らすため、日頃から不要なものはリサイクルに出すなど整理しておくことに努める。

第 21 節 災害種別毎予防対策

(総務課・地域整備課・農政課・商工観光課)

大規模な火災及び事故災害が発生した場合、町は迅速かつ的確に被災者の救済や被害の拡大の防御対策等応急措置を講じる必要がある。このような災害に備えた災害種別ごとの予防対策について、町はそれぞれの防災関係機関と連携をとりながら計画を推進する。

1 火災予防対策

(1) 目的

町及び防災関係機関は、火災による人的、物的被害の軽減を図るため、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

(3) 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気、火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられる。このため、町及び仙南地域広域消防本部消防署は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る必要があり、住民に対しては、防火意識と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

ア 一般家庭等に対する指導

(ア) 町は一般家庭に対し、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備、器具の正しい取扱いについて指導するとともに、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

(イ) 消防機関による指導

火災発生率の高い時期に各家庭を訪問し、防災上の点検指導を行う。

イ 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要である。地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とすることから、町は自主防災組織としての行政区等ごとの婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の結成、育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ね防災への対応策を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導する。

ウ 防火管理制度の確立

火災発生及び拡大を防止するため、事業所、病院、大型小売店等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の設置及び防炎性を有する物品の使用を指導するとともに自主的な消防体制を樹立させる。

なお、消防計画に定める主な事項は、次のとおりである。

- (ア) 自衛消防組織
- (イ) 火気取扱、取締り、点検要領
- (ウ) 消防施設設備の維持管理要領
- (エ) 通報、消火、避難訓練、消防教育
- (オ) 火災、災害が発生した場合における消火活動、通報、避難誘導の要領

(4) 火災予防措置

ア 予防査察の実施

町及び消防機関は、出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備の改善、勧告を行う。

- (ア) 対 象：一般家庭、病院、百貨店等
- (イ) 実施期間等：春・秋火災予防運動期間中並びに必要と認めるとき。
- (ウ) 実施要領：別途作成による。
- (エ) 査察後の措置：施設の改善命令、措置の指示その後の再査察等

イ 火災予防運動の実施

毎年火災が多く発生する11月から3月にわたり、特に、秋・春の火災予防運動期間には火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努める。

ウ 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知する。特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられたため、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

(5) 消防力の強化

ア 消防力の現況

町における消防力の現況は、資料6-2のとおりである。

イ 消防資機材の整備

町は消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や消防施設の整備充実を積極的に進める。消防施設等の整備計画の詳細については、大河原町消防計画で定める。

(6) 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- ア 消防団員の知識・技能等を地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、

消防団への参加・協力等の環境づくりを推進する。

イ 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇改善等、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

2 林野火災予防対策

(1) 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、町及び消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り、火災予防対策の徹底に努める。

(2) 広報宣伝の充実

林野火災は、山林入山者等によるタバコ、たき火等の不始末などそのほとんどが人為的行為により発生している。このため町は、タバコ、たき火の始末、異常気象時の火気の取扱い、さらには火入れに関する許可、届出等について次の火災危険期を重点として、徹底を図るなど予防思想の高揚に努める。

ア 山火事予防運動推進

林野火災の多い春季3月1日から5月31日までを山火事予防運動期間として定め、全町にわたる広報運動を展開し、林野火災の防止に努める。

イ 林野火災予防推進会議の開催

大河原地方振興事務所その他関係機関と一体となり、林野火災予防推進会議を開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整し、林野火災予防運動を強力に推進する。

ウ ポスター、看板等の設置

山林登山口、交通機関等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板を掲げる。

エ チラシ、パンフレット等による啓発普及

町の広報紙等により、町内会等の自治組織を積極的に活用し、住民に対して直接注意を喚起する。

オ 学校教育による防火思想の普及

標語、ポスター、作文などの募集を行い児童生徒の防火思想の高揚を図るとともに、家庭への浸透を図っていく。

カ 広報車等による広報

消防機関等の広報車、消防車等により巡回宣伝、パレード等を実施し、さらに必要に応じ航空機による広報を行う。

キ 火入れ申請に伴う指導

「大河原町森林等における火入れの規制に関する条例」を遵守させるとともに林業従事者に対し、作業火、たき火及びタバコ等についての注意を促す。

(3) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、町は主要箇所には火の取扱いの注意事項を記載した標識板等の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、

簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林野所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講じる。

ア 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を推進する。

イ 自然水利を利用した防火用水の確保に努める。

ウ 防火帯の設置整備とともに防火樹の植栽に努める。

(4) 消防体制の確立

ア 総合的消防体制の確立

平常時から林野火災に即応する体制の強化を図るため、町は消防本部、消防団、警察署その他の機関からなる広域的、総合的な消防体制を確立する。

イ 相互応援体制

町及び消防機関は、林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、近隣市町、関係機関等の間における相互応援協力体制を確立する。

(ア) 近隣市町間において、「要請する場合の災害規模の基準」、「要請する応援隊の人員、資機材等」について相互応援協定を締結する。

(イ) 森林管理署、森林組合、森林所有者、民間自衛消防隊等と応援協定を締結する。

(ウ) 林野火災時の消火用水としての水利使用について、かんがい用水権利者等と協議し、又は協力を要請する。

ウ 自衛消防隊の育成

町及び消防機関は、森林組合等を中心にして地区別に自衛組織としての消防隊の結成及び育成を指導し、相互応援体制を充実し、林野火災の早期発見、初期消火に努める。

(5) 防衛資機材の備蓄

町及び消防機関は、増加する林野火災に対処するため、防衛資機材の整備、備蓄を推進するとともに森林所有者、管理者等に対しても、同等の資機材、特に自然水利を利用した水利の確保を指導する。

(6) 巡視、監視の徹底

町及び消防機関は、国、県及び森林所有者と連携をとり、巡視、監視を実施するとともに3月から5月までの火災多発期には、巡視員、監視員を増強し、管内の巡視警戒を実施し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い火災発生危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、契約書中に、火気の使用制限に関する条項を入れるとともに、作業現場における指導監視を徹底する。

3 危険物等災害予防対策

(1) 目的

消防法に定める危険物、火薬類、高圧ガス等による災害を防止し、安全を確保するために必要な事業対策の徹底に努めるものとする。

(2) 現況

本町区域内の危険物施設等は、資料17-1・17-2のとおりである。

(3) 予防対策

ア 町長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めるときは、仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長又は県に連絡し、必要な措置を要請する。

イ 町長及び仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長は、危険物施設等に対し、防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講じる。

(ア) 予防査察の実施

危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等について指導する。

また、危険物を移送するタンクローリー車及び危険物を運搬する貨物自動車について、街頭において一斉取締りを実施し、事故の防止に努める。

(イ) 危険物取扱者に対する指導教育

危険物取扱者等関係者に対し適宜、講習会、研修会等を開催し法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等適正な保守管理について指導する。

(ウ) 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の趣旨を徹底させ、施設の管理責任者等に火災予防に関し、自覚を促し届出義務を履行させる。

(エ) その他火災予防に対する措置を徹底する。

4 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く可能性があるため、町は、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社の計画に協力し、被害の拡大を防ぐ。

〔東日本旅客鉄道株式会社仙台支社〕

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、全ての構造物に対する定期検査を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導體制

災害発生時、駅のコナコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

オ その他

5 道路災害予防対策

(1) 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的を実施し、防災対策等の必要な箇所（区間）の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(3) 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

ア 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

イ 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

ウ トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

エ 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努めるとともに、電線共同溝などの整備に努める。

(4) 道路通行規制等の実施

ア 道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

イ 町及び交通管理者は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者のとるべき措置等について周知を図る。

(5) 救助・救急・医療及び消火活動

道路管理者は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、医療機関及び消防機関等と救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

(6) 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

町及び道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

第 2 章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

(総務課)

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 実施責任

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民、その他関係団体に伝達しなければならない。特に、仙台管区気象台及び県から特別警報の伝達を受けた場合、直ちに住民への周知を行う。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防団長、消防職員又は警察官に通報しなければならない。

2 防災気象情報

(1) 防災気象情報（東部／東部仙南）

種 類	概 要	
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種 類	概 要
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p>
大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについて注意が呼びかけられる。</p>
雷注意報	<p>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>

種 類	概 要
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管破裂や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要
流域雨量指数の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。
早期注意情報 （警報級の 可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 なお、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。
土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

種 類	概 要
記録的短時間 大雨情報	<p>大雨警報発表中の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p>

（注1）特別警報・気象警報・注意報の基準は、下記別表のとおり。なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合には、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要最小限の範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用することがある。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関に周知するとともに仙台管区気象台ホームページに掲載する。

（注2）大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（注3）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

（注4）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、洪水についての注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

別表 1 特別警報発表基準

(令和 2 年 9 月 1 日現在)

現象	基準		概要
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和 2 年 7 月豪雨 (死者行方不明者 86 人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者 107 人) 平成 30 年 7 月豪雨 (死者行方不明者 245 人)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和 34 年台風第 15 号 (伊勢湾台風) (死者行方不明者 5,000 人以上) 昭和 9 年室戸台風 (死者行方不明者 3,000 人以上)
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和 56 年豪雪 (死者行方不明者 152 人) 昭和 38 年 1 月豪雪 (死者行方不明者 231 人)

別表 1-1 雨を要因とする特別警報の指標

(ア) 大雨特別警報(浸水害)

以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で 5 段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)が発表される。

- | |
|---|
| <p>① 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、共に 50 格子以上まとまって出現。</p> <p>② 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、共に 10 格子以上まとまって出現(ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする)。</p> |
|---|

宮城県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

(令和3年3月25日現在)

一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	48時間 降水量 (mm)	3時間 降水量 (mm)	土壌雨量指数
東部	東部仙台	仙台市東部	379	141	245
東部	東部仙台	塩竈市	335	126	222
東部	東部仙台	名取市	413	161	263
東部	東部仙台	多賀城市	361	141	235
東部	東部仙台	岩沼市	407	164	259
東部	東部仙台	富谷市	351	125	233
東部	東部仙台	亘理町	381	153	240
東部	東部仙台	山元町	394	143	241
東部	東部仙台	松島町	317	123	217
東部	東部仙台	七ヶ浜町	347	135	227
東部	東部仙台	利府町	328	129	223
東部	東部仙台	大和町東部	336	126	228
東部	東部仙台	大郷町	321	125	221
東部	石巻地域	石巻市	372	138	241
東部	石巻地域	東松島市	335	124	224
東部	石巻地域	女川町	407	153	262
東部	東部大崎	大崎市東部	310	122	216
東部	東部大崎	涌谷町	326	119	223
東部	東部大崎	美里町	323	122	222
東部	気仙沼地域	気仙沼市	303	116	207
東部	気仙沼地域	南三陸町	350	125	228
東部	東部仙南	角田市	389	141	240
東部	東部仙南	大河原町	366	122	227
東部	東部仙南	村田町	376	131	239
東部	東部仙南	柴田町	403	151	255
東部	東部仙南	丸森町	422	134	247
東部	登米・東部栗原	登米市	299	117	206
東部	登米・東部栗原	栗原市東部	274	121	196
西部	西部仙台	仙台市西部	406	131	242
西部	西部仙台	大和町西部	445	142	261
西部	西部仙台	大衡村	356	133	234
西部	西部仙南	白石市	380	120	227
西部	西部仙南	蔵王町	466	141	259
西部	西部仙南	七ヶ宿町	345	114	211
西部	西部仙南	川崎町	448	144	255
西部	西部大崎	大崎市西部	288	115	197
西部	西部大崎	色麻町	383	140	240
西部	西部大崎	加美町	315	115	205
西部	西部栗原	栗原市西部	302	134	206

(イ) 大雨特別警報(土砂災害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1km 格子が **おおむね** 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨 (1 時間に **おおむね** 30mm 以上の雨) がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報 (土砂災害) が発表される。

別表1-2 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標の中心気圧又は、最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標の最大風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

別表1-3 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報が発表される。

宮城県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。 （令和3年10月28日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
宮城県	仙台	39	41
宮城県	石巻	39	43
宮城県	駒ノ湯	188	165
宮城県	川渡	121	116
宮城県	古川	55	92
宮城県	新川	71	70
宮城県	白石	41	57

別表2 気象警報・注意報発表基準

令和3年6月8日現在

大河原町		府県予報区		宮城県
		一次細分区域		東部
		市町村等をまとめた地域		東部仙南
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	107
	洪水		流域雨量指数基準	荒川流域=18.4
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	白石川 [大河原・白石]
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	80
	洪水		流域雨量指数基準	荒川流域=14.7
			複合基準*1	白石川流域= (5, 32.5) 荒川流域= (6, 11.8)

	指定河川洪水予報 による基準	白石川 [大河原]
強風	平均風速	13m/s
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	融雪により被害が予想される場合	
濃霧	視程	100m
乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%	
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い 日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*2	
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を 考慮し実施する）	
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

*2 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。

（注） 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを 1 km 四方の格子ごとに数値化したもの。

（注） 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりを把握するための指標で、全国の約 20,000 河川を対象に河川流域を 1 km 四方の格子に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。

（注） 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを 1 km 四方の格子ごとに数値化したもの。

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方ごとに設定しているが、本表では大河原町内における基準値の最低値を示している。

大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

洪水警報・注意報の流域雨量指数基準「荒川流域＝〇〇」は「荒川流域の流域雨量指数基準〇〇以上」を意味する。なお、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表では主要な河川における代表地点の基準値を示している。

別表3 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	概 要
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(2) 消防法に基づき、仙台管区气象台が宮城県知事に対して行う通報

ア 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、県から伝達される。

通報基準	仙台管区气象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準（注） 基準の詳細は「警報・注意報発表基準一覧表」を参照
地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）
通報方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台管区气象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報臨時通報する。 ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含

	む。)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

イ 火災警報

町長は、前記の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができるものとする。

(3) 予報・警報の細分区域

府 県 予報区	一次細分 区 域	市町村等を まとめた 地域	二次細分区域（含まれる市町村等）
宮城県	東 部	東 部 仙 台	仙台市東部（仙台市西部の区域を除く。）、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部（大和町西部の区域を除く。）、大郷町
		石 巻 地 域	石巻市、東松島市、女川町
		東 部 大 崎	大崎市東部（大崎市西部の区域を除く。）、涌谷町、美里町
		気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町
		東 部 仙 南	角田市、 大河原町 、村田町、柴田町、丸森町
		登 米 ・ 東 部 栗 原	栗原市東部（栗原市西部の区域を除く。）、登米市
	西 部	西 部 仙 台	仙台市西部※1、大和町西部※2、大衡村
		西 部 仙 南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		西 部 大 崎	大崎市西部※3、加美町、色麻町
		西 部 栗 原	栗原市西部※4

仙台市、大崎市、栗原市、大和町は、東部と西部に分割して発表する。

※1：仙台市西部（泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る。）

※2：大和町西部（小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る。）

※3：大崎市西部（岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る。）

※4：栗原市西部（一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。）

3 仙台管区気象台と東北地方整備局北上川下流河川事務所及び仙台河川国道事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、同法第11条第1項の規定により、仙台管区気象台と東北地方整備局北上川下流河川事務所及び仙台河川国道事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。警戒レベル2～5に相当する。

また、洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、別図1、2「指定河川洪水予報伝達系統図」により住民に対し周知を行う。

(1) 洪水予報の種類

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが</p>

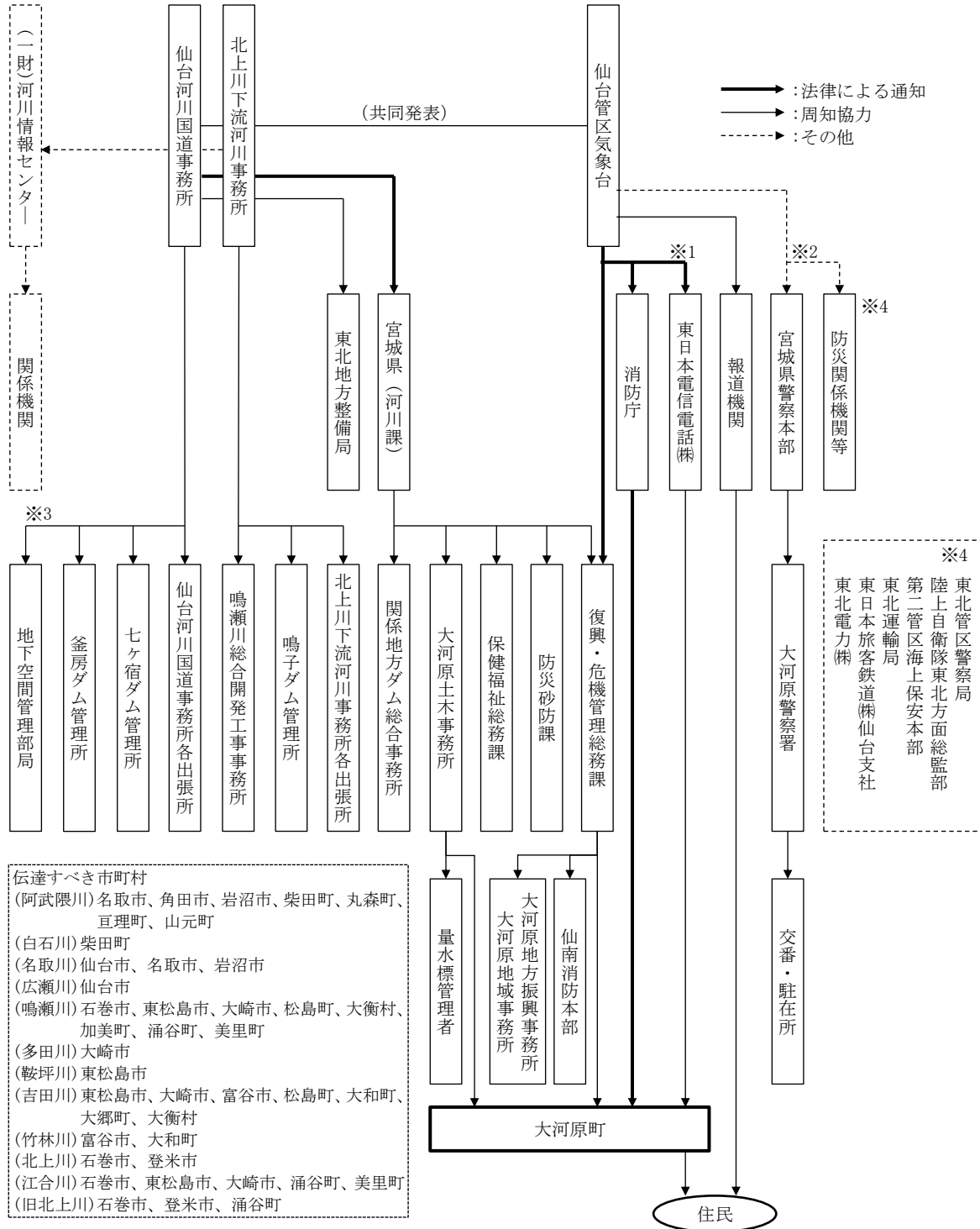
		水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に 備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2に相当。
--	--	--

(2) 仙台管区気象台と仙台海川国道事務所が共同で洪水予報を実施する河川とその区間（本町関係分のみ）

予報区域名 河川名	区 間
阿武隈川下流	左岸 宮城県伊具郡丸森町館矢間大館3丁目24番地先から海まで 右岸 宮城県伊具郡丸森町字船場24番1地先（丸森橋）から海まで

別図1 指定河川洪水予報伝達系統図（国土交通大臣・気象庁長官共同発表）

※指定河川洪水予報発表時は、下図により伝達を行うものとする。



- ※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。
(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)
- ※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。
- ※3 地下空間管理部局への通知は、名取川及び鳴瀬川のみである。

(3) 宮城県と仙台管区气象台が共同で洪水予報を実施する河川とその区間（本町分）

水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
阿武隈川水系	白石川	左岸 白石市蔵本堰堤から 柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先まで 右岸 白石市蔵本堰堤から 柴田郡柴田町下名生字須川前106番地先まで	大河原 白石 水位観測所	宮城県 土木部河川課 気象庁 仙台管区 气象台

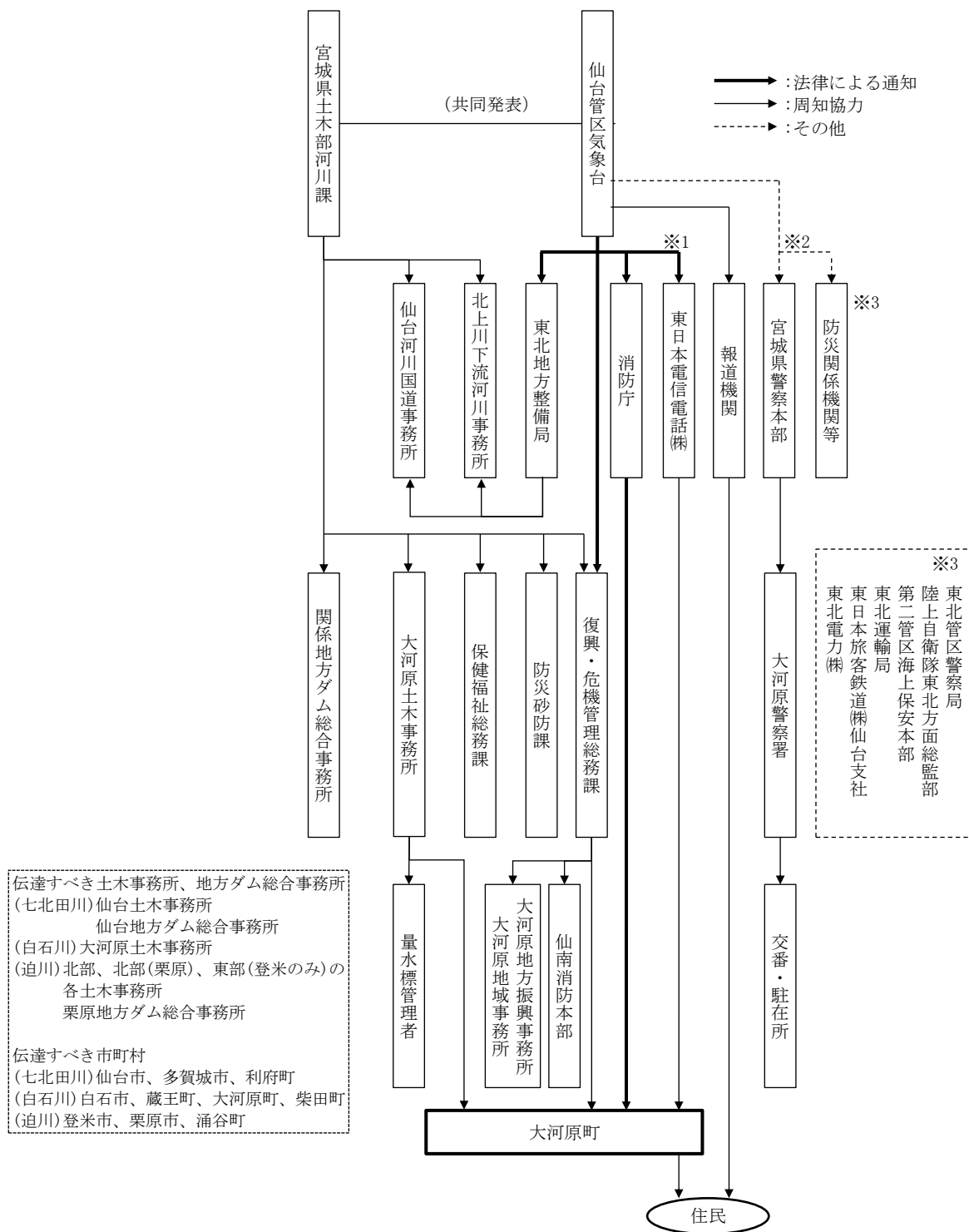
ア 水位観測所（基準地点）

水系名	河川名	観測所名		所在地	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)
阿武隈川	白石川	大河原	おおがわら	柴田郡大河原 町字町189 (尾形橋下)	14.55	15.20	17.00	17.50
		白石	しろいし	白石市字半沢 屋敷西138	1.50	2.50	3.40	3.70

イ 水位の名称及び位置づけ

水位の名称	水位の位置づけ
氾濫注意水位 (レベル2水位)	・水防団の出動の目安
避難判断水位 (レベル3水位)	・町長の警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安 ・河川の氾濫に関する住民等への注意喚起
氾濫危険水位 (レベル4水位)	・町長の警戒レベル4避難指示の発令の目安 ・住民等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
水防団待機水位	・水防団が待機する水位

別図2 指定河川洪水予報伝達系統図 (知事・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話㈱への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)
 ※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

4 宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令の判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高っている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の発表

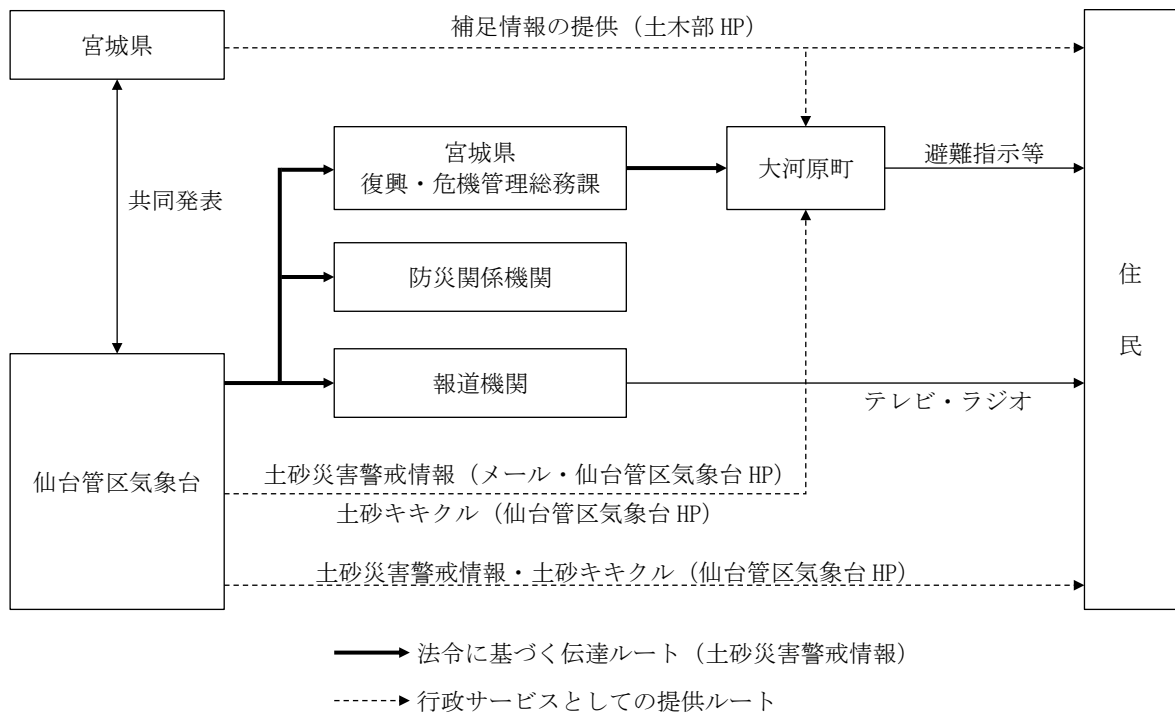
土砂災害警戒情報は、過去に発生した土砂災害をくまなく調査したうえで「この基準を超えると、過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない」という基準を設定し、避難にかかる時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたとき（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「非常に危険」（うす紫色）が出現したとき）に速やかに発表される。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

气象台は、土砂災害警戒情報を宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課等の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて住民へ伝達し、自主避難等にも活用する。

宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課は、防災FAXやメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



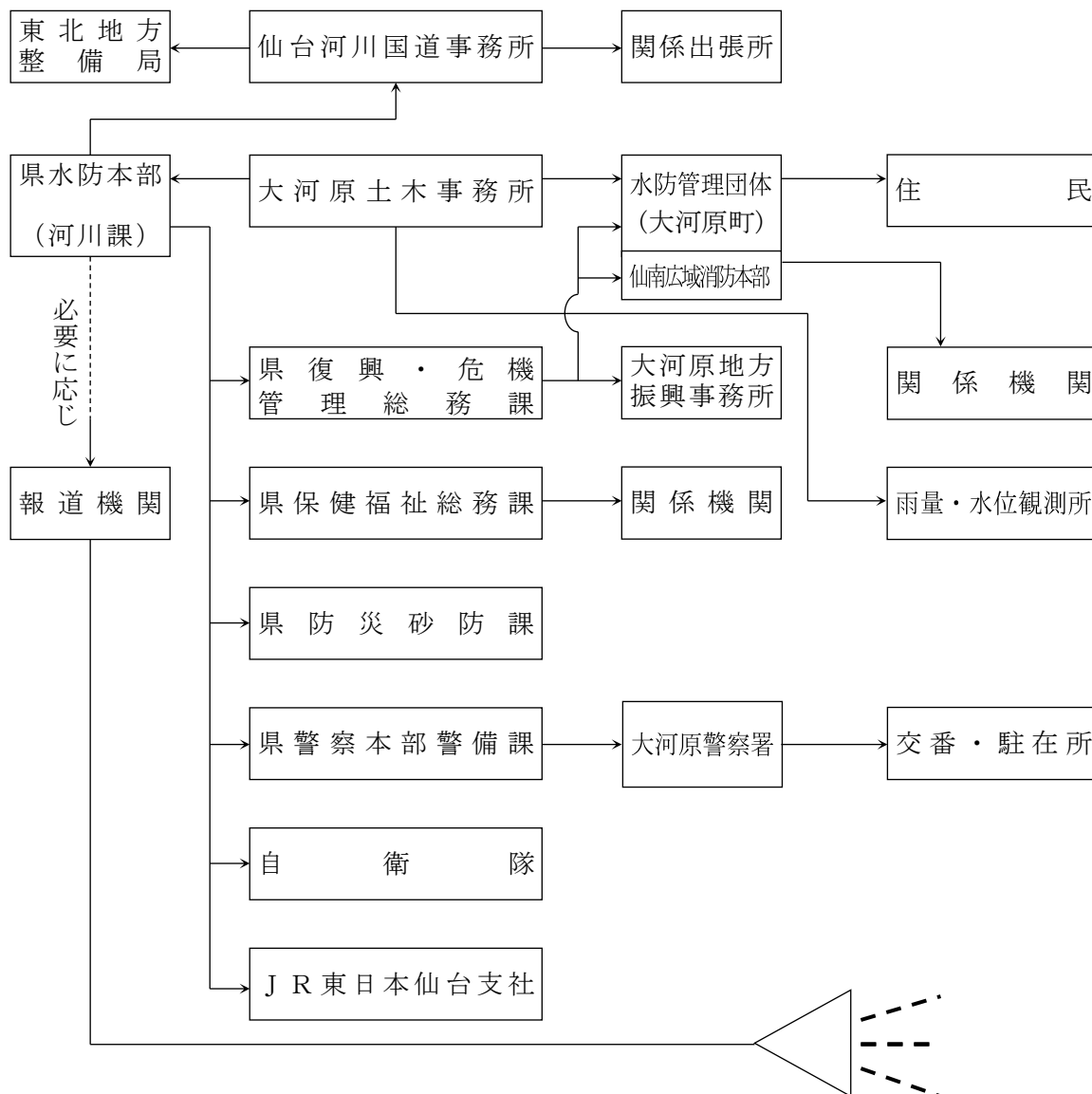
5 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報するものとする。

また、堤防等の決壊又はそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報するものとする。

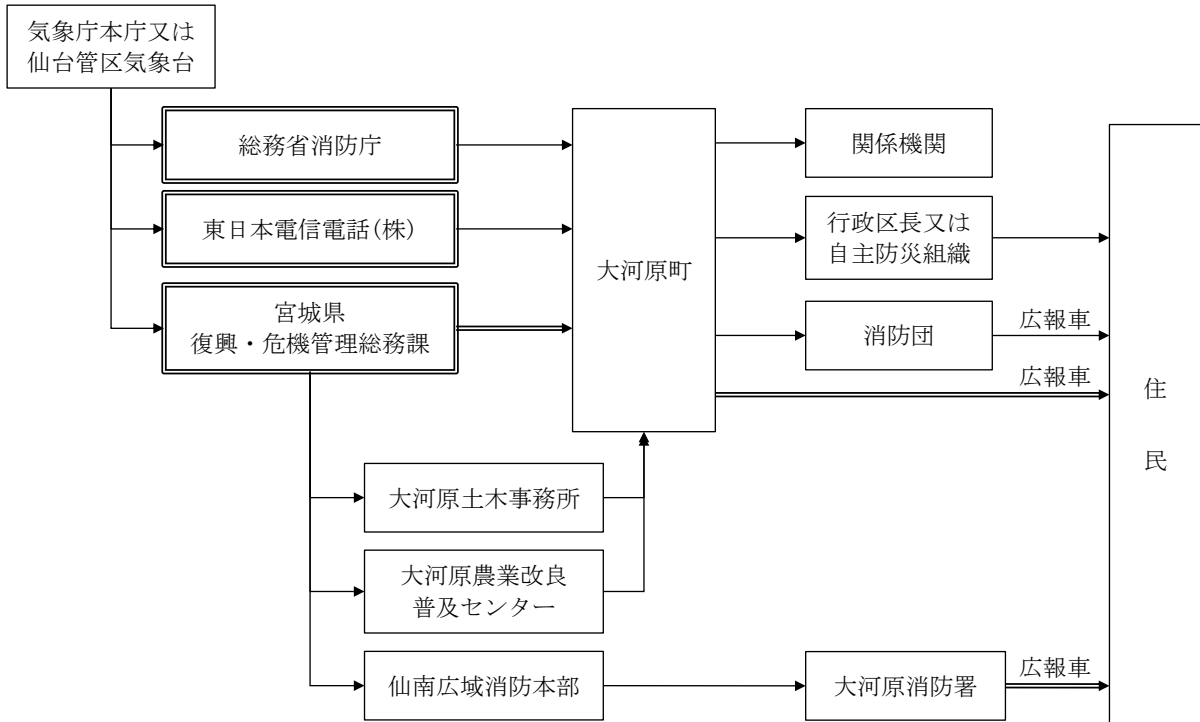
この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長及び所轄警察署長に通報するものとする。

水防警報伝達系統図（知事が発令する場合）



6 気象予警報等の伝達

(1) 気象予警報等の伝達系統



(注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

【補足】

- ・気象庁本庁又は仙台管区気象台から
 - 消防庁には、特別警報・警報・注意報
 - 東日本電信電話(株)には、特別警報・警報
 - 宮城県復興・危機管理総務課には、特別警報・警報・注意報
- そして、上記各機関から大河原町に、特別警報・警報・注意報が伝達されている。
- ・大河原土木事務所や大河原農業改良普及センターから大河原町に伝達されている場合は、気象業務法ではなく、宮城県による取り決め等によるものと思われる。

(2) 気象予警報等の受領及び伝達方法

ア 関係機関から伝達される気象予警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は警備員が受領する。

イ 警備員が受領した場合は、直ちに総務課長、関係課長に伝達する。

ウ 気象予警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係各課（局、室）長、関係機関及び一般住民に通報する。

エ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
企画財政課長	住民	広報車	必要と認める注意報及び警報
農政課長			霜注意報、必要と認める低温注意報

7 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報の伝達

町における浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報の伝達については、町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、FAX又は電話により行うものとする。

(1) 伝達方法

FAX又は電話

(2) 伝達様式

大河原町洪水予報伝達様式（資料7-5参照）

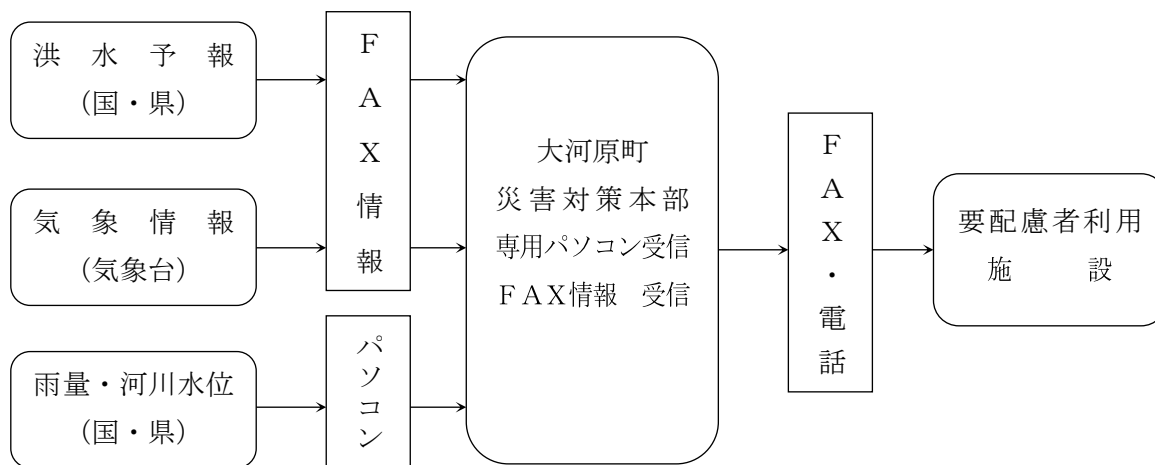
(3) 伝達時期

洪水予報を町（災害対策本部）が受信した場合

(4) 伝達先

要配慮者利用施設（資料7-5参照）

(5) 伝達方法



第2節 災害情報の収集・伝達体制

(全課局)

町は、非常配備とする災害対策本部を設置したときは、災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。

収集に当たっては、特に住民の生命に係わる情報の収集に重点を置く。

1 災害情報の収集

(1) 災害情報等収集体制

町長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって状況把握に当たらせるとともに、各地区ごとに次の情報調査連絡員を置く。

ア 各地区情報調査連絡員は、自主防災組織の代表者、又は、各行政区長の職にある者をもって充てる。

イ 消防機関の情報調査連絡員は、消防団の分団長の職にある者をもって充てる。

(2) 収集すべき災害情報等の内容

ア 人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

イ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）

ウ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

エ 出火件数又は出火状況

オ 二次災害危険箇所（被災建築物・宅地の応急危険度判定、土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故など）

カ 輸送関連施設被害（道路、鉄道）

キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、上・下水道施設被害）

ク 避難状況、救護所開設状況

ケ 道路の途絶等により孤立した地域

コ 県災害対策本部設置等の状況

サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

このうち、行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録や外国人登録の有無に係わらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告する。

さらに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を県を通じて官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。

(3) 情報の集約

- ア 各地区情報連絡員は、収集した情報について、総務課長に報告する。
- イ 総務課長は、各地区情報連絡員からの報告を受け、災害情報の集約を図る。

2 被害状況の調査

(1) 調査担当

ア 町職員による調査

町における被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	
避難状況	総務課長	
避難所開設状況	総務課長	
人的、住家等の被害	町民生活課長 税務課長	各地区情報調査連絡員
農林業関係被害	農政課長	土地改良区、農業共済
商工業関係被害	商工観光課長	商工会
社会福祉関係被害	福祉課長	各施設の長
衛生、保健、病院	健康推進課長	各施設の長
道路、橋梁、土木、建築物関係被害	地域整備課長 上下水道課長	各地区情報調査連絡員
文教、文化財関係被害	教育長	各施設の長
上下水道施設の被害	上下水道課長	各地区情報調査連絡員

イ 自主防災組織による調査

自主防災組織は、地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握した都度、総務課に報告するものとする。

その際、可能な限り被災現場の確認に努め、詳細な情報の収集に努める。

ウ 消防団による調査

消防団員は災害情報調査連絡員として、詳細な現場情報の提供に努め、総務課に報告する。

エ 協定に基づく各種団体による調査

町は、情報の収集に関連して協定を締結している公益社団法人宮城県隊友会大河原支部と被害状況について、把握した情報を協定に基づき共有し、被災状況の把握に努める。

オ 県による調査

町内の被害が大規模で、県が本町との情報通信等が途絶したと判断した場合、県は、職員等を派遣し、情報収集活動を行う。

(2) 調査要領

大河原町災害対策本部運営要綱等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当課ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務課に提出する。

3 災害情報等の報告

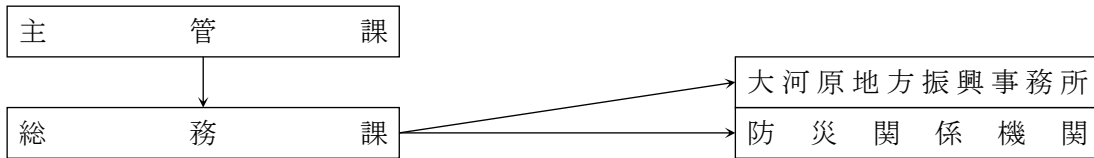
町及び消防本部は、市町村被害状況報告要領に基づき、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

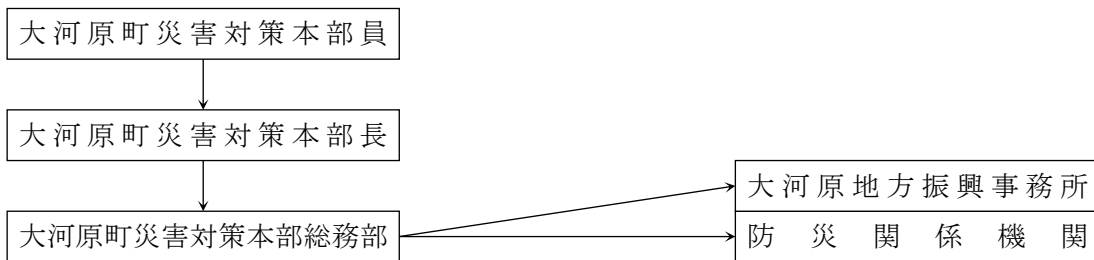
(1) 報告担当及び連絡先

災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を「被害状況報告書」を用い、次の系統により報告する。ただし、県に対する報告は総務課が行う。また、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等も併せて報告する。

ア 災害対策本部を設置しないとき



イ 災害対策本部を設置したとき



(2) 報告の種類及び報告要領

ア 災害情報

町が収集した災害情報は、逐次関係機関に通報し、相互に情報を交換する。

イ 被害報告

被害状況が判明した場合は、「市町村被害状況報告要領」（資料2-1参照）に基づき、大河原地方振興事務所を経由して県復興・危機管理総務課に報告する。

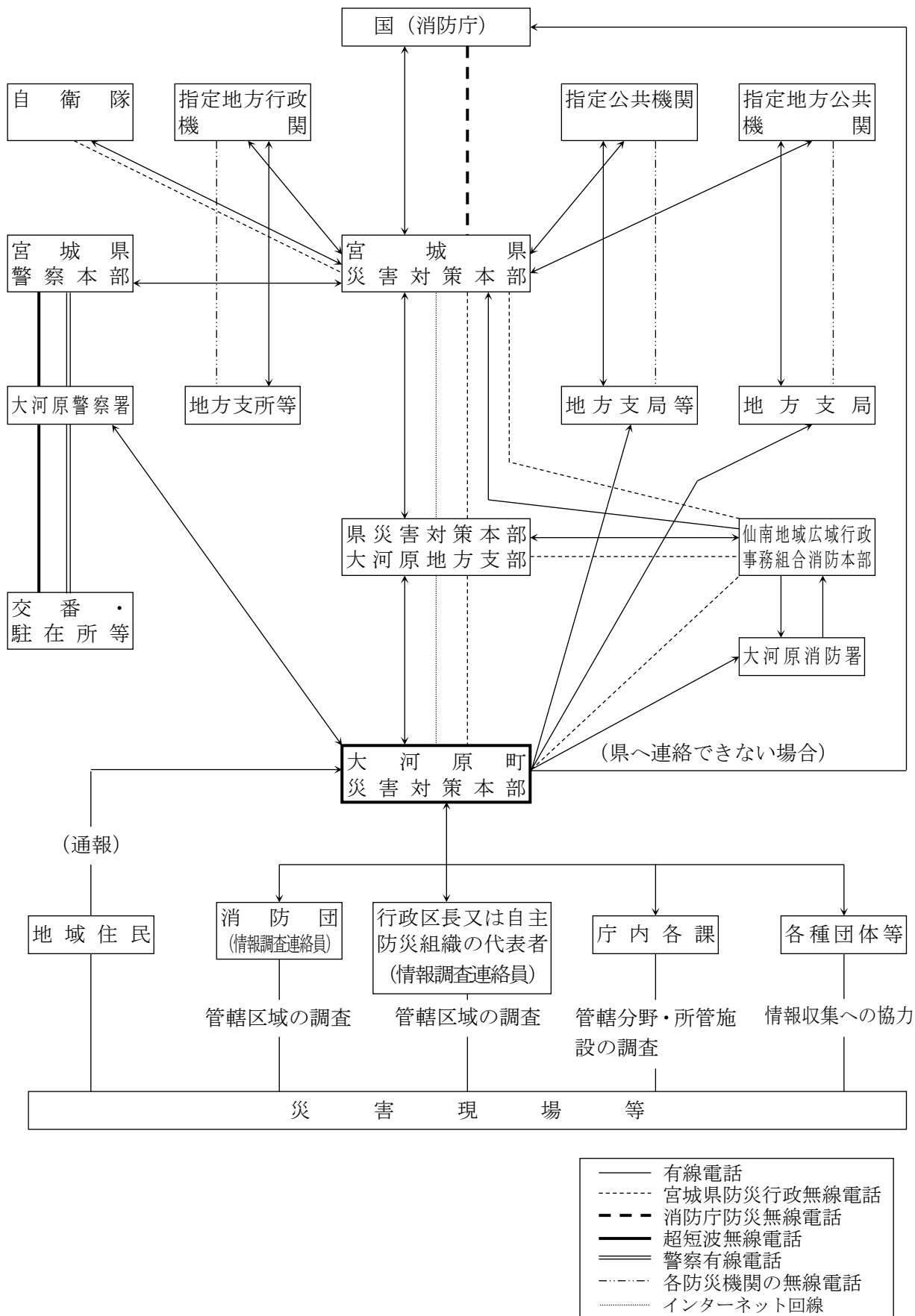
(ア) 被害即報

即報は、被害発生後、被害が判明した都度行う。

(イ) 被害確定報告

確定報告は、被害額の確定あるいは応急措置の完了後7日以内に大河原地方振興事務所長を経由して知事あてに行う（「被害状況報告書」については、資料2-1参照）。

災害情報の収集・連絡系統図



4 異常現象を発見した場合の通報

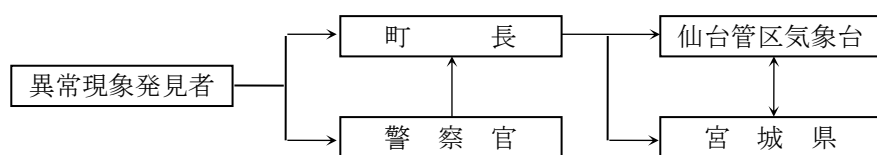
防災関係機関及び防災関係機関以外の者が異常現象を発見した場合等は、速やかに町又は大河原警察署に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。町長は、通報を受けた場合、その旨を仙台管区気象台その他関係機関に通報しなければならない。

(1) 異常現象

- ア 地象に関する事項…異常音響及び地変
- イ その他、災害が発生するおそれがある現象

(2) 通報要領



第3節 通信施設の確保

(総務課)

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

1 通信施設の確保

町は、デジタル防災行政無線、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、避難所との通信手段として、有線電話のほかにデジタル防災行政無線（移動系無線の適正配置）などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 災害時の通信手段

災害が発生したときには、施設の損傷や通信のふくそうなどが予想されるため、町は、被災状況に応じて次のような措置を講じる。

(1) 災害時優先電話の利用

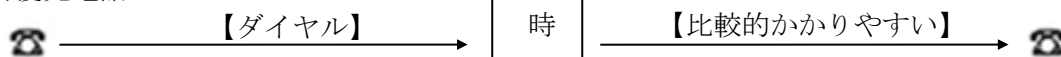
災害時優先電話は、重要な通信を確保するため、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、災害が発生した場合に、原則として災害時の通信規制を受けずに利用できることから、外部発信専用として利用するものである。

指定電話	配置場所	通信方法
53-2118	総務課長席	通常どおりダイヤル
53-2119	企画財政課長席	
53-2114	町民生活課	

一般電話・公衆電話



災害時優先電話



(2) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、町は次に掲げる専用通信施設の利用を図る。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによる。

通信依頼先	所在地	電話番号	連絡責任者
大河原警察署	大河原町字小島 21-8	53-2211	総務課長

(3) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、町はデジタル防災行政無線のほか、無線通信施設（資料3-2参照）の利用を図る。

ア 非常通信の内容

(ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

(イ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、全て災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

イ 非常通信の依頼手続き

無線通信施設に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

(ア) あて先の住所、氏名、電話番号

(イ) 連絡内容（200字以内）

3 各種通信手段の状況や特徴

一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話（スマートフォン）	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
県防災行政無線（地上系）	県内自治体・消防機関及び関係機関を結ぶ無線通信回線である。
消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
防災相互波	本周波数を所有している異なる免許人の中で通信できる。
MCA無線システム	(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。

非常通信	県、町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、東北地方通信連絡協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。 また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
災害用伝言ダイヤル(171) ・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
携帯電話 「災害用伝言板サービス」	大規模な災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

第4節 災害広報活動

(総務課・企画財政課)

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、町は、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

1 実施責任者

(1) 町長は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。

(2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
防災関係機関担当	総務課長	同補佐	デジタル防災行政無線、有線電話、文書、口頭、テレビ、ラジオ、緊急速報メール
報道機関担当			
住民担当	企画財政課長	同補佐	広報車、庁内放送、庁内電話、口頭、有線電話、登録制メール、ホームページ
庁内担当			

3 災害広報の要領

(1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連携をとり、正確な情報の提供に努める。

(2) 町の実施する広報は、全ての広報総括者（総務課長）に連絡する。

(3) 町は、防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切かつ継続的に提供する。

4 広報事項

(1) 災害発生直後

ア 町災害対策本部設置に関する事項

イ 気象予警報等に関する情報

ウ 安否情報

エ 被害区域及び被害状況に関する情報

オ 危険区域及び被害状況に関する情報

カ 避難（避難情報等・場所等）に関する情報

キ 救護所の開設等、救急・医療に関する情報

ク 防疫に関する情報

ケ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、

累積雨量についても広報する。)

- コ ライフラインの被害状況に関する情報
- サ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- シ 民心安定のための情報
- ス 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- セ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ソ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- タ 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- チ 自主防災組織に対する活動実施要請

(2) 生活再開時期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 相談窓口の設置に関する情報
- ウ ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
- エ ボランティアの受入れ情報
- オ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

(3) 復興期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

5 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、総務課長は、各課と緊密な連絡を図り、資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

6 広報実施方法

町は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (1) 屋外拡声装置による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報（後記8「緊急放送の利用」参照）
- (4) 町ホームページ・フェイスブックへの掲載
- (5) 広報紙による広報
- (6) チラシ、パンフレットによる広報
- (7) 避難所への広報班の派遣
- (8) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡

(9) 携帯メールや緊急速報メール

(10) Lアラート（災害情報共有システム）による広報

なお、要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

7 報道機関への発表

報道機関への発表資料は、総務課において、次に掲げる事項等を網羅し、広報資料を取りまとめ、本部員会議に諮ったうえ、本部長（町長）が報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難情報等の状況
- (6) 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

8 緊急放送の利用

町長は、災害に関する気象予警報及び災害予想並びにこれに係る対応策についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特別の必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を求めることができる。

- (1) 放送要請事項
 - ア 町の大半にわたる災害に関するもの
 - イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの
- (2) 放送要請内容
 - ア 放送を求める理由
 - イ 放送内容
 - ウ その他必要な事項

9 住民対応

(1) 問い合わせ電話への対応

災害発生直後は、特に住民からの問い合わせ電話が多く入ることも予想され、必要により災害対策本部には東日本電信電話（株）宮城事業部に緊急用の電話の仮設を要請し、問い合わせに対応できる職員の確保と併せて体制の整備を行うものとする。

(2) 相談窓口の設置

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。

なお、相談の内容に応じて、庁内各担当へ振り分ける。

10 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 防災活動体制

(全課局)

災害等が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命・身体、財産に被害が及ぶおそれがある。このため、町は防災関係機関と協力し、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

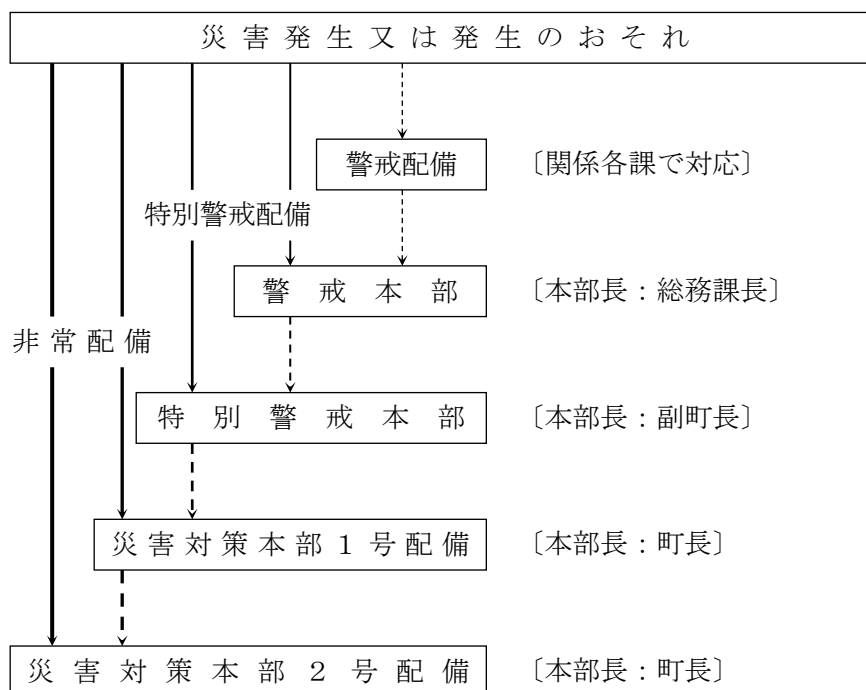
なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

1 配備体制（資料1-8～1-10参照）

町は、災害が発生した場合、その状況に応じて段階的に「警戒配備」、「特別警戒配備」、「非常配備」を敷く。この場合、それぞれ「警戒本部」、「特別警戒本部」、「災害対策本部」を設置する。

なお、場合によっては段階を経ずに、直接必要な配備体制を敷く。

配備体制の流れ



各配備の配備基準は、資料1-9を参照のこと。

2 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、(1)の「設置基準」のいずれかに該当する場合は、気象警報・特別警報並びに災害の状況を見極めたうえ、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 暴風、大雨、洪水、大雪等の警報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合 イ 災害が発生したときで、町長が指示したとき ウ その他、災害の状況により町長が必要と認めたとき
廃止基準	ア 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき イ 災害対策活動が完了したとき

(2) 公表

町は、本部を設置したときは、速やかに本部員、県関係機関及び住民に対し、電話、文書、MIDORI、その他の方法で通知・報告するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	総務課長
--------	---	-----	---	------

(4) 本部の設置場所

本部は、町役場庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、次の順位により本部を移設する。

第1順位	金ヶ瀬出張所 (金ヶ瀬公民館)	第2順位	大河原町総合体育館	第3順位	大河原南小学校	第4順位	大河原小学校
------	--------------------	------	-----------	------	---------	------	--------

3 本部の組織（資料1-6・1-7参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（会計管理者・教育長・各課長・局（所）長・その他町長が必要と認める者）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属員等を指揮監督する。

(4) 本部員会議

災害対策に係る重要事項を協議決定し、その実施を推進するため、本部に本部員会議を置く。

ア 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部員は、災害応急対策に関し、本部員会議に付議する必要があると認める場合は、資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。

ウ 本部員が本部員会議に出席する場合は、必要によりそれぞれの所掌事項に関する次に掲

げる災害対策資料を提出しなければならない。

- (ア) 災害及び被害の状況
- (イ) 応急活動及び措置内容
- (ウ) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項
- (エ) 今後の応急対策及び復旧対策
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指示する事項

エ 本部長及び本部員は、必要により各関係機関又は所属職員を本部員会議に出席させることができる。

オ 本部員会議は、次に掲げる事項を協議・決定する。

- (ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること。
- (イ) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。
- (エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (オ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (カ) 他市町村間との相互応援並びに自衛隊及び公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (キ) 現地災害対策本部に関すること。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(5) 部

本部における部の組織及びそれぞれの所掌事務については、資料1-6に定めるところによる。

(6) 本部連絡員

本部と各部との連絡調整のため、各部に本部連絡員を配置する。

(7) 情報連絡調査員等

ア 行政区長及び消防団分団長を情報調査連絡員として指定し、各地区の状況把握・情報収集に当たらせる。

イ 本部は、状況により、町職員による調査班を設置し、情報連絡調査員と連絡しつつ、情報収集に当たる。

(8) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は、前記(2)・(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また、本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

4 警戒本部の設置

(1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 暴風、大雨、洪水、大雪等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき イ 災害が発生したとき ウ その他、災害の状況により総務課長が必要と認めたとき
廃止基準	ア 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき イ 災害対策活動が完了したとき ウ 特別警戒本部又は災害対策本部を設置したとき

(2) 警戒本部の設置場所

警戒本部は、町役場庁舎に設置する。

(3) 警戒本部の組織等

ア 警戒本部長を総務課長（不在時は地域整備課長）とし、災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画（資料1-10参照）に基づき構成する。

イ 被害の有無の確認、気象情報・災害情報の収集・伝達を主な業務とし、事態の推移に応じて、特別警戒本部又は災害対策本部への移行が可能な体制とする。

5 特別警戒本部の設置

(1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 暴風、大雨、洪水、大雪等の警報が発表され、相当規模の災害発生のおそれがある場合 イ 特別警報が発表されたとき ウ 災害が発生したときで副町長が指示したとき エ その他、災害の状況により副町長が必要と認めたとき
廃止基準	ア 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき イ 災害対策活動が完了したとき ウ 災害対策本部を設置したとき

(2) 特別警戒本部の設置場所

特別警戒本部は、町役場庁舎に設置する。

(3) 特別警戒本部の組織等

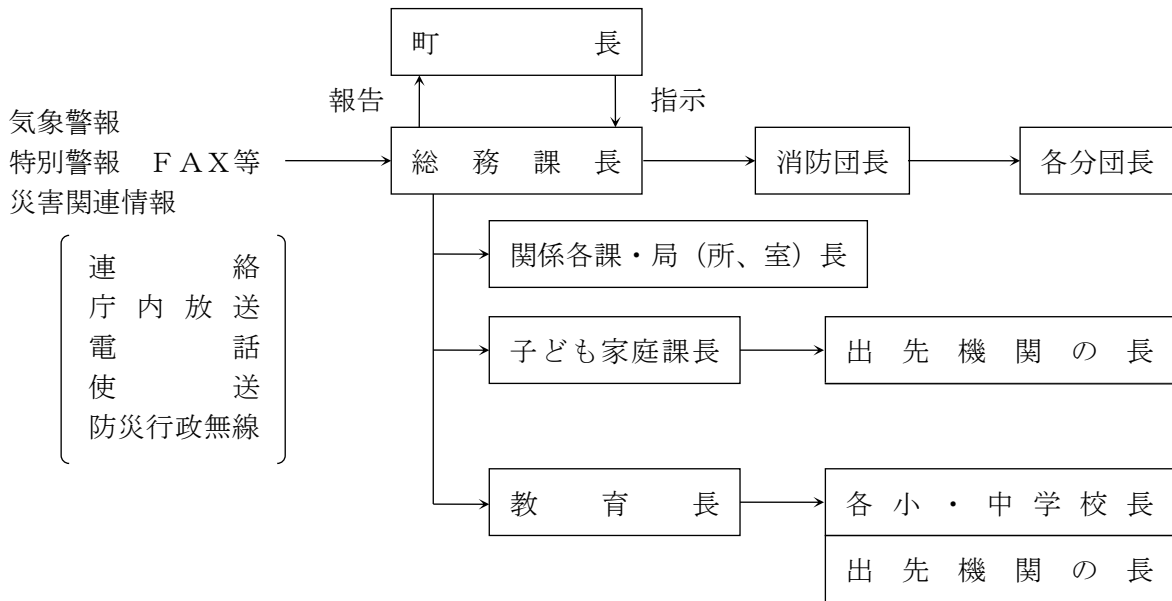
ア 特別警戒本部長を副町長（不在時は総務課長）とし、災害対策警戒配備編成計画（資料1-10参照）に基づき構成する。

イ 特別警戒本部は、次の業務を実施するものとし、事態の推移に応じて、災害対策本部への移行が可能な体制とする。（その他、組織体制及びそれぞれの事務分掌については、災害対策本部に準ずるものとする。）

6 配備指令の伝達及び動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内における配備指令の伝達は次のとおり行う。

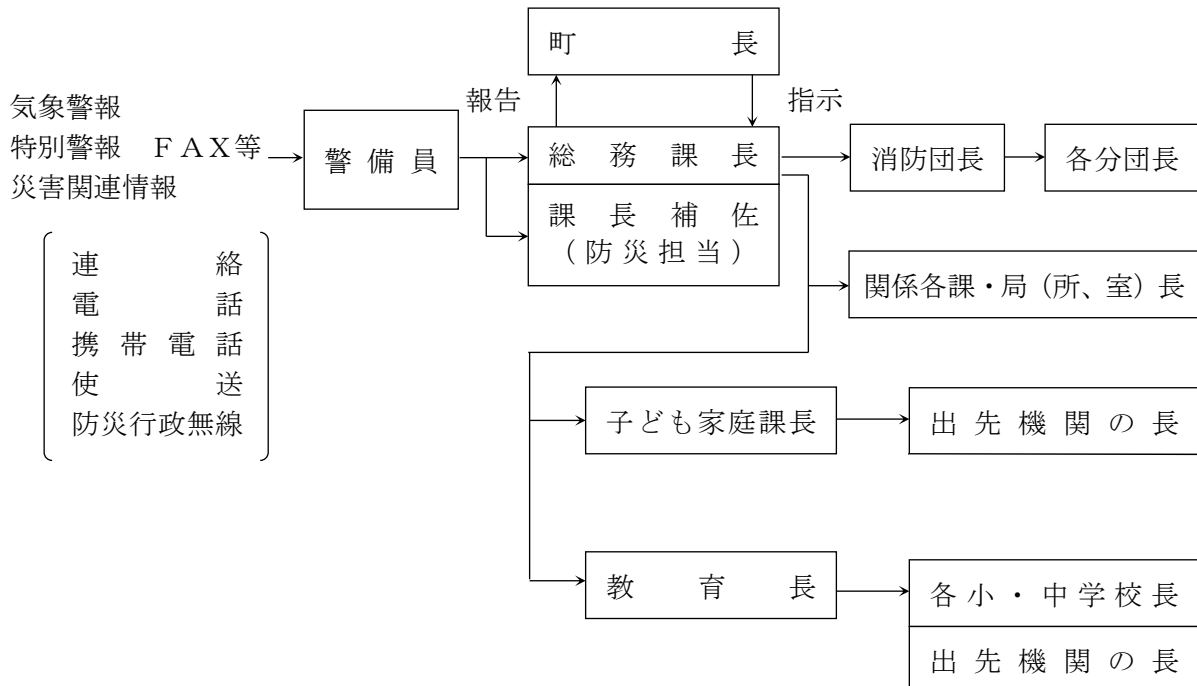


(2) 勤務時間外

ア 勤務時間外において、警備員が気象警報・特別警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは直ちに総務課長及び関係課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長は町長に報告するとともに、その指示に従い関係課長に伝達する。関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報・特別警報の伝達、情報収集、その他応急対策実施の体制をとる。

ウ 勤務時間外における配備要員の動員は、次の系統により行う。



エ 各関係課長は時間外の配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

7 非常登庁

配備要員に指定されている職員は、勤務時間外において、災害の発生又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、配備指令によらず、自ら登庁するものとする。

8 参集に際しての留意事項

(1) 参集場所

原則として所属先を参集場所とする。ただし、道路・交通の状況により参集できない場合は、最寄りの公共施設・避難所等へ参集するとともに、所属先に参集場所を連絡する。

(2) 参集時の服装、携行品

参集時の服装は、活動衣、ヘルメット等の作業のできる服装とする。また、職員証、飲料水及び食料、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な限り携行する。

(3) 参集の方法等

ア 災害の状況に応じ、自動車の利用は避け、徒歩、自転車等により参集する。

イ 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(4) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災又は人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関及び警察機関等に連絡するとともに、付近住民と協力し、応急救護等の適切な処置をとる。

(5) 参集途上の情報収集

ア 参集時には、参集経路周辺の状況に目を配りながら参集する。(登庁途中における被害状況報告書の様式については、資料2-2参照)

イ 火災発生、要救出者の情報など、人命や災害拡大に関わる緊急情報は、すぐに連絡する。

- 道路の状況……道路・橋梁の被害、渋滞の発生状況
- 建物被害状況……建物被害の集中している箇所
- 救助者……救助を必要としている者の有無
- 火災の状況……火災の発生箇所

9 職員の配備に際しての留意事項

(1) 本部機能の早期確立

本部の機能を早期に確立する必要があるため、災害発生初期においては、参集してきた職員は総務課の応援に努める。

(2) 職員の参集状況の記録・報告

各課長、局(所)長は、職員の参集状況を定期的に記録し、その累計を総務課長に報告する。

(3) 応援体制の確立

ア 各課長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、総務課長に動員を要請する。

イ 総務課長は、被害状況、職員の参集状況等を考慮し、優先的な配備が必要な部へ応援人員を派遣するなど、職員の適正配備を図る。

ウ 災害に係る活動について特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了

した職員は、それぞれの所属部署の事務室で待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出勤できる態勢を整えておく。

(4) 参集しない職員の体制

災害の発生を報道等で知った場合には、当該非常配備員でなくても、動員指令が出る場合に備え、いつでも指令に応えることができるよう心がけること。

10 県現地災害対策本部との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣等の措置を講じることとしている。

町は、県現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にし、円滑な応急対策の推進を図る。

11 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、最も影響の大きい災害に対応した対策本部等を設置し、副次的に、比較的軽度の災害に対応する。

第6節 警戒活動

(総務課・地域整備課)

風水害時は、河川出水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、町は、水防団等を出動させ、危険箇所のパトロール等必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

1 河川災害の防止対策

(1) 水防本部

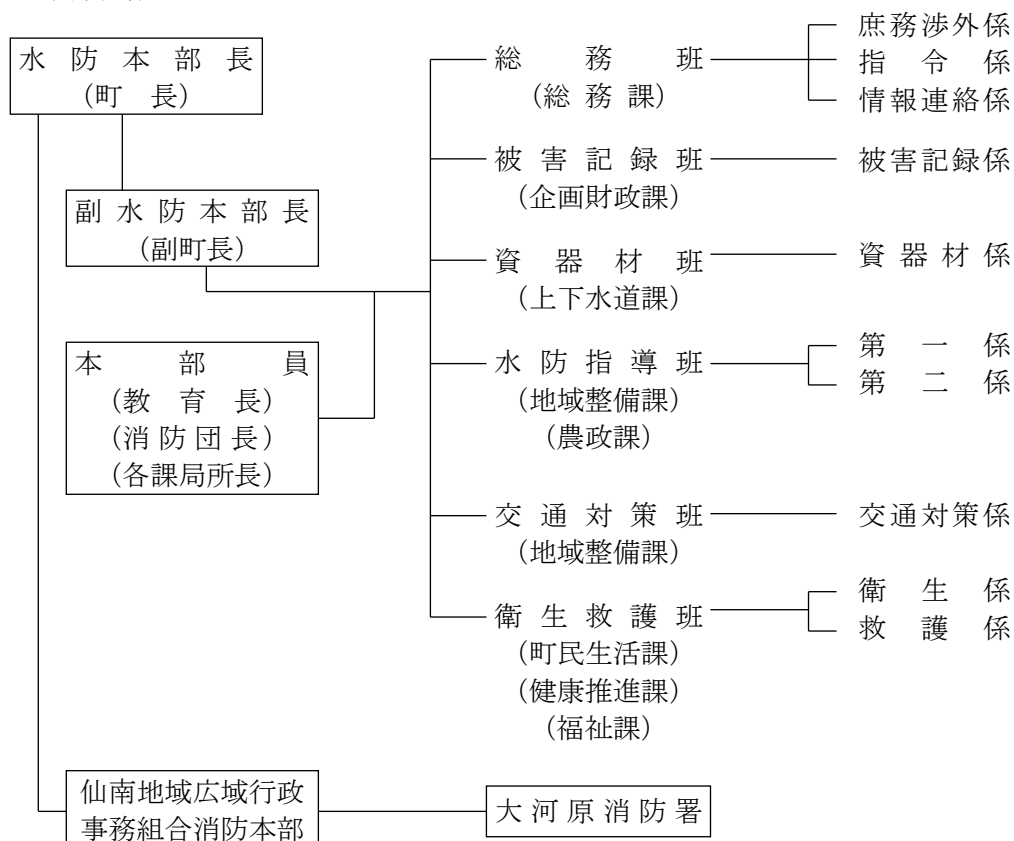
ア 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去されるまでの間、大河原町役場に水防本部を設置し水防事務を処理する。

ただし、大河原町災害対策本部が開設されたときは、その組織に統合されるものとする。

イ 水防本部の事務局は総務課に置き、水防本部の組織は次のとおりとする。

(2) 本部組織

ア 本部組織



イ 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

班 名	係 名	事 務 分 掌
総 務 班	庶務渉外係	水防本部要員の招集、給食、自動車の配備、水防事務の取りまとめ、立案、報告、公用負担の指導、現地連絡、対外的報道関係、水防管理団体よりの資材要請事務等
	指 令 係	状況の把握及び判定並びに水防警報、立退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認める事項の伝達
	情報連絡係	洪水予報等気象情報の受信記録、テレビ、ラジオの情報記録、雨量水位その他報告事項等の記録、取りまとめ及び報告、水防無線、テレメーター等の整備及び保守
被害記録班	被害記録係	水防時における河川、道路等の被害の収集、取りまとめ及び関係諸機関への報告等
資 器 材 班	資 器 材 係	水防器材の整備調整、受払及びその事務
水防指導班	水防指導係	水防時における管内の巡視、雨量並びに水位記録の収集及び水防作業の現地指導等
交通対策班	交通対策係	水防時における道路交通の情報及び収集並びに確保等
衛生救護班	衛 生 係	医療救護及び保健衛生に関する事項
	救 護 係	生活救護に関する事項

(3) 水防本部の設置基準

ア 水防本部の設置は、次の場合による。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報及び指定河川にあっては知事からの洪水予報及び警報の伝達を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

イ 非常配備及びその時期

水防に関する気象の予報（注意報・警報）等により、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等の危険が解消されるまでの次の配備区分で非常配備を行う。

ウ 非常配備に関する一般的基準

種別	配 備 時 期	配 備 体 制	配備該当者
1号 配備	次の注意報の一つが発表された場合又は管内に異常な状況が発生するおそれがある場合において本部長が該当非常配備を指令したとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	情報連絡活動のため総務課所要人員を持って当たるもので、状況によりさらに高度の配備に円滑に移行できる体制とする。	総務課

2号 配備	次の警報の一つが発表された場合又は管内に異常な状況が発生するおそれがある場合において、本部長が該当非常配備を指令したとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報	上記のほか関係部の所要人員を持って当たるもので事態の推移に伴い速やかに3号配備に切り換え得るものとし、また、切り換え前においても直ちに非常活動ができる体制とする。	総務課 地域整備課 農政課 上下水道課
3号 配備	大雨特別警報が発表された場合、管内の全域にわたって災害が発生するおそれがある場合又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合並びに発生した場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。	所要の人員の全員を持って当たるもので状況により他の職員も直ちに活動できる完全な体制とする。	各課所属 職員全員

(4) 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受ける。

(5) 水防巡視等

ア 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに河川の水防受持ち区域の消防団分団長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する（資料7-3参照）。

また、河川水位が資料7-4の通報水位又は氾濫注意水位（警戒水位）に達した旨の通報があったときは、直ちに消防団分団長に通知するとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。なお、各分団長は、各受持ち区域で発生した事柄等を、速やかに水防本部に伝達する。

イ 水防信号

水防信号は、水防時における水防信号に関する規則（昭和24年宮城県規則第64号）の規定に基づき次により行う。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)
第1信号	○休止○休止○休止	約5秒、約15秒、約5秒、約15秒、約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒、約6秒、約5秒、約6秒、約5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒、約5秒、約10秒、約5秒、約10秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第4信号	乱打	約1分5秒 約1分5秒 1分 ○—休止 ○—休止 ○

注意

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させる。

(6) 水防活動等

消防団（水防団）は、水害が発生した場合、原則として水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して土のう積みや水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

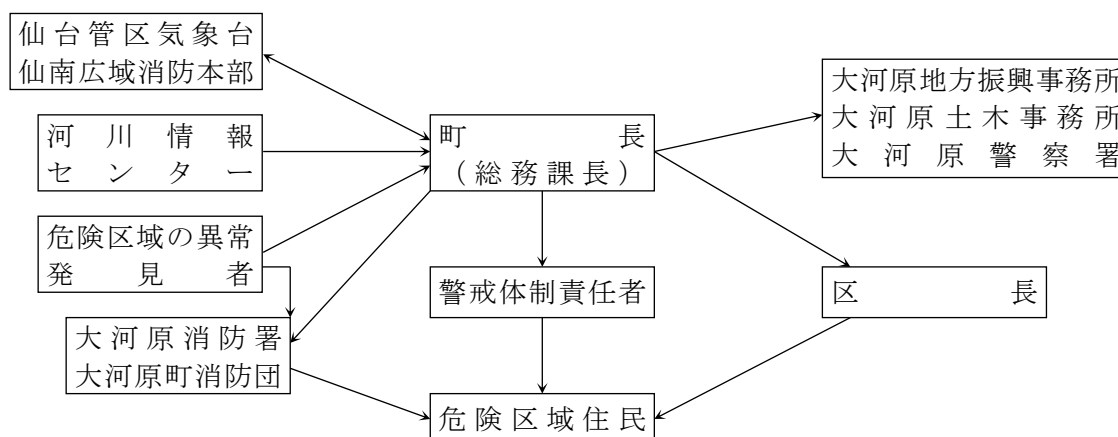
2 土砂災害警戒活動

(1) 警戒体制

町は、県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは災害の発生するおそれがある場合においては、県及び气象台と密接な連携をとりながら土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、町長が必要と認めたときには、警戒体制につく。

(2) 気象予警報及び情報の収集伝達

ア 仙台管区气象台の発表する気象予警報等の収集伝達は、本章第1節「防災気象情報の伝達」により行うもののほか、危険区域の雨量等は、次により収集、伝達する。



イ 有線電話、広報車・無線等によるほか、緊急を要する場合は、サイレン、警鐘、緊急速報メール等も活用する。

(3) 降雨量の測定

雨量の観測担当者（仙南地域広域行政事務組合消防本部）は、次により雨量を測定し、町長に通報する。

町長は、必要に応じ雨量及び气象台の雨量情報並びに河川情報センターの情報を把握しておく。

ア 气象台から大雨注意報が発表された時期又は町長が特に必要と認め、指示したとき観測を開始する。

イ 測定及び情報の収集間隔は、警戒体制に入ってから10分～30分ごととする。

(4) 非常警戒巡視

町長は、気象予警報が発表され、警戒体制がとられ災害発生のおそれがあると認めた場合は、消防団員等による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の非常警戒巡視を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊等の異常を発見した場合は、地表水の排除、土留め等の応急工事を速やかに実施する。

なお、住民は危険区域に異常を発見した場合は、直ちに総務課、大河原警察署、大河原消防署のいずれかに通報する。

(5) 応急工事

危険区域に異常が発見され、土砂災害発生のおそれがある場合は、防止対策として応急工事を実施する。

方 法	施工材料等	施工担当者
土 俵 積 柵 工 シート張	麻袋・土砂・ 板 ・ 杭 ・ シ ー ト	地域整備課長

(6) 避難指示の発令・解除

避難指示の発令に当たって、土砂災害警戒情報が発表された場合は、対象地域の住民に対して直ちに避難指示を発令することを基本とする。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した」又は「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」メッシュがあらかじめ避難指示の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全ての地域住民に避難指示を発令する。

なお、避難指示の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、総務課を窓口とし、連絡体制を整備しておく。

3 ライフライン、交通等警戒活動

町及び関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

4 除雪対策活動

国、県は大雪時の道路交通安全の確保を図るため、相互に連携し有効適切な除雪作業を行う。

町は、町道の確保並びに児童生徒の重要な通学路等の確保を図るため、県との連携の下に有効適切な除雪作業を行う。

町は、円滑な除雪作業を実施するため、自主防災組織や町民一人ひとりの協力を得るとともに、除雪委託契約企業以外の民間の除雪機械保有企業等に対しても協力要請を行う。

除雪作業基準	作業体制
積雪 10 cm以上	委託業者による除雪
積雪 20 cm以上	災害対策警戒配備要領第2条の規定に基づく警戒配備体制に準じた対応

第7節 相互応援活動

(総務課)

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期する。

1 市町村間の相互応援活動

(1) 他の市町村長に対する応援の要請

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

ア 個別相互応援協定（仙南2市6町消防相互応援協定）

あらかじめ締結している協定等に基づき、応援要請を行う。

イ 県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、応援要請を行う。ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

(2) 県への情報伝達

町は、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

(3) 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生した場合において、本町が被災しなかったときは、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

県及び被災市町村から応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

2 消防相互応援活動

大規模災害時により、管内の消防力では災害防御が困難な場合には、消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合は、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請するものとする。

応援要請を行う場合は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入れ体制を整備するものとする。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施するものとする。

3 他都道府県からの応援活動

(1) 北海道・東北8道県に対する応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

なお、応援の種類は、次のとおりである。

ア 人的支援及びあっせん

- (ア) 救助及び応急復旧等に必要な要員
- (イ) 避難所の運営支援に必要な要員
- (ウ) 支援物資の管理等に必要な要員
- (エ) 行政機能の補完に必要な要員
- (オ) 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

イ 物的支援及びあっせん

- (ア) 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- (イ) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

ウ 施設又は業務の提供及びあっせん

- (ア) ヘリコプターによる情報収集等
- (イ) 傷病者の受入れのための医療機関
- (ウ) 被災者を一時収容するための施設
- (エ) 火葬場、ごみ・し尿処理業務
- (オ) 仮設住宅用地
- (カ) 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

エ その他、特に要請のあった事項

(2) 全国知事会に対する応援要請

北海道東北ブロック幹事県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、全国知事会に対し「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく広域応援の要請を行う。

なお、広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせんとする。

4 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、知事に応援要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

(1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

(2) 出動の要請

町長は県を通して出動の要請を行う。

(3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、町長及び消防長は、次の措置をとる。

ア 災害状況の把握

イ 情報等の提供

ウ 応援要請手続きの実施

5 広域緊急援助隊の応援活動

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、広域緊急援助隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。

6 広域的な応援体制

町は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

7 受入れ体制の確保

町は、「大河原町災害時受援計画」に基づき、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

8 他県等への応援体制

町及び県は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第8節 災害救助法の適用

(総務課)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の被害が一定の基準以上、かつ応急救助を必要とする場合、知事は、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、必要な場合、知事は、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができるほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

1 災害救助法適用の判定

知事は、次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は次項2の手続きを行う。

- (1) 法適用は市町村を単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 災害が発生し、住家等への被害が発生したとき

- (ア) 町における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、全焼、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市 町 村 の 人 口	住宅滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯以上
5,000 人以上～ 15,000 人未満	40 世帯以上
15,000 人以上～ 30,000 人未満	50 世帯以上
30,000 人以上～ 50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上～100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上～300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上～	150 世帯以上

- (イ) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あつて、町の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の1/2に達したとき。

- (ウ) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、町区域内の被害世帯数が多数であるとき。

- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合（被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする）で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

- イ 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じたとき
- (ア) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (イ) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- ウ 災害が発生するおそれがあるとき
- 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、本町において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則	災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日	
例外	①	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	②	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日 = 被害等が判明した日

- (2) 町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、被害が拡大するおそれがあり、適用基準に該当する見込みがある場合等には、県にその旨報告する。
- (3) 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

3 救助の種類（資料4-1参照）

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出（死体の捜索）
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の処理
- 障害物の除去
- 輸送費及び賃金職員等雇上費
- 実費弁償（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」（最終改正 平成24年9月14日））

4 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋 葬
- (9) 死体の処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 前各号に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支給

なお、救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害ごとの被災範囲や被災場所（町の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、町と県が協議し、実施者及び救助の種類を決定するものとする。

表1 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害 の場合	町	全ての救助（県から即時に委任（法第13条第1項））
	仙台市	全ての救助（救助実施市（法第2条の2第1項））
	県	—
広域災害 の場合	町	県及び仙台市が行う以外の全ての救助 （県から即時に委任（法第13条第1項））
	仙台市	全ての救助（救助実施市（法第2条の2第1項））
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、町へ委任されることになる。

第9節 自衛隊の災害派遣

(総務課)

大規模な災害が発生した場合、又は発生しようとしている場合、住民の生命・身体、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき知事は自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の手続き

(1) 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、町長はその旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、町長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は速やかに知事等にその旨を通知しなければならない。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく次の判断に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

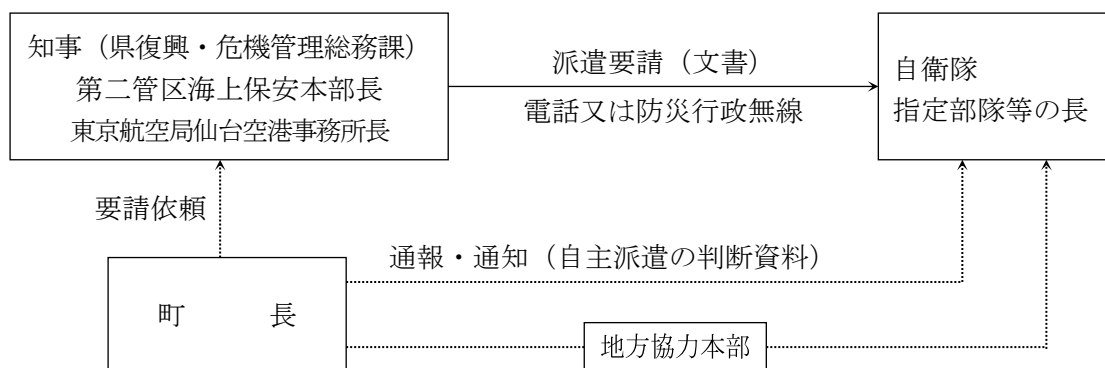
イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 要請の手続き

ア 災害派遣要請系統図



イ 要請（連絡）先

要 請 （連絡）先	指定部隊 等 の 長	連 絡 方 法 等		担任地域等
		時間内： 平日 8：30～17：00	時間外	
第2施設団 第3科 （船岡駐屯地）	団 長	柴田郡柴田町 船岡字大沼端 1-1 TEL0224-55-2301 内 235～236	駐屯地 当 直 内 302	宮城南隊区（白石市、 角田市、柴田郡、刈田 郡、伊具郡）

ウ 要請

(ア) 災害派遣を要請する場合は、町長は、次の事項を明らかにした派遣要請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- a 災害の状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要
- d 派遣を希望する区域及び活動内容
- e その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

(イ) 相当数の被害が出ていると認められ、かつ具体的被災状況が把握できない場合にあっては、(ア)に関わらず、速やかな派遣要請に努めるものとする。

この際、町は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

2 自衛隊との連絡調整

(1) 自衛隊の連絡調整要員の派遣

災害発生時、自衛隊は、県、町及び防災関係機関との連絡調整等に当たるため、必要に応じ町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保するものとする。

- (2) 連絡調整員は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施するものとする。

3 派遣部隊の活動内容

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施するものとする。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
要救助者等の捜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の捜索、救出・救助活動
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む。）
道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生した場合、又は発生しようとしている場合において、町長及び町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官）がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができるものとする。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域を設定し、立入り制限・禁止及び退去を命ずること。

イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。

ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、町長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿営施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 作業内容の調整

町長、知事及び大河原消防署長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

(5) 駐車地区の選定

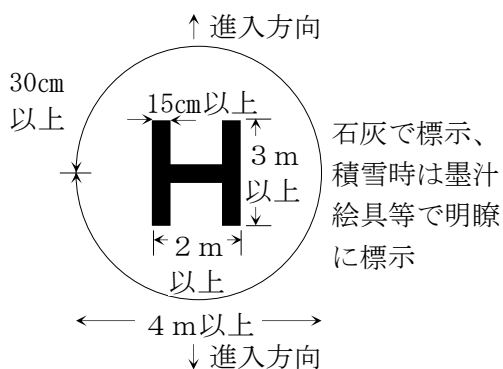
派遣部隊の車両の駐車場を確保する。

(6) 臨時ヘリポートの設定（資料8-1参照）

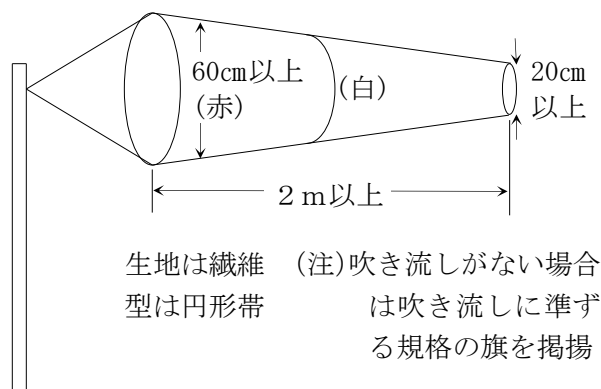
ア 町は、町内において基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

(ア) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



ウ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

(6) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

(7) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

(2) 撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

(3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収するものとする。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として町が負担し、細部については、その都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料

(2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上げ又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

第10節 救急・救助活動

(総務課)

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救助活動が必要となることから、町は、消防本部をはじめとする防災関係機関と連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、住民においても、防災の基本理念に基づき、自ら活動等に従事することとする。

1 実施責任者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者の救助及び捜索は、警察・消防・自衛隊等の協力を得て町長が行う。

なお、町による救助活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国・県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

2 救助活動

町は、消防本部、大河原警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うため、被害状況の早急な把握に努める。

また、災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(1) 救助対象

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は行方不明の状態にある者とする。

(2) 救助期間

災害発生の日から3日以内（4日以降は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

(3) 救助隊の編成

救助隊は、町職員、消防職団員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救助対象者数、救助範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

(4) 関係機関との協力

ア 救助隊は、県及び大河原警察署等との密接な連携のもとに救助活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 救助に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう関係医療機関と緊密な連絡を事前にとる。

ウ 町外から救援活動のために来町する警察機関や消防機関及び自衛隊のため、部隊の展開、設営、物資搬送設備等の拠点となる用地を速やかに定める。

(5) 応援要請

ア 自らの活動のみでは救助の実施が困難な場合には、相互応援協定に基づき、県及び他の市町村等に対し、応援を要請する。

応援要請を行う場合は、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入れ体制を整備するものとする。

イ 町長は、状況に応じ、本章第9節「自衛隊の災害派遣」において定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 消防本部の活動

消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

(1) 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに応援協定等に基づき近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

4 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 緊急救助活動の実施

在住地区及び担当地区において、建物の倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときは、自らに危険が及ばない範囲で救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

(2) 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員・機材等の面で対応が不十分と思えるときは町に連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

(3) 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

5 惨事ストレス対策

消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護活動

(健康推進課)

大規模な災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、町は、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 医療救護の実施要領

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも係わらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

(3) 医療救護の期間

- ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内とする。
- イ 助産
分べんした日から7日以内とする。

2 医療救護班による活動

(1) 医療救護班の編成・派遣等

- ア 町は、災害により多数の負傷者等が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、知事に対し、宮城県医師会による医療救護班の派遣や医療救護活動などが行われるよう要請を行う。
- イ 医療救護班は、次のとおりであり、使用する医薬品及び衛生材料等を携行するものとする。

医療救護班	医師	看護師	事務員	合計
1班当たりの編成例	1名	2名	1名	4名

(2) 活動内容

医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置

- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

(3) 災害拠点病院への搬送

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、医療救護班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については、県が指定する災害拠点病院（みやぎ県南中核病院等）で行う。

町は、これらの患者を搬送するため、必要な体制を確立する。（本章第12節「交通・輸送活動」及び第13節「ヘリコプターの活動」による。）

3 救護所の設置

町は、医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置し、トリアージ等を行い適切な医療機関への搬送を指示する（資料5-2参照）。

救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域の医療機関に引き継ぐこととするが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

4 医療状況に関する広報

(1) 町は、災害時において町内の医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関を把握し、広報する（資料5-1参照）。

(2) 町は、救護所を開設したときは、その旨広報する。

5 医薬品等の調達

(1) 町は、医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する（資料5-3参照）。

(2) 町は、町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請する。さらに、仙南薬剤師会と発災時の医薬品提供に関する協定締結を進め、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

6 県等への協力要請

災害の規模及び状況により医療を必要とする負傷者等の増大により医療活動が十分でないと思われるときは、県医療救護班及びDMA T※の派遣等について、県、日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請する。

なお、要請窓口は健康推進課とする。

※災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Teamの略）

災害急性期に活動できる機動性を持った訓練を受けた医療チームを登録し、全国広域を対象に災害時の派遣に対応している。

7 在宅要医療患者の医療救護体制

(1) 町は、在宅要医療患者に関する関係機関からの情報に応じ、必要な支援を調整する。

(2) 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。

第12節 交通・輸送活動

(総務課・地域整備課)

町が緊急輸送を実施するに当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うとともに、交通の確保のため、必要な交通規制及び障害物の除去等の活動を行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

町は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機（ヘリコプター）の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。） ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階	(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防・水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

2 緊急輸送体制の確立

町は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するために必要な路線を緊急輸送道路（資料8-5・8-6）として指定し、交通規制等の実施により、緊急輸送網を確保する。

イ 車両の確保

(ア) 町所有車両等の確保

車両の掌握、管理は、総務課が行う（資料8-3）。

(イ) 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、町所有以外の輸送力確保に努める（資料8-4参照）。

(2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合等で鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)）に要請し、輸送力を確保する。

(3) ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第9節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第13節「ヘリコプターの活動」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請依頼する。

なお、ヘリコプター発着場所については、資料8-1のとおりである。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第25節「防災資機材及び労働力の確保」による。

(5) 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要な事項

3 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

4 災害救助法に基づく措置基準

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

ア 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送

イ 被災者の避難のための輸送

ウ 医療及び助産のための輸送

エ 被災者の救出のための輸送

オ 飲料水の供給のための輸送

カ 死体の捜索のための輸送

キ 死体の処理のための輸送

ク 救援用物資の輸送

(2) 適用される輸送費は、本町における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

5 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(1) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

6 交通規制の実施

町は他の道路管理者との連携を図り、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者と大河原警察署長が連携を保ち、行う。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への車両の流入と走行の規制

(ア) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難規制と緊急通行路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに、一般車両の走行は原則禁止する。

エ 他の道路管理者との緻密な連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう、他の道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

カ 危険箇所の把握

(ア) 町は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、他の道路管理者と連携を図り道路交通環境の巡回調査を行い道路被害の把握に努めるとともに、応急復旧を講じ

る。

(イ) 町は他の道路管理者と連携を図り、常に道路モニター制度の確立を図るとともに自動車の運転者、地域住民に対し道路施設の被害を発見したときは、直ちに道路管理者に報告するよう常に啓発しておく。

キ 町は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時や迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。なお、道路が災害を受けた場合は、通行を禁止又は制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(2) 緊急通行路確保のための措置

大河原警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両等の撤去

緊急通行路を確保するために必要な場合には、放置車両等の撤去を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等の協力を得て、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

町は他の道路管理者と連携を図り、交通規制を行う。原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

町は他の道路管理者と連携を図り、災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

町は他の道路管理者と連携を図り、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

7 緊急通行車両の確認等

町長は、大河原警察署又は県警本部（交通規制課）に対し、緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

(1) 申出事項

町は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ア 車両番号標に標示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）
- ウ 使用者の住所、氏名
- エ 輸送日時
- オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- カ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

(2) 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

8 障害物の除去

(1) 実施責任者

- ア 住居等の障害物の除去は、町長が行う。
- イ 町長から要求があったとき、又は緊急の必要があり現場に町職員がいないときは、警察官が行うものとする。
- ウ 道路に堆積した障害物の除去は、道路管理者が行うものとする。

(2) 障害物除去の基準

ア 対象

住家半壊又は床上浸水の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障をきたし、自力では除去することのできない者（選定基準は、本章第15節「応急仮設住宅等の確保」による。）

イ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 障害物除去の実施

町は、障害物除去の実施について、町内建設事業者等に対し、協力を要請する。

(4) 除去した障害物の処理

町は、除去した障害物をあらかじめ定めている集積場所等に搬入する。

(5) 工作物等の保管

除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをし、保管する。

(6) 放置車両や立ち往生車両等の移動

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

第13節 ヘリコプターの活動

(総務課)

大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、建物や電柱等の損壊により道路の通行が困難となることが予想されることから、町は、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 活動体制

- (1) ヘリコプターを有効に活用するため、町は関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

ア 県防災ヘリコプター

県への応援要請については、仙南消防本部は、県知事に対して、「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

イ 仙台市消防ヘリコプター

仙台市への応援要請については、仙南消防本部は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- (2) 関係機関との調整体制の確立

県は、大規模災害時において、県内各地でヘリコプター活動が必要となる場合においては、県警察本部、仙台市、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、仙南消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリコプターの運航体制を確立することとなっている。

2 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出・救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 住民に対する避難情報等の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

3 活動拠点の確保

- (1) 町は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

- ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び指定外ヘリポートを早急に確保する（資料8－1参照）。
 - イ 指定外ヘリポートにおいては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート及び活動拠点等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うよう努める。

第14節 避難活動

(総務課・町民生活課・福祉課・子ども家庭課・教育総務課・生涯学習課)

災害発生時又は災害発生のおそれがある場合においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、対象地域の住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧化されるまでの間、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 避難指示の対象とする避難行動

避難指示の対象とする避難行動については、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 指定緊急避難場所への立退き避難
- (2) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- (3) 「屋内安全確保」(その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動)

3 高齢者等避難

町は、災害のおそれがある状況で、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令するものとする。

(1) 土砂災害

平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、土砂災害警戒区域・危険箇所等の地域住民に対して高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始するよう啓発する。

(2) 夜間に備えた対応

立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合、夕方等の明るい時間帯にあらかじめ高齢者等避難を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報(土砂災害)が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。

4 避難情報等

(1) 実施責任者

避難情報等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令は、原則として町長が行う。

町長は、町の区域内において大雨や洪水により河川の氾濫の可能性や土砂災害等の危険が迫り、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立退きを指示し、必要に応じて大河原警察署長及び大河原消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。町は、住民に対して、土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精度の高い事前予測が困難であることが多いため、指定緊急避難場所の開放を終えていない地域であっても躊躇なく避難指示を発令することがあり得ることを啓発する。

町は、避難指示を発令する前に県から助言を受けたときは、周囲の状況を速やかに把握し、適切な判断を行う。

なお、避難時の周囲の状況により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合ややむを得ないときは、当該地域の住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示するものとする。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難情報等を発令することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等は避難するよう指示をすることができる。この場合、直ちに町長に通知しなければならない。

区分	実施者	根拠法令
避難指示	町長	災害対策基本法第60条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条（町長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公示しなければならない。
	知事又はその命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条→水防管理者が行う場合においては、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
警戒区域の設定	町長	災害対策基本法第63条
	警察官	災害対策基本法第63条
	消防団（水防団）又は消防関係機関に属する者	水防法第21条
	消防吏員又は消防団員	消防法第28条、第36条
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。）	自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条

(2) 避難情報等の種類

町が発令する避難情報等の種類は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。なお、避難指示等を行う際に、必要に応じて国又は県に助言を求めることができる。

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	居住者等がとるべき行動
レベル3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル5	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない)	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

※ 避難を完了させるのに時間を要する者（高齢者、障がい者、乳幼児等）及びその者の避難を支援する者

(3) 避難情報等発令の判断基準

避難情報等の発令については、対象となる災害を①水害、②土砂災害の2区分とし、次の基準を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断する。

ア 水害

具体的な基準を作成する対象を、白石川（洪水予報河川）、荒川（水位周知河川）とする。

対象河川	白石川 (洪水予報河川)	荒川 (水位周知河川)	左記以外の河川 及び内水等
対象地区	白石川流域一帯	荒川右岸流域一帯	町内全域
レベル3	高齢者等避難		
レベル4	避難指示		
レベル5	緊急安全確保		

- ※氾濫危険水位（レベル4水位）＝ 市町村長の警戒レベル4避難指示の発令の目安、住民等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
- ※避難判断水位（レベル3水位）＝ 市町村長の警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する住民等への注意喚起の目安となる水位
- ※氾濫危険情報＝ 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ※洪水警報＝ 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ※流域雨量指数＝ 河川の上流域に降った雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりを把握するための指標で、全国の約20,000河川を対象に河川流域を1km四方の格子に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。
- ※大雨警報（浸水害）＝ 大雨により重大な災害が発生すると予想されたときに発表される。

イ 土砂災害

本町において、土砂災害の発生のおそれがある危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所26、土石流危険渓流箇所38、計64箇所（内県調査の土砂災害警戒区域指定箇所は53箇所））は、町内に点在していることから、町職員、消防職員等による巡視情報や周辺住民からの通報などの情報を収集するとともに、県関係機関等と連携をとりながら避難情報等発令の対象となる区域を判断する。

レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となったとき ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき（夕刻時点で発表）
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣で土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流付近での斜面崩壊・水量の変化、擁壁・道路等のクラック等）が発見されたとき ○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報）となったとき ○夜間から明け方に警戒レベル4（避難指示）の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4（避難指示）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう、暴風警報の発表後速やかに発令） ○「宮城県土砂災害警戒情報システム」において、土砂災害危険度判定が実況で「警戒レベル」に到達している状態で、2時間後に「土砂災害発生危険基準線（CL）」に到達すると予想され、引き続き降雨の増加が見込まれるとき
レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表された場合 ○近隣で土砂災害が発生したとき ○近隣で重大な土砂災害の前兆現象（地鳴り、山鳴り、立木の流出、流水の急激な濁りや渓流水位の激減、斜面の亀裂等）が発見されたとき

※土砂災害警戒情報 = 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高っている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

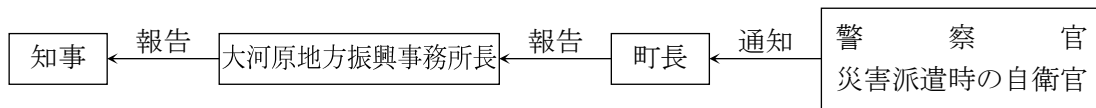
※宮城県土砂災害警戒情報システム = <https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/> 参照

※土砂災害発生危険基準線(CL) = 過去に対象となる土砂災害が発生したときの土壌雨量指数と60分間積算雨量から設定した土砂災害発生の目安となる基準。

※大雨警報（土砂災害） = 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(4) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難情報等を発令したときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難情報等を発令したとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を大河原警察署長に通知しなければならない。

(エ) 知事又はその命を受けた県の職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を大河原警察署長に通知しなければならない。

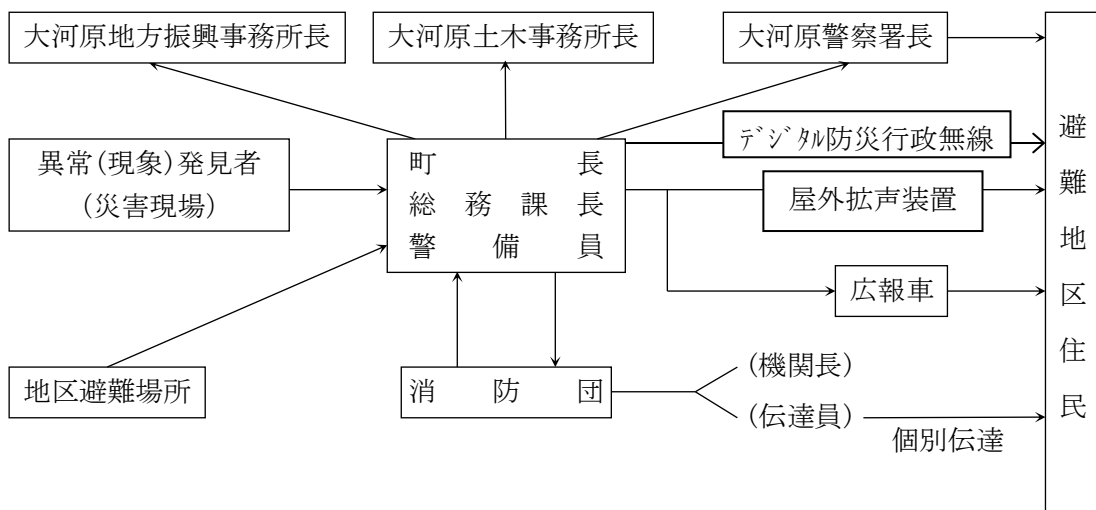
イ 避難情報等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 危険区域の設定等を実施した警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(5) 伝達系統

避難情報等は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務課長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難情報等の発令を必要と認めるときは、町長に報告し、その命令により直ちに次の方法により、地区住民に周知徹底を図る。

- a 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- b 広報車の呼びかけによる伝達
- c サイレン、鐘、緊急速報メールによる伝達

(イ) 町長等避難情報等の発令をする者は、次の内容を明示して実施する。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- a 避難対象区域
- b 避難先
- c 避難経路
- d 避難情報等発令の理由
- e その他必要な事項

5 避難の措置と周知

(1) 避難情報等を発令したときは、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、発令するための判断を風水害の被災地近傍の公共施設等において行うなど適時適切な避難誘導に努める。

(2) 避難の措置を実施したときは、デジタル防災行政無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報等の周知に当たっては、聴覚障がい者に対して緊急速報メールによる周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

6 避難の誘導・移送

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民（例：行政区の班等で10～20世帯単位）の果たす役割が大きいことから、町は民生児童委員、地域の自主防災組織及び行政区等と連携し、避難行動要支援者と近隣住民の共助意識の向上に努める。また、住民は、避難の際は消防団員の誘導のもと、これらの単位集団で行動する。

(2) 避難の誘導

避難情報等を発令したときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長とする。

イ 危険区域及び指定緊急避難場所に町職員及び町交通安全指導員を配置し、適切な避難誘

導を行う。

なお、必要に応じ大河原警察署長等に指定緊急避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を求める。

(3) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、高齢者、幼児、傷病者、障がい者等いわゆる避難行動要支援者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

ウ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者、子どもの避難については、車両等により移送する。

(4) 誘導時の留意事項

ア 誘導経路はできる限り、危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、船艇又はロープ等を利用し、安全を期する。

エ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

オ 町は、消防団員、町職員等避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

カ 避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等）の所在、災害の概要その他避難に必要な情報を把握したときは、当該地域の消防団、民生委員・児童委員に情報を提供する。

キ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の安全確保を優先する。

(5) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、町が車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とする場合は、宮城交通(株)村田営業所及び町内運送事業者等に協力を要請し、町において対応できないときは、近隣市町の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、大河原地方振興事務所を経由して県に要請する。

(6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締まり、火気の始末を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

（食料、飲料水、タオル、マスク、ティッシュ、トイレトペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等）

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

7 指定緊急避難場所の開放及び周知

町は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じて高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

8 指定避難所の開設及び運営（資料10-1参照）

(1) 指定避難所の開設

ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

イ 開設の方法

(ア) 指定避難所は、学校、集会施設、公民館等を応急的に整備して使用する。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、災害協定締結施設（臨時避難所）及びあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(イ) 町長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、避難者を誘導し保護する。

ウ 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内とする。ただし、気象情報等により二次災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、開設期間を決める。

エ 避難所開設時の留意事項

(ア) 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(イ) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

(2) 指定避難所の運営

ア 避難所の管理責任者の指定

避難所を開設したときは、町長が各施設ごとに避難所の管理責任者として町職員を派遣し、避難所の管理と避難者の保護に当たる。

イ 避難所の運営

(ア) 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、町と自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力の下で適切に行う。

(イ) 町は、避難所ごとに受け入れている避難者の状況を早期に把握する。

(ウ) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等も考えられるため、必要に応じてプライバシーの保護、男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に立って配慮するものとする。

(エ) 町は、避難者が生活や健康問題等に関して必要とする情報を避難所において適宜提供する。また、女性や子どもなどへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談を受け付ける態勢を整える。

(オ) 町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所

の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

- (カ) 町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (キ) 町は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国や県等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (ク) 避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ケ) 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに基づき、役割分担を明確にし、避難者が自主的に秩序ある避難生活を送られるよう努める。

ウ 避難所の環境維持

(ア) 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め必要な対策を講じる。

(イ) 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(ウ) 愛玩動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(エ) 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生や拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携し、保健所による助言のもと、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

エ 男女共同参画

(ア) 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つ等、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(イ) 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳の物資

提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(ウ) 運営参加者への配慮

町は、避難所運営に際して、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

オ 情報の提供

(ア) 家族、知人の安否や被害状況等災害の正確な情報を収集し、避難住民に正しい情報を提供する。

(イ) 情報等の掲示コーナーを設置するとともに、要配慮者に配慮した情報提供に努める。

カ 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第19節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、マット、シート等を調達し、配置する。

(3) 町職員の役割

ア 町職員

避難所に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施するものとする。

- (ア) 被災者の受入れ
- (イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (ウ) 被災者に対する生活必需品の供給
- (エ) 負傷者に対する医療救護
- (オ) 避難人員の実態把握
- (カ) 町（災害対策本部）との連絡調整
- (キ) 避難所開設の記録
- (ク) 避難所の感染症対策・衛生管理

イ 避難所の所有者又は管理者

町が設定した避難所を所有し、又は管理する者は、消防団員等と協力して避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

(4) 外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(5) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所（避難所、自宅、車中等）や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供す

る。

(6) ホームレスの受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

9 学校、幼稚園、保育所、病院等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、病院等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 避難責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領、措置、注意事項等
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引渡し方法

10 避難状況の報告

町は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（大河原地方振興事務所）をはじめ大河原警察署、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

11 避難地区の警戒警備

町は、大河原警察署と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

12 避難長期化への対処

(1) 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。

(2) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(3) 町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(4) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

- (5) 町は、広域一時滞在の要請に備えて、指定避難所のうちから、町外からの避難者を受け入れる施設をあらかじめ定める。

13 孤立地域の安否確認対策

(1) 通信手段の確保

町は、居住地又は避難場所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、デジタル防災行政無線等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

(2) 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗を立てる、シートを広げる、たき火により煙を立てる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

14 広域避難者への支援

(1) 円滑な手続きの実施

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災住民の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

(2) 市町村との調整

県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行う。

(3) 他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行い、被災市町村を支援する。

(4) 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

(5) 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

(6) 広域避難者への支援体制の整備

町は、広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

15 在宅避難者への支援

(1) 生活支援の実施

町及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、可能な範囲で食料・物資の供給等生活支援を行う。

それらの支援は行政区や町社会福祉協議会等共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、可能な範囲で物資の供給を行う。

(3) 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第15節 応急仮設住宅等の確保

(総務課・福祉課・地域整備課)

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理

町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設に当たり、安全な建設用地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、町自ら建設する。

(1) 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者

(2) 規模・構造

ア 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に
応じて設定。

イ 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅仕様によるものとする。ただし、被災者に
係る世帯人数や高齢者・障がい者等の要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(3) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、完成の日から2年以内の期間とする。

(4) 設置予定場所

町の応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設地は、あらかじめ町が選定する建設候補地
等とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等のがれきを撤
去して、そこに建設する。なお、建設地は、二次災害に十分配慮して選定する。

2 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理・運営

(1) 管理体制

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の管理運営は、県が行うものとするが、状況に応じて
町に管理を委託する。委託に際して、町長と知事の間で、管理委託協定を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保す
るため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや愛
玩動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、
応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営
に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう
配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

ア 安心・安全の確保に配慮した対応

- (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
- (ウ) 夜間の見回り（巡回）

イ ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (ア) 交流の場づくり
- (イ) 生きがいの創出
- (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- (エ) 保健師等による巡回相談
- (オ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備

ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- (ア) 集会所の設置
- (イ) 仮設スーパー等の開業支援
- (ウ) 相互情報交換の支援
- (エ) 窓口の一元化

エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- (ア) 運営における女性の参画推進
- (イ) 生活者の意見集約と反映

3 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

4 支援制度に関する情報提供

町は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

5 住宅の応急修理

町は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

(1) 大規模半壊・中規模半壊・半壊の住宅

ア 対象

- (ア) 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（具体的には、生活保護法の被保護者及び要配慮者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）

(イ) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者

イ 費用の最小限度額

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり595,000円以内（1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額）

ウ 救助期間

災害発生の日から3か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）

(2) 準半壊の住宅

ア 対象

災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のもの）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（具体的には、生活保護法の被保護者及び要配慮者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）

イ 費用の最小限度額

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり300,000円以内（1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額）

ウ 救助期間

災害発生の日から3か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）

(3) 修理住宅の選定

応急修理対象を選定するため、町は、調査班を編成し、被害程度を調査のうえ選定する。

6 公営住宅の活用等

町は必要に応じ、被災者の住宅確保・住宅復興支援策として、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設等や既設公営住宅の空き家の活用を図る。また、災害規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

7 民間賃貸住宅の活用等

県は、災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくこととしている。

町は、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

なお、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、町は、行政区やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底する等、被災者の避難先の把握に努める。

8 建築資材及び建築技術者の確保（資料11-1～11-3参照）

応急住宅等の確保に必要な技術者及び資材は、町が町内の関係業者とあらかじめ協議し、必

要があると認めるときは、供給を要請する。

第16節 相談活動

(企画財政課)

大規模な災害時において、町は、住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応するものとする。

1 総合相談窓口の役割

総合相談窓口における相談は、被災した住民等からの相談に的確に対応することとする。

なお、町は専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐなど、住民の要請に対応するものとする。

2 総合相談窓口の設置

- (1) 町は、災害発生後、速やかに町役場庁舎に総合相談窓口を設置する。
- (2) 関係各課は、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (3) 相談業務は、県及び関係機関と連携し、即時対応に努める。
- (4) 住民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。
- (5) 相談内容別の担当は、次のとおりとする。

相 談 内 容	関係機関及び担当課
災害全般	企画財政課
社会福祉、児童福祉、保健医療関係	福祉課・子ども家庭課・健康推進課
農林水産、商工観光関係	農政課・商工観光課
土木、建築関係	地域整備課
災害廃棄物、被災住宅解体関係	町民生活課
教育関係	教育総務課

3 相談窓口設置の周知

- (1) 各課で相談窓口を設置したときは、企画財政課に報告する。
- (2) 企画財政課は、総合相談窓口及び各課相談窓口の設置について、町ホームページをはじめ、広報紙、マスコミ報道などを活用し、広く住民に周知する。

4 報 告

- (1) 窓口担当職員は、相談内容等を記録し、企画財政課に報告することとし、企画財政課で取りまとめる。
- (2) 各課における相談内容等は、それぞれの課で記録する。企画財政課は、必要に応じ各課から報告を求めることができる。

5 関係機関との連携

住民からの相談等で十分な情報がないものについては、関係各課及び県、関係機関と連絡をとり、速やかに情報を収集し、即時対応に努める。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

(町民生活課・福祉課・健康推進課・子ども家庭課・農政課・商工観光課)

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、旅行者等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、町は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

1 高齢者・障がい者等への支援活動

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、自力での避難が困難で支援を必要とする「避難行動要支援者」に対し、避難行動要支援者支援マニュアル及び個別避難支援マニュアルの作成に努め、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

また、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮することが必要であり、特に高齢者、障がい者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

このため、町は民生委員・児童委員等、地域住民等の協力を得て、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。また、必要に応じて県、隣接市町等へ応援を要請する。

(1) 安全確保

ア 社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

イ 社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、在宅の要配慮者の安否確認を迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

(2) 支援体制の確立と実施

ア 施設従事者及び必要な物資の確保

(ア) 町は、要配慮者の相談窓口を開設して、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

(イ) 次項イの緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(ウ) 物資の確保に当たっては、本章第19節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に定めるところによるものとする。

イ 緊急支援

(ア) 受入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

(イ) 福祉ニーズの把握と支援の実施

- a 町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。
- b 本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

(ウ) 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

(エ) 多様な避難所の確保

町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(オ) 相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

ウ 避難所での支援

(ア) 支援体制の確立

町は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

(イ) 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報を基に個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(ウ) 専門職による相談対応

町は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、保健師、介護支援専門委員、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

その際、必要に応じて県と連携し、町で不足する専門職の派遣やあっせんを要請する。

(エ) 福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断

する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、福祉避難所の状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

エ 災害派遣福祉チームの活動

町は、災害派遣福祉チームの派遣を受けたときは、あらかじめ設定した役割を基本とし、被害の状況に応じて、活動を要請する。

なお、要請窓口は、福祉課とする。

オ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

2 外国人対策

町は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、日本赤十字本社等を通じて、外国から照会のある在日外国人の安否について回答する。また、在日外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- (1) 状況に応じ広報車や屋外拡声装置等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (2) 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- (3) 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示もを行い、外国人の不安の解消を図ることに努める。
- (4) 「相談窓口」等を開設し、災害時支援に関する外国人のニーズの把握を行う。
- (5) 通訳者が必要な場合は、通訳ボランティア制度を活用し、県又は財団法人宮城県国際交流協会に対して通訳者の派遣を要請する。
- (6) 在日大使館等を通して外国から照会のある在住外国人の安否確認について県から照会があった場合、安否確認を行い、連絡する。

3 旅行者対策

町は、ホテル・旅館等の観光施設管理者と連携し、災害発生時の旅行者への安全な避難誘導を行うとともに、家族等からの安否確認の問い合わせについて対応する。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<p>【避難収容等】</p> <p>○要配慮者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 <p>○災害情報及び避難情報等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等を活用するなど、要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 <p>○避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送 <p>○避難所での生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保 <ul style="list-style-type: none"> 車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ・文字放送テレビ、FAX等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 <p>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ <p>○応急仮設住宅等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居、民間住宅借上げ 	<p>町</p> <p>町、関係機関</p> <p>町、関係機関</p> <p>町、県、関係機関</p> <p>町、県、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>町、県</p>	<p>要配慮者</p> <p>要配慮者</p> <p>要配慮者</p> <p>要配慮者</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童等</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【生活必需品等】</p> <p>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</p>	<p>町、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>

<p>【保健衛生、防疫等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施 	<p>町、県、関係機関</p> <p>町、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 	<p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>入院患者、入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職員…医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車両…移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p> <p>資機材…医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資等の集積方法等の調整 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>要配慮者</p> <p>要配慮者</p>

第 18 節 愛玩動物の収容対策

(町民生活課)

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健所や関係機関及び獣医師会等の関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

1 被災地域における動物の保護

(1) 所有者の確認

飼い主の分からない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、保健所、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

(2) 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保健所、獣医師会と連携して保護収容し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

2 避難所における動物の適正な飼育

町は、保健所、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援

(2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

(3) 保健所及び他市町村との連絡調整及び要請

3 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、保健所と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等、動物の愛護、環境衛生の維持、コミュニティの維持に努める。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

(総務課・町民生活課・健康推進課・上下水道課)

大規模災害発生時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節等被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

1 食料・物資供給体制の整備

(1) 物資供給総括担当の設置

町は、必要に応じて、町内での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定、県への供給依頼・報告、食料や物資調達に関わる業務を一括して担当する物資供給総括担当を災害対策本部に配置する。

(2) 調達計画の立案

町は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬に向かう前の暖房機等）の早期の調達計画の立案に努める。

なお、計画策定の際には、町内での調達能力、協定を締結している各種団体（資料12-1参照）からの調達、県からの調達を勘案しながら策定する。

(3) 多様な避難者への対応

町は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

2 食料の供給活動

町は、必要があると認めるときは、調達した食料、及び国、県等によって調達され引き渡された食料を、被災者及び応急対策従事者等に供給する。

なお、日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要な物資等については、協定を締結している関係事業者等から調達を図る等して、確保する。

(1) 食料の調達

ア 調達担当

調達担当は、町民生活課とする。

イ 主食の調達

- (ア) 町は、町の備蓄食料を放出するとともに、農協、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から食料を調達し、必要数量・品目を確保する。
- (イ) 町は、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書」及び民間事業者等の協定に基づき、協定締結先の市町村並びに事業者に対し、物資の供給要請を行う。
- (ウ) 町は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、自らの調達では食料が不足するときは、県を通じて農林水産省に対し、給食に必要な応急用米穀の調達を申請する。
- (エ) 町は、災害救助法が発動された場合は、県を通じて農林水産省に対し、災害救助用米穀の調達を申請する。

なお、通信、交通等の途絶により、県に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省に対し直接申請し、現物の交付を受け取る。また、直接農林水産省に要請した場合は、速やかにその旨を県に報告する。

ウ 副食、調味料等の調達

町は、農協、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から食料を調達し、必要数量・品目を確保する。それでも不足する場合には、県及び近隣市町に対し、調達を要請する。

(2) 炊き出しの実施

ア 炊き出し担当等

- (ア) 炊き出し担当は健康推進課及び町民生活課とし、大河原町学校給食センター運営維持管理委託業者及び災害を受けない地域の婦人防火クラブ等に対し炊き出しについての協力を要請し、避難施設内、若しくはあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。
- (イ) 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (ウ) 町において直接炊き出しすることが困難な場合、又は米飯業者等に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準等を明示し、事業者から購入し供給する。

(3) 食料の供給

ア 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 避難所・避難場所に収容された者
- (イ) 住家の被害が全半壊（焼）等のため炊事のできない者
- (ウ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- (エ) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者
- (オ) ライフラインが3日以上途絶えた社会福祉施設等

イ 供給品目及び数量

(ア) 主食

応急的な炊き出しによるが、実情により麦製品等とする。

- (イ) 副食物
費用の範囲内でその都度定める。(野菜、果実、乳製品等)
- (ウ) 数量
 - a 罹災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合
1 食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
 - b 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合
1 食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ウ 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(4) 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、資料8-2のとおりである。

(5) 調達及び救援食料の配分方法

ア 配分担当等

- (ア) 食料品の配分担当は、町民生活課とする。
- (イ) 食料品の配分を適切に行うため、各集積場所ごとに班を編成して自主防災組織、婦人防火クラブ等の協力を得て行う。

イ 配分要領

- (ア) 炊き出し食料の配分
炊き出し担当の責任者は、数量等を把握し、配分担当者から一括配分を受ける。
- (イ) 個人に対する配分
配分担当者は、受給者名を記録するとともに、行政区長などを通じ配分する。
- (ウ) 応急対策従事者に対する配分
配分担当者は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

ウ 食料の輸送

食料配分の際の輸送については、本章第12節「交通・輸送活動」に定めるところにより、車両等を確保して実施する。

3 給水活動

(1) 飲料水の供給方法等

ア 給水担当等

- (ア) 給水担当は、上下水道課とする。
- (イ) 応急給水等を実施するため次の班を編成する。
 - a 給水班 班長1名、運転者2名、作業員4名
 - b 浄水班 班長1名、技術者1名、作業員1名

イ 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とするほか、医療機関等、社会福祉施設等に対する供給を確保し医療業務及び介護業務に支障のないよう配慮する。

ウ 給水量

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	3ℓ/人・日	配水池、貯水槽、給水車
4日～10日まで	20ℓ/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日まで	100ℓ/人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

エ 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じ対処する。

オ 給水方法

(ア) 飲料水が汚染したと認められるときは、汚染の原因を除去し、水質検査により安全性を確認したうえで供給する。

(イ) 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

a 汚染の少ないと思われる井戸等の原水をろ過又は消毒し供給する。

b 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は他市町から搬送給水する（資料13-2参照）。

(ウ) 給水に当たっては、医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

(2) 給水資機材の調達等（資料13-1参照）

町は、地域内の事業者等とあらかじめ協議し、必要な飲料水及び浄水薬品等の数量を確保する。ただし、関係事業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は隣接市町長に対し調達のあつせんを依頼する。

また、必要に応じて水道事業者で構成する日本水道協会宮城県支部に対して「災害時相互応援計画」に基づく応援活動を要請する。

(3) 給水施設の応急措置

町は、災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

ア 資材等の調達

応急復旧用資材等は、町指定給水装置工事事業者（資料13-3参照）から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

イ 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

(ア) 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

(イ) 取水、導水及び浄水施設等の保守点検、漏水調査

(ウ) 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

4 衣料、生活必需品その他物資の供給活動

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の要領

ア 対象者

住家の全半壊（焼）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。

イ 品目

- (ア) 被服、寝具及び身廻り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事道具及び食器
- (エ) 光熱材料及び緊急用燃料
- (オ) その他

ウ 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

(2) 衣料、生活必需品等の調達

ア 調達担当

調達担当は総務課とする。

イ 調達方法

- (ア) 町は、備蓄物資を放出し、また、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から物資を調達し、必要数量・品目を確保する。
- (イ) 町は、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書」に基づき、協定締結先の市町村に対し、物資の供給要請を行う。
- (ウ) (ア)及び(イ)の方法では十分な数量を確保できない場合、県に対し物資の供給要請を行う。

ウ 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、資料8-2のとおりとする。

エ 物資調達時の留意事項

供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

(3) 救助物資の配分

ア 配分担当等

- (ア) 配分担当は総務課とする。
- (イ) 救助物資の配分を適切に行うため、次の班を編成する。
 - 班長 3名(職員)
 - 協力員 43名(行政区長又は行政区の代表者、自主防災組織の代表者)

イ 配分方法

- (ア) 総務課長は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。
- (イ) 総務課は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する。
- (ウ) 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。
 - a 救助物資を必要とする被災者数(世帯人員ごととする。)
 - b 救助物資の品名、数量
 - c 救助物資の受払い数量

ウ 物資の輸送

物資配分の際の輸送については、本章第12節「交通・輸送活動」に定めるところにより、車両等を確保して実施する。

5 義援物資の受入れ、配分

(1) 義援物資の受入れ

ア 義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、町は関係機関と相互に連携を図りながら、義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。

イ 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

ウ 事前に義援物資の保管先等を確保し、配分作業が円滑にできるよう努める。

(2) 義援物資の配分

ア 義援物資の配分に当たっては、関係機関と調整を行い、迅速かつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

イ 必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

ウ 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

6 燃料の調達・供給

町は、必要に応じて、関係機関に石油燃料の供給を要請するとともに、町内の給油所に対しても供給の要請を行い、石油燃料の調達を図る。

なお、調達した石油燃料は、機能の維持・継続が必要な役場庁舎や医療機関、避難所等、吸引器等使用の福祉施設等に優先的に供給する。

また、災害応急対策車両への給油も優先的に行うとともに、町外からの応援車両や応急復旧に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう調整に努める。

第20節 防疫・保健衛生活動

(町民生活課・健康推進課)

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、迅速かつ強力な防疫措置を実施し、感染症まん延の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体の協力を得つつ、計画的に実施する。

1 防疫

(1) 感染症の予防

- ア 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- イ 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- ウ 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、害虫等の駆除を行う。
- エ 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- オ 必要に応じ、県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

(2) 臨時予防接種

町は、被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(3) 入院等の措置

町は、被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染拡大防止対策を図るとともに、必要時に保健所が行う速やかな入院の勧告及び移送の措置に協力する。

その他、感染症患者等の発生については、感染症法及び同施行規則に基づいた対応をとる。

(4) 避難施設の防疫措置

避難施設を開設したときは、町は、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

ア 防疫に関する協力組織

避難施設の管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動は、次の事項に重点を置いて行う。

- (ア) 健康診断
- (イ) 防疫消毒の実施
- (ウ) 集団給食の衛生管理
- (エ) 飲料水の管理

- (オ) トイレの衛生管理
- (カ) その他施設内の衛生管理
- (5) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、町が町内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事に調達あつせんのを要請を行う。

2 保健対策

(1) 健康調査、健康相談

ア 保健指導及び健康相談の実施

町は、県保健所の協力を得て、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的な避難所、応急仮設住宅等の巡回等により、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

イ 避難所や仮設住宅での配慮

町は、健康相談等について、十分な空調設備のない避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。また、誤嚥性肺炎予防の指導を行う。

ウ 感染症患者の把握・対応

町は、感染症の拡大を未然に防止するため、避難者の健康状態の把握に努める。なお、感染症患者が把握された場合には、速やかに隔離や医療機関への受診推奨など必要な対応を行う。

エ 医療体制の確保

町は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

(2) 心のケア

ア 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、必要に応じて、県に支援を要請し被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

イ 心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

町は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、保育所、学校、高齢者施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

(4) 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、県、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

3 食品衛生

町は、保健所や関係機関の協力を得て、被災地における食品の衛生確保、食中毒の未然防止を図る。

(1) 被災者に対する食品の衛生確保

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い、加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、適切に行われるよう管理を行う。

(2) 食品関係営業施設への指導

被害規模に（又は「必要に」）応じて、食品関係営業施設の実態調査を実施し、次の改善指導を行う。

ア 浸水期間中営業の自粛

イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒

ウ 使用水の衛生管理

エ 汚水により汚染された食品の廃棄

オ 停電により腐敗、変質した冷凍食品等の廃棄

(3) 住民の食品衛生に対する啓発活動

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

ア 手洗いの励行

イ 食器類の消毒使用

ウ 食品の衛生保持

エ 台所、冷蔵庫の清潔

第 21 節 遺体等の搜索・処理・埋葬

(総務課・町民生活課)

町は、大規模な災害により、死者、行方不明者が生じた場合は、関係機関の協力を得て、これらの搜索、処理を速やかに行う。

1 実施の対象及び期間

町は、遺体等の搜索及び収容、応急埋葬に関し、大河原警察署等の協力を得て次の要領により実施する。

(1) 対 象

ア 遺体等の搜索

(ア) 災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

a 行方不明状態になってから相当の時間を経過している場合

b 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

(イ) 死亡した原因の如何を問わない。

(ウ) 死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係がない。

イ 遺体の処理、収容

(ア) 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合

(イ) 通常、遺体の発見から埋葬の過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。

ウ 埋葬

(ア) 災害時の混乱の際死亡した者であること。

a 死因及び場所の如何を問わない。

b 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者

(イ) 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。

a 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。

b 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

(2) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害現場の状況に応じて、警察、消防本部、消防団、自衛隊、各応援機関及び地域団体等が相互に協力して実施する。

なお、災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項について記録・整理するため、遺体の捜索状況記録簿を作成する。

- (1) 実施責任者
- (2) 捜索年月日
- (3) 捜索人員
- (4) 捜索用機械器具
- (5) 費用

3 遺体の検視（死体調査）、収容及び処理

- (1) 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経た上、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- (2) 町は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。
- (3) 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。
- (4) 町は、警察が検視を行った検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。
- (5) 町は、遺体の適正な保存のため、必要に応じて災害時遺体収容所（資料14－1参照）を設置するとともに、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。

4 遺体の火葬・埋葬

- (1) 実施方法
 - ア 埋葬は、おおむね次の場合に実施する。
 - (ア) 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - (イ) 火葬場が倒壊し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - (ウ) 埋火葬を行うべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - (エ) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に係わらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。
 - イ 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。
 - ウ 火葬場については、資料14－2を参照のこと。
 - エ 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。
- (2) 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておき、遺体埋葬台帳を作成して記録整理する。

- ア 実施責任者
 - イ 死亡年月日
 - ウ 埋葬年月日
 - エ 死亡者氏名・年齢
 - オ 埋葬を行った者
 - カ 費用
- (3) 広域的な火葬の実施

町は、「宮城県広域火葬計画」に基づき、以下の事項に留意して対応する。

ア 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

イ 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の要請を行う。

ウ 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

エ 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

オ 広域火葬の終了

(ア) 町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には県に連絡を行う。

(イ) 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

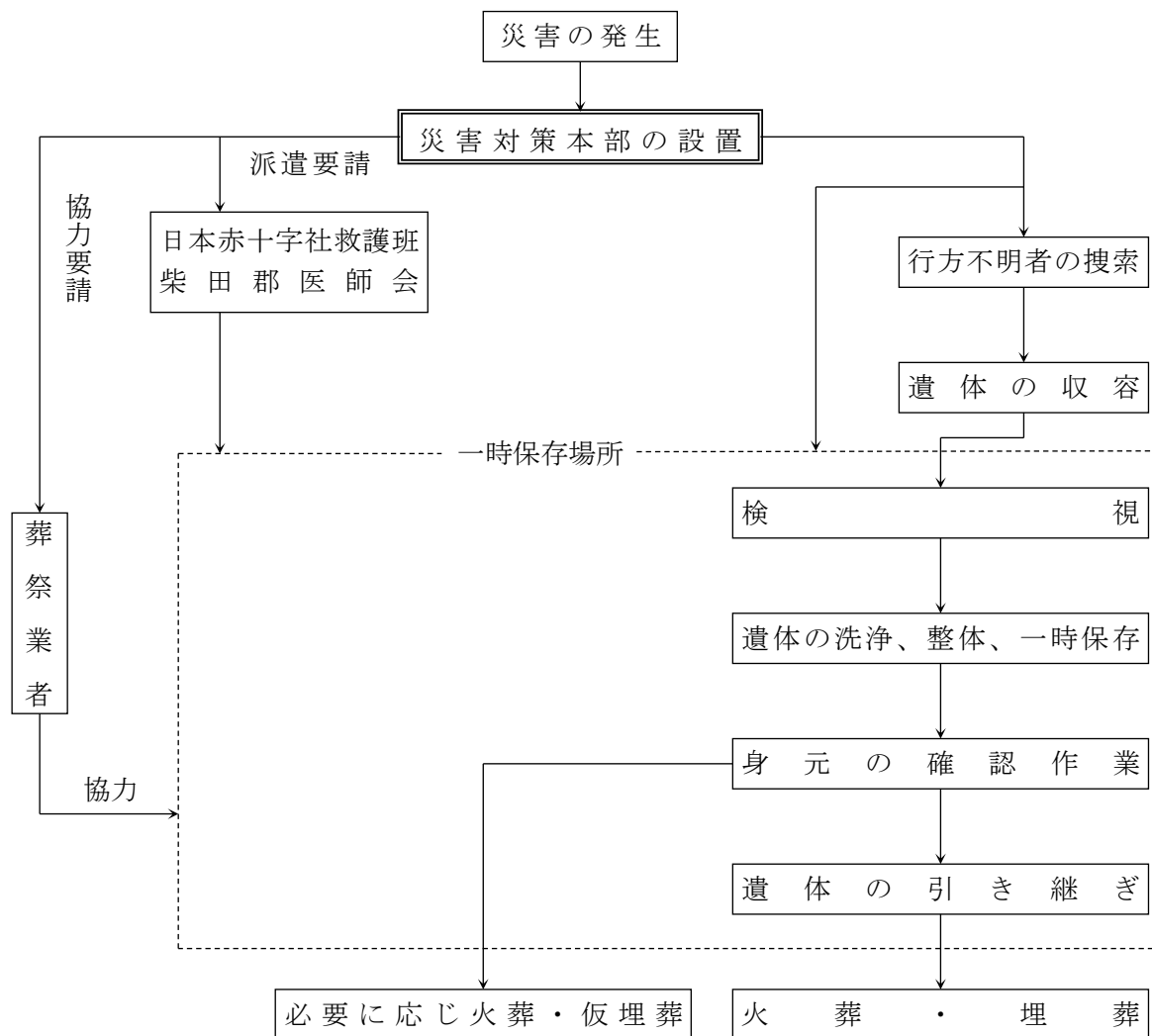
カ 一時的な埋葬について

町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき事務を行う。

5 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

行方不明者の搜索、遺体の収容等の流れ



第 22 節 災害廃棄物の処理活動

(町民生活課)

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、町は、災害廃棄物及び家庭からの生活ごみの収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

1 災害廃棄物の処理

- (1) 本町が大規模な災害を受けた場合、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、災害廃棄物処理計画等に基づき、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- (2) 町、収集業者及び解体業者等は、災害廃棄物処理に当たって適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。なお、必要に応じて、速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

- (3) 町、収集業者及び解体業者等は、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

2 し尿処理

- (1) し尿処理施設（資料15-4参照）の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレやマンホールトイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子ども等が安全に行ける場所への設置に配慮する。
- (3) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (4) 上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

3 ごみ処理

- (1) 仮置場及び開設日時を定めて住民に広報する。
- (2) 仮置場のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場（資料15-4参照）に運び処理する。また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
- (3) 可能な限り分別収集・リサイクルに努める。
- (4) 腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また、処理するように指導、広報する。
- (5) 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。なお、避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- (6) 住民は、自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

ア 自分で保管できるものは努めて保管し、自分で保管できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

4 がれき処理

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮置場及び処理施設に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- (4) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

5 清掃班の編成

ごみ及びし尿の清掃は、関係業者(資料15-1~15-3参照)に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し、実施する。

(1) ごみ処理班

責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理施設
		ごみ収集車	トラック	その他		
町民生活課長	町職員10人	5	5		行政区毎	仙南クリーンセンター 仙南リサイクルセンター
町環境衛生組合会長	各行政区長 各地区住民	(必要に応じ配車)				

(2) し尿処理班

責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理施設
		汲取り車	運搬車	その他		
町民生活課長	町職員2人	2			全域	柴田衛生センター
委託業者	関係業者職員					

6 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、仙南保健所に連絡のうえ、死亡獣畜取扱場等に搬送し処理する。(処理班は4(1)に準ずる。)

7 県及び近隣市町村への応援要請

町長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、県及び近隣市町村に対して応援を要請する。

8 環境保全対策の推進

町は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第 23 節 社会秩序の維持活動

(総務課・農政課・商工観光課)

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。このため町は、物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するための対策を講じる。

1 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 町は買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について県の指導のもとに調査、監視を行う。
- (2) 町は適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、町は生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、町は相談窓口等を設置する。
- (5) 町は町内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- (6) 町は住民の集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるよう指導する。

2 警備活動

町は、大河原警察署に協力し、自主防犯組織と連携しながら、被災地域及び避難所等の警備に当たる。

第24節 応急教育活動

(教育総務課・生涯学習課)

大規模な災害時における学校施設の被災及び児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、町は、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒等に対する学用品の支給等を行い、応急教育を実施する。

1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長及び教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長が行う。

2 事前体制

- (1) 校長は学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急計画を樹立するとともに常に指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。
- (2) 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、校長と協力し応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - ア 学校行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて教育委員会と連絡のうえ臨時休業等適切な措置をとる。
 - イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - ウ 教育委員会、大河原警察署、消防本部及び保護者への連絡網を確認する。
 - エ 勤務時間以外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め職員に周知させておく。

3 避難措置

- (1) 在校時
 - ア 災害発生が予想される気象条件時の対応
災害の発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は必要に応じ臨時休校等の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
 - イ 災害発生直後の対応
各学校長は、災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
 - ウ 安全の確認
災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。
 - エ 校外活動時の対応
遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

(2) 登下校時及び休日等の措置

- ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。
- イ 児童生徒の登校前に休校の措置をした場合は、緊急連絡網及び広報車等により、保護者又は児童生徒に連絡する。

(3) 保護者への引渡し

ア 校内の児童生徒等への対応

警報発表中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内に保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

イ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内に保護し、安全が
確実なもの判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

ウ 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や、保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に
校内保護を行う。

(4) 報告の義務

学校長は、災害の規模、児童生徒、職員の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握す
るとともに、教育委員会に報告しなければならない。

4 学校施設の応急措置（資料16－2参照）

教育委員会は、町長と協議し、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、
被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育施設等を確保し、教育活動を再開す
るため、対策を講じる。

(1) 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、学校
施設を確保する。

5 教育の実施

(1) 校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置
をとる。

(2) 正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう、速やかに次の応急措置を講じる。

ア 教育の実施場所の確保

(ア) 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民
館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる（資料16－1参
照）。

(イ) 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を
建築する。

イ 教職員の確保

校長及び教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、教育の応急的な実施に必要な教職
員の確保に努める。

ウ 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

エ 通学路の安全確保

- (ア) 教員は通学路の安全確保を行う。
- (イ) 保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。
- (ウ) 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

オ 試験、進路指導、受験対策

災害が学校内試験や進路指導期に発生した場合は、次のような措置を講じる。

- (ア) 学習の遅れを取り戻すための授業
- (イ) 受験料、入学金、授業料等の免除
- (ウ) 奨学金の充実
- (エ) 願書の受付期間、試験実施期間の変更要請
- (オ) 受験場へのバスなど輸送機関の確保
- (カ) 試験日の弁当の配布
- (キ) 試験会場の追加
- (ク) 被災した学生への特例措置（再試験等）
- (ケ) 卒業認定、単位等への配慮
- (コ) 企業への内定取り消し防止要請
- (サ) 学生の住宅確保、あっせん

カ 児童生徒等の健康管理

- (ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講じる。
- (イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

6 心身の健康管理

教育委員会は、県にスクールカウンセラーの派遣要請や、職員及び教職員を心のケアに関する研修会に参加させる等により、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

また、教育委員会及び校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施する等して、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

7 学用品等の給与と調達

(1) 給与

町長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水等の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたした小・中学校及び高等学校等の児童生徒等とする。

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 給与の方法

(ア) 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 教科書及び教科書以外の教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内に支給完了する。

(ウ) 学校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

(2) 調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、大河原町商工会を通じて調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

8 学校給食対策

(1) 学校長及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、町長と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

(2) 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

9 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難となった児童生徒等の通学の手段の確保に努める。

10 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

(1) 町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

(2) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

(3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

11 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

12 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び町長に協力し、円滑な避難所運営に努める。

(2) 文化財対策（資料16－3 参照）

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講じる。

第 25 節 防災資機材及び労働力の確保

(総務課・農政課・商工観光課・地域整備課)

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期すものとする。

1 資材・機材等の点検整備

町及び防災関係機関は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、それぞれの点検計画表に基づき常時点検整備を行う。

(1) 点検整備を要する資材・機材

- ア 水防用備蓄資材・機材
- イ 食料及び飲料水
- ウ 救助用衣料生活必需品
- エ 救助用医薬品及び医療器具
- オ 防疫用薬剤及び用具
- カ 除雪用機械
- キ 警備用装備資機材
- ク 通信機材
- ケ 災害対策用資機材
- コ 油災害対策用資機材
- サ 給水用資機材
- シ 消防用資機材
- ス その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

(2) 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

ア 資材・機材

- (ア) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (イ) 薬剤等については、効果の測定
- (ウ) その他必要な事項

イ 機械類

- (ア) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他必要な事項

ウ 留意事項

- (ア) 実施結果は、記録しておく。
- (イ) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。

(ウ) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

2 緊急使用のための資機材の調達

- (1) 町は、必要に応じて、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。具体的には、仙南中央森林組合に対して、防災用資機材（チェーンソー）の提供を要請するなど、広範な協力要請等を行う。
- (2) 町は、防災関係機関と防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- (3) 町は、自主防災組織等が行う自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、支援する。

3 労働力の確保

(1) 奉仕団の編成及び活動

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、婦人会、自主防災組織等隣保互助、民間団体の協力を得て編成する。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難誘導の補助及び避難場所、避難所の奉仕に関すること。
- (イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
- (ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。
- (エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- (オ) その他災害応急措置の応援に関すること。

(2) 労働者の雇用

労働者の雇用は、原則として大河原公共職業安定所を通じて行う。

ア 労働者の雇用の範囲

- (ア) 被災者の避難
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救済用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の搜索及び処理

イ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

ウ 労働者の宿泊場所

災害状況により、必要に応じて町内宿泊施設等を充てる。

4 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

また、動員された者の作業が、効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入れ体制を整えるものとする。

(1) 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員派遣要請手続き

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書をもって依頼する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のおっせん手続き

町長が知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、県又は他の市町村の職員派遣のおっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書をもって依頼する。

- ア 派遣のおっせんを求める理由
- イ 派遣のおっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 職員を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

5 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行うものとする。

(1) 知事の従事命令等

ア 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木事業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者
- (カ) 鉄道事業者及びその従事者
- (キ) 自動車運送事業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

- (ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

(イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

エ 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

6 労働力の配分計画

- (1) 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、商工観光課長に労働供給の要請を行う。
- (2) 商工観光課長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第 26 節 公共土木施設等の応急対策

(農政課・地域整備課・町民生活課)

道路等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者は、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

1 道路施設

(1) 緊急点検

町は、他の道路管理者と連携を図り、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等については、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

(2) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

町は、道路が災害を受けた場合、他の道路管理者と連携を図り障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、県の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

(3) 二次災害の防止対策

町は、災害発生後、他の道路管理者等との現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 対策情報の共有

町及び道路管理者は、道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、また、通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水状況を共有できるように、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに提供し、情報の共有に努める。

2 河川管理施設

町は、他の河川管理者と連携を図り、河川施設の機能及び安全確保に努める。

(1) 緊急点検

災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

3 砂防・治山関係施設

町は、県の協力を得て、災害発生後に土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域並びに砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

4 都市公園施設

町は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難場所、避難路、防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

5 農地・農業用施設

町は、農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

(1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

(2) 災害により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

(3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

6 被災宅地に関する危険度判定等の実施

町は、被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、県との連絡体制に努める。

(1) 被災宅地の危険度判定業務は、町災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。

第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧

(総務課・上下水道課)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

町は、必要に応じ、各ライフライン事業者等が実施する応急復旧計画に協力する。また、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

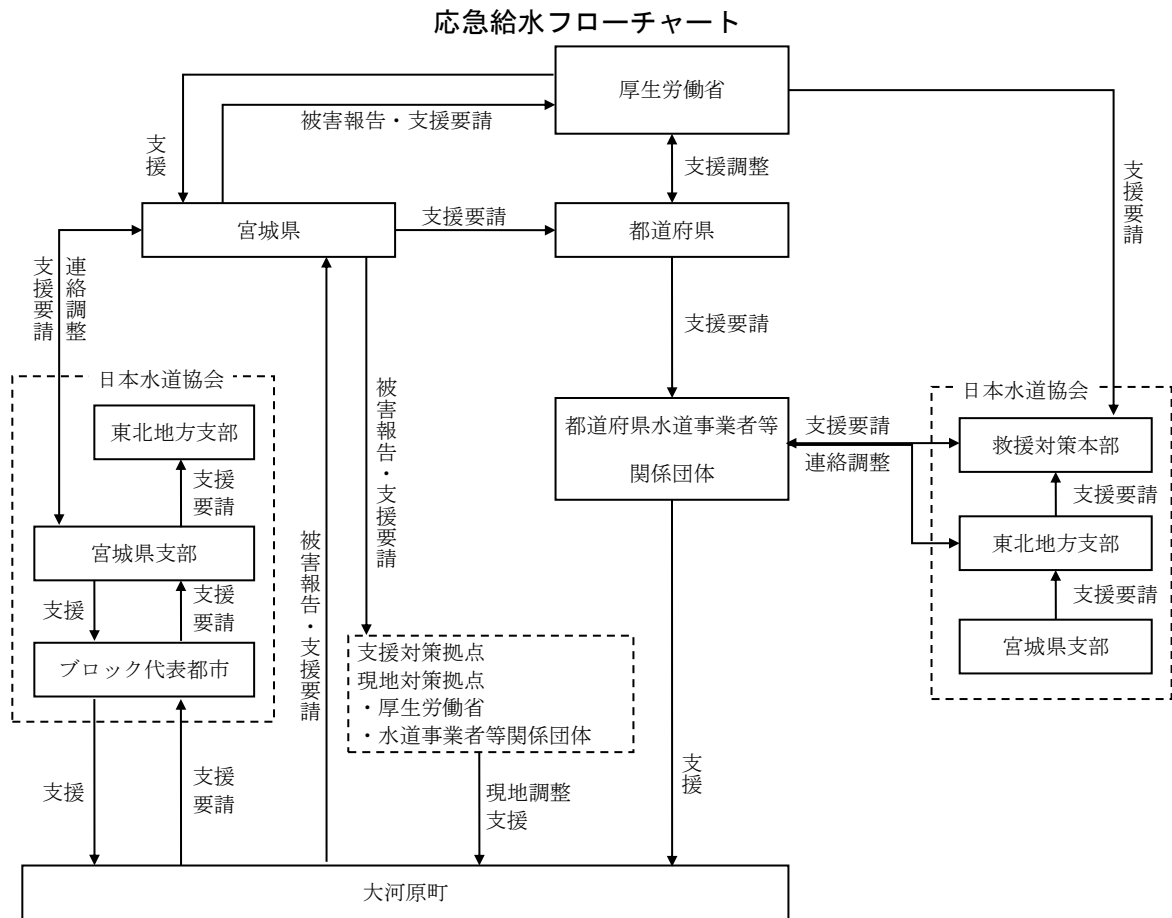
1 水道施設

- (1) 町は、災害発生後速やかに施設の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- (2) 町は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- (3) 町は、町内の関係業者の協力を得て、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等を確保するが、不足する場合には、県に対し、応援を要請する。
- (4) 町は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

また、仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

- (5) 町は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

- (6) 町は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき支援を求める。なお、応急給水及び応急復旧対策は、次の応急給水フローチャートにより行うものとする。



2 下水道施設

町は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、被害状況の的確な把握に努める。また、被害状況について必要に応じ県（中南部下水道事務所）へ報告する。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ マンホールポンプ

(ア) 停電により、マンホールポンプの機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

(3) 被害箇所の応急復旧

町内建設業者及び排水設備等工事指定店と連絡をとり合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(5) 広報活動

浄化センターが被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。このため、町は、広報を行い利用者に節水による下水使用の抑制を呼びかけ、浄化センター周辺の環境汚染を防止する。

3 電力施設

町は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力ネットワーク(株)白石電力センターに応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

地域内における電力施設の災害応急対策は東北電力ネットワーク(株)白石電力センターが行うものとし、その概要は次のとおりである。

(1) 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

(2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

(3) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去と公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、PR車、ホームページ、SNS等を利用し、電力施設被害状況、復旧状況、復旧見通し、及び公衆感電事故、電気火災の防止等について広報を行う。

(4) 復旧資材の確保

ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 事業所間相互の流用

(ウ) 他電力からの融通

イ 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両等をはじめ、その他実現可能な輸送手段により行う。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急的に必要となった場合は、町災害対策本部に協力を要請し、この迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関

等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を対策組織で勘案して迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により対策組織が実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器、機器、貯蔵品等の活用により応急復旧措置を行う。

(ウ) 配電設備

停電範囲、影響度を勘案し、応急用電源車等による仮送電を含め、重要度の高い線路から復旧する。

(エ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

4 ガス施設

町は、二次災害の防止と被災状態の復旧について(一社)宮城県LPガス協会等が実施する次の対策に協力する。

(1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア 応急措置と応援要請

気象警報等により発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集（電話等）によって被害状況を掌握する。

被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに(一社)宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。

イ 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピッ

ト) の緊急点検を実施する。

その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。

結果は(一社)宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ウ 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報（水害時は、容器流出についての情報）を(一社)宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

エ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、(一社)宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

(2) (一社)宮城県L Pガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。

ア 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施

イ 応急供給の実施

ウ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告

エ 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入れ調整

オ 二次災害防止のための広報活動

5 電信・電話施設

電気通信設備に係る災害応急対策は、東日本電信電話(株)宮城事業部が実施する。町は必要に応じ東日本電信電話(株)宮城事業部が実施する次の対策に協力する。

(1) 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

ア 非常用可搬型交換装置の出動

イ 衛星通信装置、可搬型無線装置等の出動

ウ 移動電源車の出動

エ 応急ケーブルによる措置

(2) 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

ア 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう措置する。

イ 災害時公衆電話の設置

- (ア) 町指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。
- (イ) 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。

ウ 公衆電話の無料化

広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

エ 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するものとするが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- (ア) 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (イ) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- (ウ) 被災地に指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報、又は救護を求める115番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第 28 節 農林業の応急対策

(農政課)

風水害等により、農業生産基盤、林道施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行うものとする。

1 農地・農業用施設

町は、農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 風水害等により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 林道、林地、治山施設

町は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、県の協力を得て安全性を点検し、早急に必要な対策を講じる。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- (2) 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施するほか、県の行う応急対策に協力する。

3 農産物

町は、災害に対応する次の技術対策を徹底し、被害の軽減を図る。

(1) 共通対策

ア 追播の実施

播種可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに追播を緊急実施するように指導する。

イ 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転換するように指導する。

ウ 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

(2) 水 稲

ア 水害

- (ア) 大雨に備え、排水路の整備(ごみの除去や草刈り)や排水機場の稼働体制を整える。
- (イ) 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。
- (ウ) 台風通過後には、用水路や排水路にごみがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

イ 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画を立て、栽培管理に当たっては、生育に応じた節水栽培を行うよう指導する。

ウ 凍霜害

育苗期間中は、降霜情報に注意し、水管理及び保温のための対策を行うよう指導する。

(3) 畑作物

ア 水害(野菜類)

- (ア) 圃場の排水を図り、浅い中耕による生育の回復を図るよう指導する。
- (イ) 退水後、病害虫防除のための薬剤散布を行うよう指導する。
- (ウ) ばれいしょは、収穫腐敗防止対策を実施するとともに、市場出荷又は飼料として、サイロにつめる。生育初期地表が洗い流されて露出したものは、早急に培土する。

イ 干ばつ(陸稲雑穀)

- (ア) 根をいためないように浅く表土を削って水分の蒸発を防ぐよう指導する。
- (イ) 畦間に敷わらを行い、灌水するよう指導する。

ウ 凍霜害

- (ア) 果菜類ビニールハウス内にさらにビニールを張るか、ハウスをコモ等で覆うよう指導する。
- (イ) 果菜類は定植期を急がず、その地帯の晩霜危険期を過ぎたときを目安とするよう指導する。
- (ウ) いちご及び圃場に定植した花き類はビニール、ポリエチレン、稲わら等で被覆するよう指導する。
- (エ) 萌芽後のばれいしょは、幼芽の隠れる程度覆土するよう指導する。

エ 雨害

麦類は、適期刈取りと乾燥法の改善、早期収納に努めるよう指導する。

オ 雪害(麦類、なたね)

融雪の促進を図り、融雪水の排水及び速効性肥料の施肥並びに薬剤散布を行うよう指導する。

(4) 果 樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支えるよう指導する。

(5) 施設園芸

ア 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努めるよう指導する。

イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努めるよう指導する。

ウ 暖房機を稼働させるための電源を確保するよう指導する。

エ 給水源等を確保するよう指導する。

(6) その他の災害等

その他の災害等については、農業災害対策指針（宮城県農政部）により、関係機関等と十分協議をしながら指導する。

4 畜産

町は、災害に対応する次の技術対策を徹底し、被害の軽減を図る。

(1) 応急技術対策

ア 水害

(ア) 家畜の退避と飼料確保を指導する。

(イ) 被害家畜の健康検査を実施するよう指導する。

(ウ) 圃場の排水に努めるとともに、収穫間近の場合、飼料作物の早期収穫を指導する。

イ 干ばつ

(ア) 飼料作物及び牧草地の灌水実施の指導を行う。

(イ) 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。

(ウ) 牧草類の早期刈りを指導する。

ウ 凍霜害

(ア) 被害作物は、直ちに収穫し、トレンチ、スタック、バンカー等のサイロを利用しサイレイジに調整するか、乾燥して貯蔵するよう指導する。

(イ) 発芽間もない牧草に対しては、鎮圧を励行するよう指導する。

エ 冷害

(ア) 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。

(イ) 家畜の日光浴の励行を指導する。

オ 雪害

(ア) 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。

(イ) 家畜施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

カ 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

キ 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

(2) 家畜伝染病の発生防止

ア 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、県の指示に従って家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

イ 家畜の所有者に対し、必要により次の措置を講じさせる。

(ア) 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

(イ) 殺処分及び死体の焼却、埋却

(ウ) 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

(3) 死亡獣畜の処理

町は、県の指導・協力のもと、次の活動を行う。

ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、死亡獣畜の検査を県に依頼する。

イ 所有者不明等の死亡獣畜について、町が処理を行う。

5 林業

(1) 町は、県の指導・助言を得て、関係団体等と協力しながら、地域における応急対策を実施する。

(2) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について、応急対策を行う。

第 29 節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

1 二次災害の防止活動

(1) 町及び県又は事業者の対応

ア 町及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

イ 町は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止及びライフライン復旧時における火災警戒等について、必要に応じて、県から助言及び指導等を受けるものとする。

ウ 消防職員、消防団員、警察官、自衛隊員や町職員等、救難・救助・パトロールや支援活動に当たる関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。

エ 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

オ 町は、水道の漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

カ 町は、下水道の漏水による汚染水の拡散防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

キ ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等報道機関等の協力を得て周知する。

ク 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

ケ 町及び道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

(2) 水害・土砂災害

ア 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水箇所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

イ 点検の実施

町及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて

実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報等の広報を行う。

町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、県に土砂災害に関する情報の提供を求め、入手した情報を基に避難情報等発令の判断を行う。

(3) 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は、共同で必要に応じて対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、土砂災害警戒情報を通常より低い基準で運用する。

(4) 警報・注意報

仙台管区气象台は、特定の警報・注意報について、必要に応じて対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(5) 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急処置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

(6) 有害物質等

町及び県又は事業者は、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(7) 地震・誘発地震

町及び県又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

2 風評被害等の軽減対策

(1) 町及び県は、地震、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

(2) 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

(総務課)

大規模な災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められるときは、町は、区域内の土地、建物又は工作物等を使用し、収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を講じ応急対策の万全を図る。

1 応急公用負担等の権限

- (1) 町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
 - ア 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じること。
 - ウ 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- (2) 町長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 事前措置等

- (1) 町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。
- (2) 町長は、警察署長に対し、(1)の事前措置等の指示を実施するよう求めることができる。この場合、警察署長がその指示を実施したときには、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 立入り検査等

町長は、次の事項について知事より通知を受けたときは、その権限に属する事務の一部を行うものとする。

- (1) 町長は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、町の職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- (2) 町の職員が、(1)により立ち入る場合は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- (3) 町の職員が、(1)により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (4) 町長は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

4 公用令書の交付

- (1) 町長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をするときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- (2) 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ア 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - イ 当該処分の根拠となった法律の規定
 - (ア) 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - (イ) 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - (ウ) 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- (3) 町長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- (4) 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

5 損失補償及び損害補償等

- (1) 町は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- (2) 町は、区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、県条例の定めに従い損害を補償する。

第31節 ボランティア活動

(福祉課・社会福祉協議会)

大規模災害発生時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町は、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携のうえ、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、町は、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け・ごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 町災害ボランティアセンター

町社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等関係機関が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援する。

2 ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りするボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援するものとする。

3 ボランティアセンター等への支援

町は、ボランティアのコーディネートに際して、高齢者介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町は、町災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 町職員の派遣

- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

4 一般ボランティア及び専門ボランティアの活用

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、社会福祉協議会内の災害ボランティアセンターと連携して、有効に活用する必要がある。

(1) 一般ボランティア

- ア 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- イ 避難所の運営への協力
- ウ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ア 災害支援ボランティア講習修了者
- イ アマチュア無線技士
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- オ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- カ 通訳（外国語、手話）

5 専門ボランティアのコーディネート体制

関係する組織等からの申込みについては、町が県の協力を得て対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

No.	主な受入れ項目	担当課
(1)	救護所等での医療、看護、保健予防	健康推進課
(2)	砂防関係施設診断	地域整備課
(3)	外国人のための通訳	町民生活課
(4)	被災者へのメンタルヘルスケア	健康推進課
(5)	高齢者、障がい者等への支援	福祉課
(6)	アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務課
(7)	その他専門的知識が必要な業務 (被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定)	各課

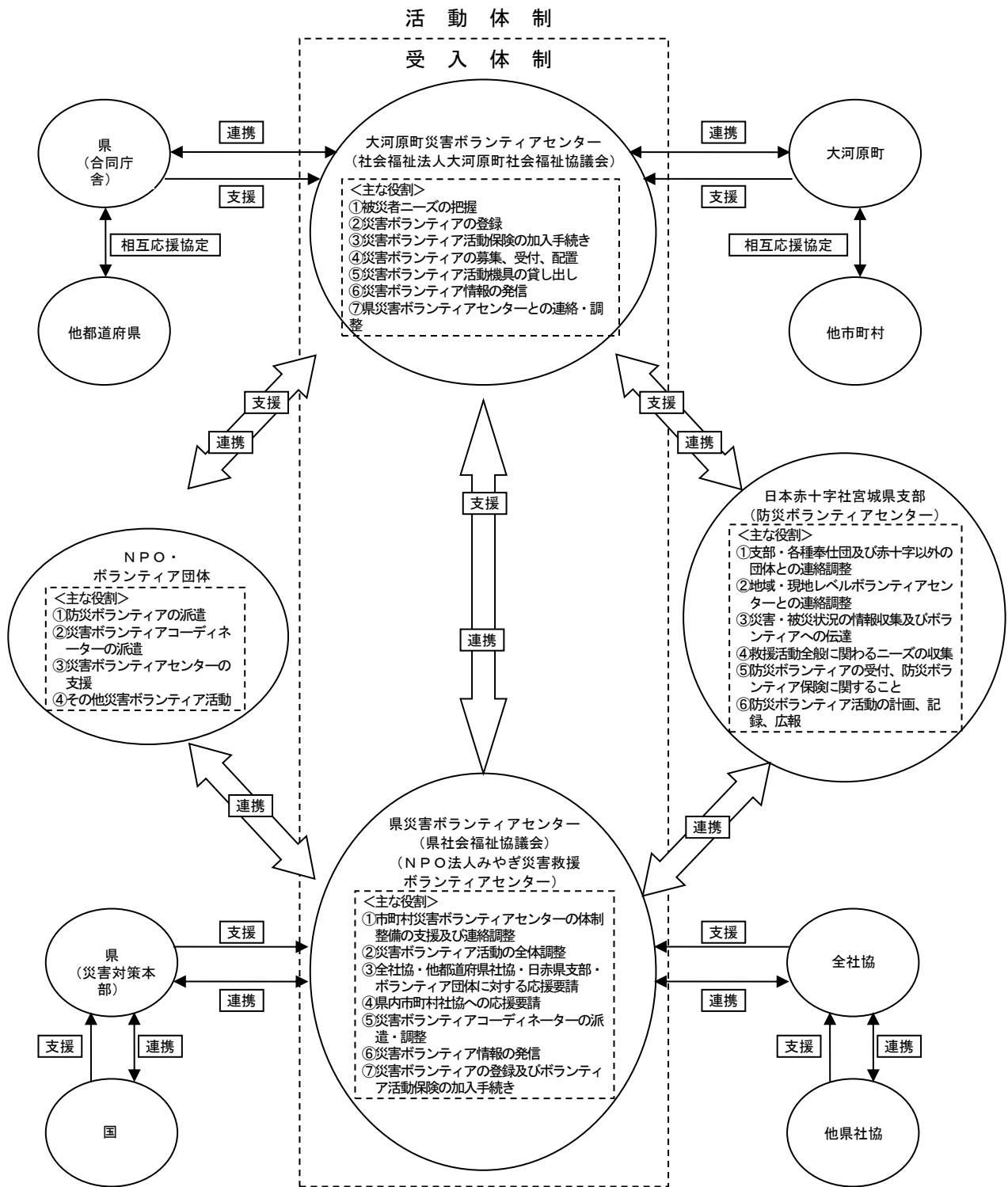
6 災害ボランティアニーズの把握

町は、災害ボランティアセンターに対し、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動ができるよう速やかに支援体制を整える。

7 NPOとの連携

町は、一般ボランティアの受入れ体制づくりを、町社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

災害時の災害ボランティアセンター体制整備イメージ図



※NPO法人災害救援ボランティアセンターの主な構成員

- 宮城県社会福祉協議会 ○仙台市社会福祉協議会 ○みやぎ生活協同組合 ○(財) 仙台YMCA ○(財) 宮城県国際交流協会
- 学校法人東北福祉大学 ○宮城県社会福祉施設経営者協議会 ○宮城県民生委員・児童委員協議会 ○NPO法人宮城県ボランティア協会
- 宮城県地震前兆現象観測ネットワーク
- その他 一般企業・個人等

第 32 節 災害種別毎応急対策

(総務課)

大規模な火災及び事故災害が発生した場合、町は迅速かつ的確に被災者の救済や被害の拡大の防御対策等応急措置を講じる必要がある。ここでは災害種別ごとの町と防災関係機関による災害の応急対策について定める。

1 火災応急対策

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

(1) 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(2) 消防活動

ア 消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

(ア) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

- a 延焼火災の状況
- b 自主防災組織の活動状況
- c 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- d 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- e 要救助者の状況
- f 医療機関の被災状況

(イ) 消防活動

- a 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- b 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- c 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を最優先に行う。
- d 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設

等の消防活動を行う。

- e 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- f 住民及び自主防災組織等と連携して消防活動を行う。

(ウ) 救急救助活動

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急処置と安全な場所への搬送を行う。

イ 消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部及び消防署の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

(ア) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

(イ) 避難誘導

避難情報等が発令された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(ウ) 救急救助活動

消防本部及び消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

ウ 住民、自主防災組織及び事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、安全な範囲内で、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止するものとする。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

(ア) 住民

a 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行うものとする。

b 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲み置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

c 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

(イ) 自主防災組織

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には次の活動を行うものとする。

a 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

b 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

(ウ) 事業所

a 火災が発生した場合の措置

(a) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。

(b) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

b 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 応援要請

ア 火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、宮城県広域消防相互応援協定書及び仙南2市6町消防相互応援協定書に基づく応援要請を速やかに行う。

(ア) 応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。(要請は電話で行い、後日文書を提出する。)

a 火災の状況及び応援要請の理由

b 応援消防隊の派遣を必要とする期間

c 応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材

d 進入経路及び結集場所

(イ) 応援隊の受入れ体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、町は、連絡班を設け受入れ体制を整えておく。

a 応援消防隊の誘導方法

b 応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

c 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

イ 宮城県防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「宮城県広域航空消防応援協定」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、町は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ確かな消防活動を行う。また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

(1) 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入林者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに応急体制を準備する。

ア 火災警報の発令等

仙台管区气象台から通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹き流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

(2) 林野火災の防御

林野火災発生時の通報通信体制、防御隊の編成、指揮系統等を整備して、林野火災の防御に当たる。

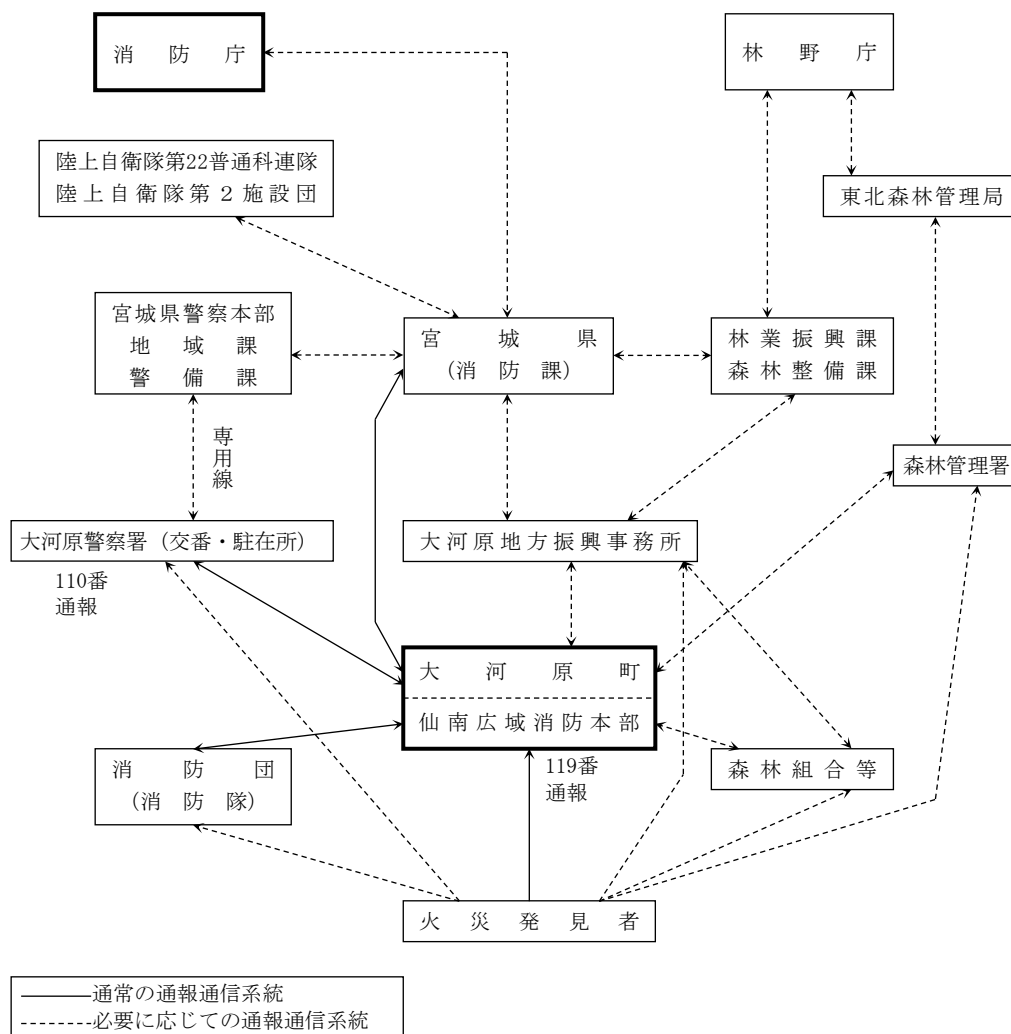
ア 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して、県、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、屋外拡声装置、サイレン、広報車等により行う。

通報通信系統図



イ 防御隊の編成、出動区分等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動区分については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、長時間にわたる防御活動が必要なため、食料、飲料水、医療器材の補給確保を図る。

ウ 相互応援協定による応援要請

火災現場の状況により、後続応援又は関係機関及び付近の一般住民の協力を要請し、他市町村の応援要請の場合の基準、手続き等は消防計画の定めるところによる。

エ 自衛隊の災害派遣要請

林野火災の延焼拡大が甚だしく消防隊及び関係機関並びに付近住民の協力を得ても防御困難な場合は、町長から知事に自衛隊の派遣を要請するものとし、要請手続き等は、本章第9節「自衛隊の災害派遣」による。

オ 現場指揮本部の設置

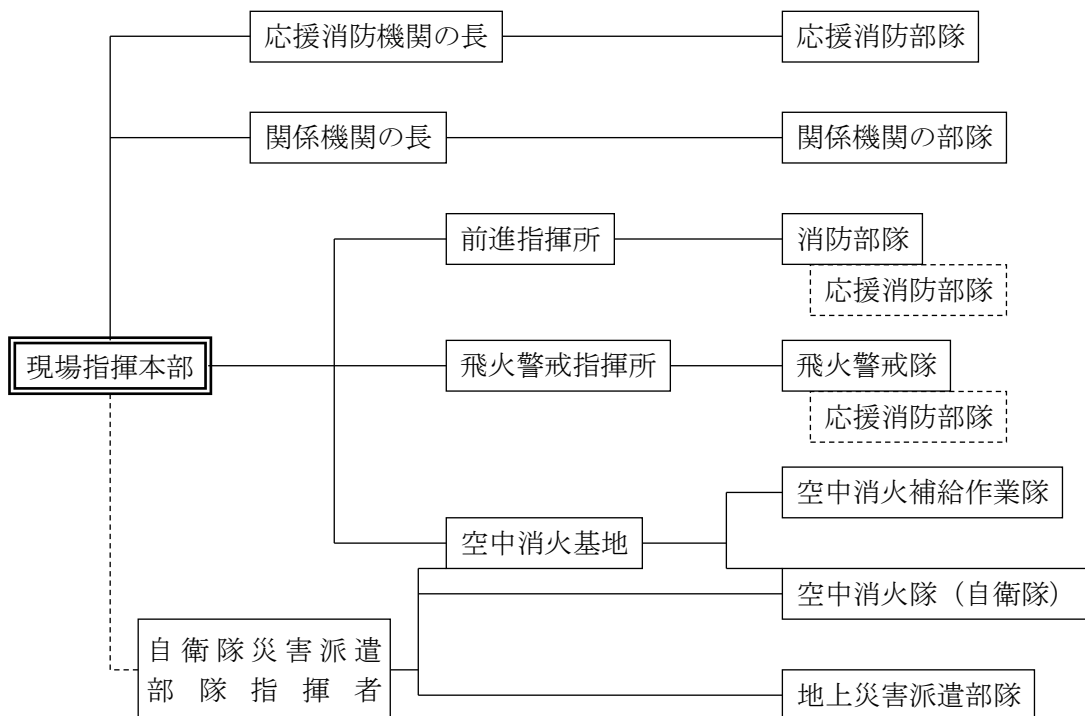
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長を最高指揮者として、状況に応じた防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

(ア) 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図る。

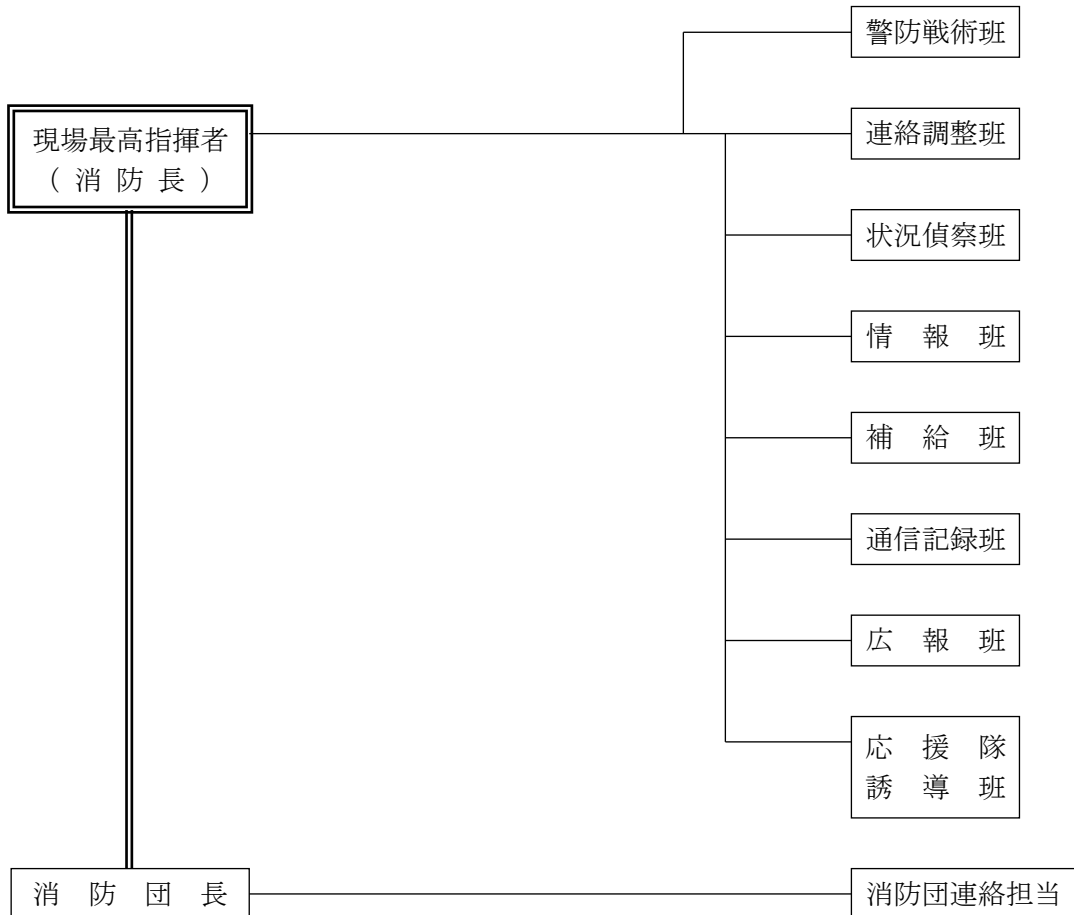


(イ) 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御活動の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

(ウ) 現場指揮本部の編成

a 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。



b 任務

(a) 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- ・ 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- ・ 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- ・ 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- ・ 出動隊の車両の部署、位置等を適正に指示する。

(b) 連絡調整班

町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

(c) 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵

察収集する。

(d) 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮班、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

(e) 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

(f) 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

(g) 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の現況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について住民に対し巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

(h) 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

カ 住民の安全対策

林野火災多発期において、異常乾燥、強風時等の気象条件のときには、時機を逸することなく警戒広報隊などを派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を行うとともに、拡声器等を使用して警戒心の高揚に努める。

なお、林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を期する。

(ア) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認に努め、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

(イ) 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊（集落警戒班）などの消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。

(ウ) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、当該住民の避難を指示し、避難の方法は、本章第14節「避難活動」による。

キ 消火方法

(ア) 地上消火

a 注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組み合わせによるもの等林野の実態に応じた注水消火体制をとる。

b 叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

c 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を阻止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定する。

d 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで、他に適当な消火方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方において火を放つ迎え火を活用する。

(イ) 空中消火

町長は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火について自衛隊の派遣を要請し、空中消火を実施する。

a 地形等の状況により地上の防御が困難な場合

b 火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

c 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

d その他必要と認められる場合

(ウ) 残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理の徹底を期する。

a 残火処理に当たる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任を持って処理し、未処理部分がないよう配慮する。

b 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は、延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。

c 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場所は十分に浸潤させ、残り火の掘り返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、可搬式散水装置等の活用を図るとともに、土かけ等によって窒息消火を併用する。

d 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は伐倒して確実に処理する。

e 残火処理が終了したのちも、必要な監視警戒隊を残留し、巡視及び応急措置を行う。

3 危険物等災害応急対策

消防本部は、危険物施設等の被害状況を速やかに把握するとともに、二次災害防止のため、直ちに火災警戒区域を設定するなど迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、防災関係機関等と相互に協力し、総合的な災害防止対策を実施するものとする。

(1) 住民への広報

町及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

(2) 危険物施設

ア 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督

者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地区住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

イ 災害発生事業所等における応急対策

(ア) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに町、消防本部等関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、地区住民に避難するよう警告する。

(イ) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

a 危険物の漏洩があった場合

- (a) 損傷箇所の修理を行う。
- (b) 損傷タンク内の危険物を他の損壊していない貯蔵タンク等へ移送する。
- (c) 中和剤等により、流出した危険物の処理を行う。
- (d) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (e) 消火準備を行う。

b 消防本部に対し、爆発性、引火性物品の所在施設及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

(3) 高圧ガス施設

高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

(4) 火薬類取扱施設等

ア 火薬類販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

(ア) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。

(イ) 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

イ 消防本部は、火薬類取扱施設等の関係者に対し、災害防止措置の指導等を行うとともに、常に警察関係機関と連携を図り、災害の拡大、二次災害等の防止に努めなければならない。

(5) 毒物・劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設

消防本部は、毒物・劇物及び指定可燃物貯蔵取扱施設の関係者に対し、災害防止措置の指導等を行うとともに、常に関係機関と連携を図り、災害の拡大、二次災害等の防止に努めなければならない。

また、災害による毒物・劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害についての注意喚起を行う。

4 航空災害応急対策

町は、航空機事故等による災害から乗客及び住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大の防御又は被害の軽減を図る。

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報するものとする。
- (2) 事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- (3) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (5) 災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- (6) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 鉄道災害応急対策

町内において鉄道災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ輸送の確保を図るため、町は、必要な措置をとるとともに、東日本旅客鉄道(株)仙台支社の対策（早期初動体制の確立、被害状況の把握、的確な応急対策の実施）に協力する。

- (1) 速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握でき次第、その結果について、県へ報告する。
- (2) 災害応急対策の実施状況について、必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の市町村への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

6 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、町は他の道路管理者及び防災関係機関と密接な連携を図り、速やかな応急対策を講じる。

(1) 被災状況等の把握

災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じる。また、被害情報の収集に努める。

(2) 負傷者の救助

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

(4) 二次災害の防止対策

災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合

は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第 3 章 特殊災害対策

第1節 原子力災害対策

(総務課)

宮城県内には、女川町に東北電力(株)女川原子力発電所が設置されている。

本町は、原子力災害対策が必要とされる、原子力発電所から5km圏内の「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」、5～30km圏内の「緊急防護措置を準備する区域(UPZ)」の区域外となっており、法的に原子力災害対策が必要な地域とはされていない。

しかし、東北太平洋沖地震に端を発する、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故では、情報提供や風評被害等、広い地域で多大な影響が発生した。

そこで、町は、東北電力(株)女川原子力発電所で事故が発生し、放射性物質及び放射線が外部に漏出した場合を想定し、以下の対策を講じる。

1 原子力災害事前対策

(1) 災害応急体制の整備

ア 町の防災体制の整備

原子力発電所における緊急事態は以下のとおり分類される。

町は、以下の各状況、県の活動体制に応じた防災体制をあらかじめ定めておく。

(ア) 警戒事態

対象事象等：警戒事象(特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等)が発生した段階

概要：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※)を対象とした避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

※施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- ・要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ・妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ・安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

県の活動体制：原子力災害特別警戒配備

(イ) 施設敷地緊急事態

対象事象等：特定事象(原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象)が発生した段階

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

(ウ) 全面緊急事態

対象事象等：全面緊急事態に相当する緊急時活動レベルに至った場合（原子力災害対策特別措置法第15条、緊急事態）

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

イ 緊急時モニタリング体制の整備

町は、原子力発電所からの放射性物質の放出に備え、緊急時モニタリングに必要な装備・備品の確保、モニタリングの実施場所の確保に努める。

ウ 緊急物資等の確保

災害が大規模となり、被災地において緊急物資の不足が発生した場合、又は、消防・救急等の即時対応が要請された場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ県と調整し、必要な物資・資機材等の確保に努める。

エ 緊急輸送道路・避難道路の確保

被災地への人員・物資等の輸送や被災地からの避難者の移動、負傷者等の搬送等に備え、県とあらかじめ緊急輸送道路・避難道路の確保に努める。

(2) 防災知識の普及

ア 町職員に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (イ) 原子力発電所の概要に関すること。
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること。
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (オ) 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
- (カ) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (キ) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (ク) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (ケ) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること。
- (コ) その他緊急時対応に関すること。

イ 住民に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (イ) 原子力発電所の概要に関すること。
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること。

- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - (オ) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (カ) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
 - (キ) 要配慮者への支援に関すること。
 - (ク) 緊急時にとるべき行動に関すること。
 - (ケ) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (3) 原子力防災訓練の実施
- ア 国や県等が実施する防災訓練への参加
町は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。
- (4) 複合災害対応に係る体制整備
- 風水害や地震、津波と原子力災害が同時に発生し、避難者が大量に発生する可能性があるため、あらかじめ、町内の避難者の受入れを行う避難所及び避難道路の指定を行う。

2 緊急事態応急対策

- (1) 応急措置の概要
- ア 町のとるべき措置
町は、原子力発電所における緊急事態の発生を覚知したときは、防災担当職員を中心に以下の活動を行う。
 - (ア) 情報収集活動
 - (イ) 緊急時モニタリング
 - (ウ) 広報・広聴活動
 - (エ) 被災地への応援協力活動
- (2) 情報収集活動
- ア 県からの情報収集
放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は、及ぶおそれがある場合、県知事（県災害対策本部長）は、必要に応じて県防災行政無線を用いて町に情報の提供を行うこととされている。
町は、県からの第一報を受けた場合、継続的な情報収集に努めるとともに、今後の町の対応、住民への広報内容等について、県と調整を行う。
- (3) 緊急時モニタリング
- ア 町内の放射線量の観測
県知事（県災害対策本部長）から、放射性物質の大量放出の連絡を受けた場合、町は独自の判断で、速やかに緊急時モニタリングを実施する。また、必要に応じて、町内で生産される農水産物や工業製品等（地域生産物）の放射線量の計測を行う。
モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。
- (4) 広報・広聴活動
- ア 町の広報・広聴活動
町は、原子力発電所等における緊急事態の状況、緊急時モニタリング等、町民に対して、継続的に広報を行う。広報に当たっては、正確な情報を分かりやすく伝えることに努

め、デマや風評に惑わされず、冷静沈着に行動するよう促す。

また、緊急事態に対して不安を抱く住民の問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口の設置を検討する。

ボランティアの募集を実施する場合は、町社会福祉協議会とともに、募集内容等の広報を行う。

(5) 被災地への応援協力活動

ア 避難者の受入れ

原子力災害、又は、風水害や地震、津波と原子力災害の複合災害により、避難者が大量に発生する可能性があるため、災害の規模に応じて、「原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書」に基づき、町内の指定避難所に避難者の受入れを行う。

避難者の受入れに際しては、避難道路を指定し、避難者を誘導するとともに、町民に対しては不要不急の外出を控えるよう要請し、速やかな避難の実施に努める。

避難所や避難道路を指定した場合、県を通じて、被災市町村に通知する。

イ 応援要請への対応

被災市町や県から、救急や消防職員の派遣、緊急物資の供給等の応援要請を受けた場合、可能な範囲で対応する。

ウ ボランティア活動支援

被災地におけるボランティアニーズは県、国、関係団体が把握する。

町は、これらの情報を基に、町社会福祉協議会とともに、必要に応じてボランティアを募集し、被災地等に派遣する。

3 原子力災害中長期対策

(1) 汚染の除去等

ア 継続的な環境放射線モニタリング

放射性物質の放出が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な環境放射線モニタリングの実施に努める。

モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。

イ 除染

環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の結果、住民の生活に影響のある放射線量が観測された場合、町は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。

(2) 風評被害等の影響の軽減

町は、風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて町内で生産された地域生産物の放射線量の計測を行い、その結果を公表するとともに、県と協力し、国、関係機関、報道機関、業界団体や市場関係等に情報を提供する。

第2節 火山・降灰対策

宮城県内には、3つの活火山が存在している。これらの火山の噴火を想定し、以下の対策を講じる。

1 宮城県内の活火山

今後、噴火の可能性のある活火山について、火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義とした。

県内では下記3火山が活火山として定義されている。

このうち、蔵王山については、本町を流れる白石川の上流に位置しており、3火山の中で比較的大きな影響が考えられる。

火山名	周辺の市町村名
栗駒山	栗原市
蔵王山	蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市
鳴子	大崎市、栗原市、加美町

2 災害応急対策

- (1) 仙台管区气象台が蔵王山に噴火警報・噴火予報、降灰予報を発表した場合、又は、火山が噴火した場合、町は、関係機関や町民等に、あらゆる手段を活用して、情報提供を図る。
- (2) 噴火した火山の近傍の市町村から避難の要請を受けた場合、速やかに避難所を開設し、避難者の受入れに努める。

その際、車両での避難を速やかに行えるよう、県、警察等と連携し、避難道路となり得る道路を指定し、町民には避難道路の使用を抑制するよう広報を行う。

- (3) 町内に火山灰が降灰した場合、以下の対応を行う。

ア 町は、大河原町役場の屋上に降灰量を測定するための測定器を設置する。また、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、仙台管区气象台等から降灰に係わる情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

イ 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

第 4 章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

(全課局)

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い地域を構築していくことを目的とする。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定

(1) 基本方向の決定

町は、被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町及び県が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(3) 女性及び要配慮者の参画促進

町及び県は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

(4) 職員派遣等の要請

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部を設置された災害（特定大規模災害）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2 災害復旧計画

(1) 基本方針

町は、災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(3) 事業の実施

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

ア 町は、災害復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等に

ついて必要な措置を講じる。

イ 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。

ウ 町は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ 町は、町道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

オ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

(4) 復旧事業計画の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- ・河川
- ・道路
- ・砂防設備
- ・林地荒廃防止施設
- ・下水道
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・公園

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

ウ 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

エ 水道施設等災害復旧事業計画

(水道法)

オ 清掃施設等災害復旧事業計画

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

カ 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

キ 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

ク 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

ケ 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

コ その他災害復旧事業計画

(5) 災害復旧事業に伴う財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ その他

3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町及び県は被災後、必要に応じて速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

復興の必要性を確認した場合は、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

ア 町の復興計画の策定

町は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 被災前の地域課題等の考慮

町は、復興計画の策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

ウ 地域全体での合意形成

町は、住民に対し、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

(3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

(総務課・企画財政課・税務課・町民生活課・福祉課・子ども家庭課・農政課・商工観光課)

町は県及び防災関係機関と協力して、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講じる。

1 罹災証明書の交付（資料20-1・20-2参照）

町は、発災後できるだけ早期に、罹災台帳を整備し、被災者から申請された場合には、速やかに「罹災証明書」を交付する。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の申請や災害救助法による各種施策、税の軽減を行うに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的として、町長が発行する。

なお、罹災証明書の交付に当たり、必要な職員が確保できない場合は、必要に応じて、県等に職員の派遣を要請する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真や、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

(1) 罹災証明書は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

イ 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや

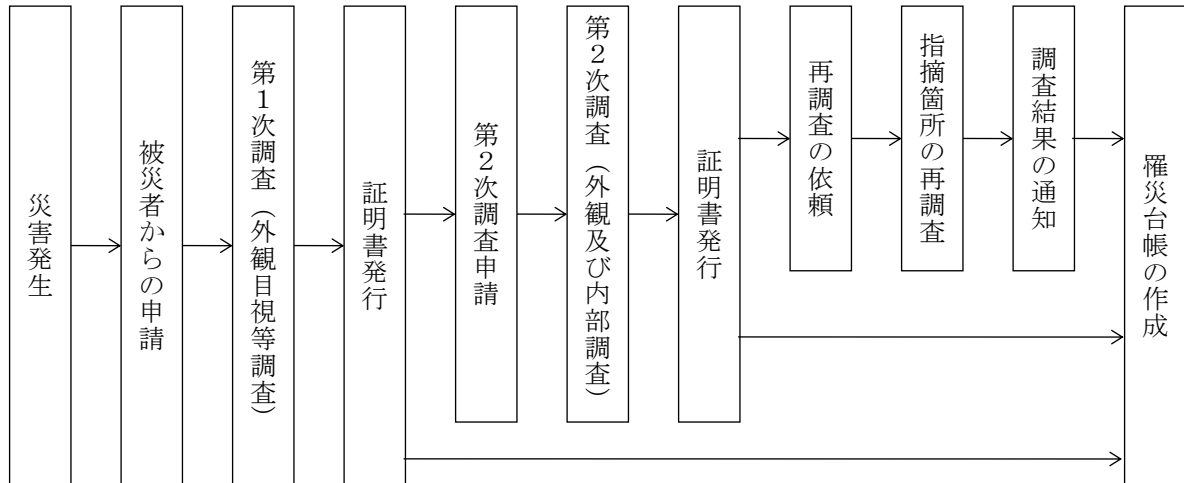
(2) 発行は、本町の区域内にある家屋の所有者、占有者の申請に基づき、速やかに調査を行い、上記アについては町長が、イについては仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長が行う。

(3) 被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 令和3年3月改定）・「大河原町罹災証明・被災証明対応マニュアル」等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき火災調査を行う。

(4) 被害調査は、3人以上1組とし、町職員及び専門知識を有する他の地方公共団体職員等の応援、又は建築士等の専門知識を有する者の協力を得て行う。

判定が困難なものについては、必要に応じ、専門知識を有する建築士等の意見を聞いて判定する。



2 被災証明書の発行（資料12-3参照）

町は、罹災証明書の対象外となる住家以外の建物、車両、家財等の被害の有無の証明のため、被災者の申請により被災証明書を発行する。

3 被災者台帳の作成

町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

4 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

(1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害

イ 町域で10世帯以上の住宅が全壊した場合

ウ 県域で100世帯以上の住宅が全壊した場合

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生し、上記アからウに規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ 上記ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウに規定する都道府県が2以上ある場合、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上

の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満の市町村に限る。）における自然災害

(2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給条件

ア 支給額

支給額は、①②の支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2 (2) アに該当)	解体 (2 (2) イに該当)	長期避難 (2 (2) ウに該当)	大規模半壊 (2 (2) エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・全壊、大規模半壊、解体、長期避難世帯

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

・中規模半壊世帯

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	100万円	50万円	25万円

※中規模半壊の場合は、加算支援金のみ申請可能。

※世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。

※自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯（「単身世帯」）の世帯主に対する支援金の支給額は、複数世帯の世帯主に対する支援金の支給額の4分の3とする。

※基本額の金額は、居住関係経費の金額に係わらず、一定額で支給される。

※居住関係経費（加算支援金）は、その内容により支給額が異なる。

(4) 支給手続き

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(財)都道府県会館に提出する。

(5) 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

(6) 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

5 資金の貸し付け

(1) 災害援護資金（資料21－2参照）

災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行う。また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

(2) 母子父子寡婦福祉資金

県は、町との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

(3) 生活福祉資金

福祉課は、町社会福祉協議会と協議のうえ、県社会福祉協議会による、被災者に対して生活福祉資金の貸付制度の利用を促進する。

6 生活保護

仙南保健福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合は、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給して支援する。また、町は仙南保健福祉事務所との連絡調整を行う。

7 その他救済制度

自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

8 租税等の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。

(1) 町税の徴収猶予及び減免等の措置

町は、被災者の町民税及び固定資産税等の徴収猶予及び減免等について、条例の定めるところにより、必要な措置を講じる。

(2) 国民健康保険税の減免及び医療費負担等の措置

町は、被災者の国民健康保険税の減免及び医療費負担について、条例の定めるところにより、必要な措置を講じる。

(3) 介護保険料の減免

介護保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、条例の定めるところにより、必要な措置を講じる。

9 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、大河原公共職業安定所と連絡

協力して職業のあっせんに努める。

また、被災者の働く場の確保のため、県と協力し、即効性のある臨時的な雇用創出策と中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報

- (1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、掲示板、広報車、ホームページ、広報紙等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

11 被災者への精神的なケア

町は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

(1) 精神障がい者の生活再建支援

ア 被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱をきたしたり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声かけ、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。町は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第3節 住宅復旧支援

(地域整備課)

町、県及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

1 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構と締結した災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。併せて、地元金融機関等の協力を求めるものとする。

また、町は、必要に応じ、県と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

2 住宅の建設等

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

ア 災害公営住宅の確保

町及び県は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り、又は被災者へ転貸するために借り上げる。

イ 災害公営住宅の建設等における指導・支援

町は、災害公営住宅の建設等を行う場合、県の指導を得て実施するとともに、町において対応が困難な場合には、県に建設等を要請する。

ウ 安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

エ 生活維持の支援

町及び県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

オ 計画的な恒久住宅への移行

町及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募によらず入居できる措置等を講じる。

3 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

(1) 事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

(2) 移転促進区域

ア 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

イ 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

(3) 補助制度等

ア 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：（ア）～（キ）は3／4、（キ）は1／2）

（ア）住宅団地の用地取得造成

（イ）移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

（ウ）住宅団地の公共施設の整備

（エ）移転促進区域内の宅地等の買い取り

（オ）住宅団地内の共同作業所等

（カ）移転者の住居の移転に対する補助

（キ）事業計画の策定

イ 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興支援

(商工観光課・農政課)

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、町は国、県と連携して各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

1 中小企業金融対策

- (1) 町は振興資金等融資制度の充実を図るほか、国・政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。
- (2) 町は、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- (3) 町は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

2 農林業金融対策

町は、県に協力を要請し、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設等、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

3 相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

(総務課・企画財政課・地域整備課・上下水道課)

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために、町は、都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

1 防災まちづくり

- (1) 町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。
併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化、耐水性の配慮、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、土地区画整理事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- (6) 町、県及び当該教育委員会は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

2 想定される計画内容例

町は、関係機関と連携し、都市基盤の復興を目指して、各種事業計画を策定する。

- (1) 主要交通施設の整備
道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

(2) 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

(4) 防災基盤の整備

河川、砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と公園等の防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

(福祉課・会計課)

大規模災害時には、県内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

1 受入れ

(1) 窓口の決定

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 受入れ及び管理

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

2 配分

(1) 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議のうえ、義援金の受入れ団体の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分な協議のうえ、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

(2) 配分

ア 宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町が行う。

イ 義援金の使途については、町は関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

第7節 激甚災害の指定

(総務課)

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

1 激甚災害に関する調査

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準(資料21-1参照)を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努める。

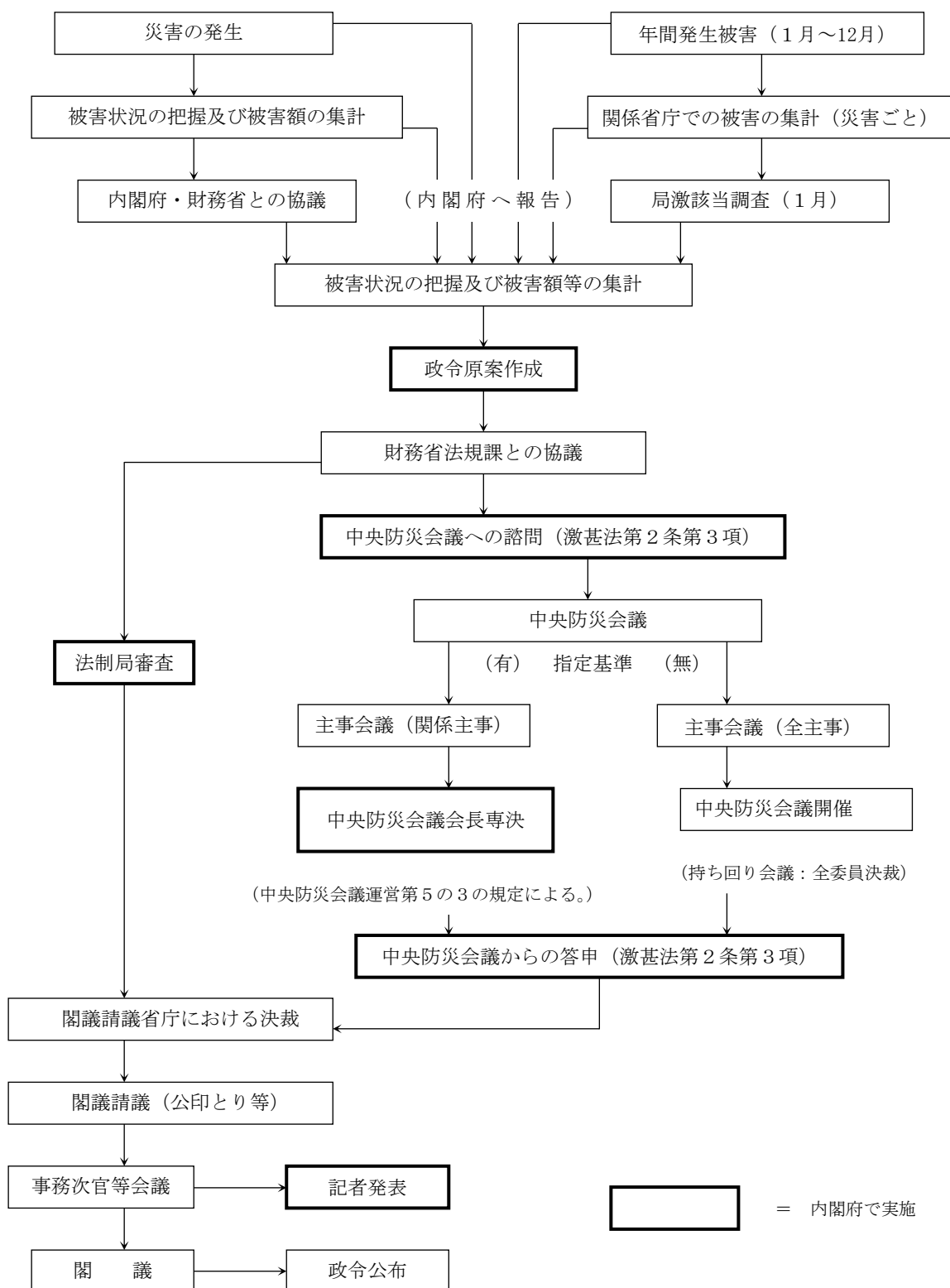
2 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害指定事務手続き

< 激甚災害（本激） >

< 局地激甚災害（局激） >



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導き出し、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災・減災対策に生かすことにより町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

また、過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

1 検証の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

【主な検証項目例】

- (1) 情報処理
県や国、近隣市町村等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等
- (2) 資源管理
業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材等）の調達等
- (3) 指揮・調整
災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各担当・庁内各課の間の業務調整
- (4) 組織間連携
庁外各機関（県、国、町内関係機関、協定締結団体等）との調整
- (5) 個別のオペレーション
救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
- (6) 広報・相談
町民や町外への広報・相談等
- (7) 計画やマニュアル
事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

2 検証体制

町、県及び防災関係機関は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた

検証委員会等の立ち上げについても検討する。

3 検証の対象

応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

- (1) 災害対策本部（庁内各課等）
- (2) 県
- (3) 防災関係機関
- (4) 町民
- (5) 自主防災組織
- (6) 支援自治体
- (7) ボランティア団体 等

4 検証手法

町、県及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

5 検証結果の防災対策への反映

町、県及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等として取りまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々な生じ得る事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県や国への働きかけを行う等、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えるよう努める。

6 災害教訓の伝承

町、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する等、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。